

とである。

南太平洋方面の轉進によつて、同方面に於ける昨夏來の日米間の熾烈な消耗戦は、現在、一應小康状態を示し、我軍はこの轉進による負擔軽減によつて、新たな作戦を展開するに至つてゐる。即ちそれは、昨年末來のビルマ方面の英空爆に對する反攻であり、また二月二十一日の廣州灣租借地への進駐を始めとする南支、中支方面の作戦の展開である。この作戦の意味は、支那現地軍當局談にもある如く、重慶撃滅の一層の徹底化を示すものに他ならない。かゝる我軍の新行動に對し、南京國民政府は、一月九日對英米宣戦を布告すると共に、對重慶撃滅の一翼を擔ふに至つて居り、重慶の苦境、動搖は一段と強まつたと見られてゐる。併し、重慶は米英の最後の勝利の迷夢を未だ脱しきれずに居るし、また米英の反攻も、今後に於て一層強まると見なければならぬ。南太平洋方面の轉進の成功によつて同方面の激闘は一應の小康状態にあるとは云ふものゝ、大東亞戦は決して決戦段階を脱した譯ではなく、寧ろ決戦的要素は次第に増大しつゝあるのである。

かゝる決戦的要素はまた、大東亞戦と不可分の關係にある歐洲戦に於ても色濃く認められる。今冬來の、東部戦線に於ける獨軍の後退、北阿に於ける米英の攻勢は、これを證して餘りある。最近に至つて、北阿戦及び東部戦共に樞軸軍の反撃は漸く活潑化しつゝあり、春季の倒來を待つて、獨軍の攻勢は再び展開されると思ふが、併し、ゲッペルス宣傳相の警戒する如く、獨軍にとつても決して樂觀は許されず、歐洲も今年に於て、愈々文字通りの決戦場裡と化すると見なければならぬ。かくして、我國は、昭和十八年を迎へて、正に決戦の眞只中に立たされてゐると云ひ得よう。

二、共榮圈綜合戦力増強策の進展

前述の如き決戦段階に即應する我國の施策は、外は樞軸國並びに大東亞諸民族との協力を強化すると共に、内に於ては一億國民の總力を結集して戦力の増強を急速に達成するにあらねばならない。これは、第八十一議會再開劈頭の施政方針演説に於て、東條首相より闡明された處であるが、同演説に於ける獨伊滿支を始め、印度、緬甸、比律賓等に關する聲明は、一にこの樞軸陣營協力體制の強化を意味するものに他ならなかつた。のみならず、この聲明に前後してなされた租界還付及び治外法權撤廢、敵産返還、供款供與等を内容とする日支合作、對支支援の強化、並びに日獨、日伊經濟協力協定の締結、及び「日佛印經濟協定」に基く對佛印經濟提携の一段の強化等は、經濟的に見て、共榮圈綜合戦力の強化を促進する點に現實的意義が認められるのである。

國民政府の參戰（一月九日）、我國の國民政府への租界還付及び治外法權撤廢（一月九日）、敵産の

返還等に現れた日支提携強化の意義は、具體的には、日華基本條約以來の中國の自立性を尊重し、相携へて東亞の防衛に當らんとする我が對支政策の具現であつて、その戦力増強に役立つ處は、たゞに政治的のみならず、經濟的に見て極めて現實的意義の深いものがあるのである。これによつて、支那資本の活用による支那經濟復興の飛躍的發展が促進されるであらうし、それはひいては、我が戦力に寄與する處も少くないと認められるからである。既に、この我が方針が闡明されるや、中國に於ては顏惠慶、陳友仁等重慶側要人、更に浙江財閥の中心人物等の國民政府への轉向参加が見られたことは、今回の我が對支政策の反響として、見逃し得ない點である。

日獨、日伊間の經濟協力に關する協定は、一月二十日、ベルリンとローマに於てそれ〴〵調印を見た。その内容は次掲の如く五ヶ條より成る簡單なものであるが、趣旨は、戦争遂行に當つての經濟協力を約せると同時に、戦後に於ても大東亞並に歐洲新秩序間に於ける經濟協力を約し、また各經濟圈間の交易支拂のために新たなる金融協定（圓とマルクの直接決済）を確立した點にある。而して、この日、獨伊を指導國とする東亞並に歐洲の各廣域經濟圈の協力を約し、また新金融協力の確立によつて從來米英が壟斷してゐた國際金融組織を東亞並に歐洲より完全に驅逐したことは、この協定が現下の戦力増強に對して與へる現實的役割は今の處餘り多くを期待し得ないとしても、その歴史的意義は極めて大きいと云はねばならぬ。一月二十一日、情報局發表の右協定の内容は次の如くである。

經濟協力に關する日本國ドイツ國間協定

大日本帝國政府及びドイツ國政府は大東亞及び歐洲に於ける新秩序建設の爲の今次戦争に於て其の經濟力を擧げて相互に援助すると共に戦争を勝利を以て終結したる後に於ては夫々兩國の經濟圈内に於て廣汎なる建設計畫に依り有らゆる當該民族の共存共榮を確保すべき新秩序を實現せんが爲め兩國政府間に經濟協力を一層緊密ならしめんことを決意せり。依て兩國政府は左の通り協定せり。

第一條 日本國及びドイツ國は其の經濟圈間の經濟給付の交換を有らゆる部門に互り全力を擧げて促進し且遂行すべし。兩國は物資の調達及装置の施設に際し相互に援助し且緊密なる技術協力を爲すべし。

第二條 日本國及びドイツ國は前條の規定の實施より生ずる支拂を容易ならしむる爲緊密なる金融協力を爲すべし。

第三條 日本國及びドイツ國はその經濟政策の遂行に付ての協力を一層有效ならしむる爲緊密なる連絡を保つべし。兩國政府は之が爲その特に任命したる委員をして兩國間の經濟關係の發展に對し常に注意を拂はしむべし。

第四條 兩國政府當該官憲は本協定の實施に必要な細目を協定すべし。

第五條 本協定は署名の日より實施せられ且昭和十五年九月二十七日即ち千九百四十年フアシスト曆十八年九月二十七日の日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約と同一期間有效たるべし。

（備考） 日伊間の協定は、獨逸と伊太利の相違はあるが、右と全く同内容なるため省略す。

日獨、日伊經濟協力協定に比し、日佛印間の經濟協力の強化は、その現實的意義が頗る大きい。日佛印經濟協力關係の強化は、先づ一月二十日の「日佛印間決濟の様式に關する交換公文」の交換に見られるが、これは、一昨年五月六日締結を見た「關稅制度貿易及びその決濟様式に關する日佛協定」の中決濟に關する部分を改訂し、佛印と他の大東亞諸地域との貿易上及び貿易外の決濟を圓により行ふこととしたものである。日滿支間には既に圓決濟制度が確立してをり、また昨年には日泰間の金融協定成立により泰が圓域内に包含されたが、今回の日佛印協定により、大東亞地域は全部圓決濟となつた譯で、その共榮圏建設に寄與する意義の大なるは、今更喋々を要せぬ處と云へよう。次に注目すべきは、三月四日の十八年度對日輸出物資に關する第二次取極めと同時に發表された日佛印間經濟協定の内容調整に關する問題の解決である。即ち昭和十六年五月六日締結の「日佛印經濟協定」は、東亞情勢の激變のため既に形骸化し、東亞の現状に即せぬため、昨年末來、日佛印當局間にその内容調整に關する協議が行はれてゐたが、それが今回解決點に到達したのである。その内容は、(一)日佛印人を同等の基礎に置き企業其他權利の獲得上に於て差別待遇を撤廢すること、(二)貿易上に於ける取扱量の差別を撤廢して取扱量を一對一の同比率とすること、(三)對佛印との交易を日本ばかりでなく、日本の勢力下にある他の方面との交易にまで事情の許す限り分野を擴大することを考慮するこ

と等の三點に要約されるが、この解決により、兩國間の經濟提携の緊密化は飛躍的に進展し、佛印は邦人發展の新天地とし解放され、名實共に東亞共榮圏の一環たるの地位を築くに至つたのである。

以上の如く、協力諸國との提携緊密化によつて共榮圏綜合戰力增強の基礎は固められてゐるが、此等の成果を戰爭遂行の主導的擔當者たる我國の戰力增強に集結する役割を果すものは、云ふ迄もなく交易である。政府が、今第八十一議會で成立を見た「交易營團法」並びに「爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法」に基いて、交易營團と爲替交易特別會計を設置し、圈内各地域間の物價の相違等交易上の諸障礙を調整して、計畫交易の迅速的確なる遂行を期せんとしてゐることは、この意味に於て極めて注目すべきである。即ち新たに設立される交易營團は、特殊の地域、即ち現在軍政下にある南方地域、また特殊の商品、即ち鹽、石油、アルコール、煙草等專賣物資、並に米麥、木炭等特別會計物資、肥料、飼料等農業關係特定物資等を除いて、原則として、我國交易及び重要物資保管の統制及び運営を一元的に擔當するものであり、各地域間の物價差から生ずる營團の交易上の差損差益を調整する爲替交易特別會計の機能と相俟つて、計畫交易の迅速的確なる遂行に寄與する處頗る大なるものあるを認められるのである。而して、この交易營團の建立は、私的企業を基礎とする從來の我が貿易體制に根本的な改革を齎すものであり、その運営上に懸念なしとしないのであるが、營團は、その

業務の實務擔當者並びに受託者として貿易業者を活用する建前をとつてゐるから、政府の指導よろしきを得れば、その運営も圓滑に行くものと見られる。尤も、營團の取扱ふ交易範圍は、我國と外地及び第三國との直接交易に限られ、外地間或は外地と第三國間の交易には關與しない。が併し、大東亞共榮圏内の交易計畫の大綱は日本を中心として樹て、これに基いて物資交流を計畫的に行はしめることとなつてゐる。かゝる共榮圏交易體制確立の、共榮圏綜合戦力増強に與へる効果は蓋し甚大なるものがあらう。併し、この効果を充分に擧げ得るためには何よりも先づ各地域の物價安定策が圖られる必要がある。更に、南方開發金庫が新に發券業務を開始し、南方占領地域に於ける經濟開發並に現地軍費支拂等のための所要資金の圓滑なる供給を圖ることとなり、また今十八年度の我が財政に於て、臨時軍事費の財源として三十三億圓が、南方地域より負擔される等、共榮圏綜合戦力増強策は、諸種の面から推進せしめられつゝある。

三、生産増強體制の整備

大消耗戰の連續を内容とする決戦段階に即應する戦力増強の中心課題は、何と云つても國內軍需生産力の飛躍的増強にあらねばならない。それが、從來に比し如何に尨大な規模であるかは、別稿の昭

和十八年度歳出豫算の計數が明白に示す處である。然るにその達成はしかく簡單ではない。現在、我國の生産狀況は、資材、勞力、船舶等の不足等のため、その飛躍的増強は遺憾ながら阻害され勝である。こゝに於て、この限られたる資材、勞力等を最も有効に活用し生産力の増強を圖るためには、國全體の生産計畫を樹立し、その計畫に基いて、産業の重點化を徹底せしめねばならない。かくて、政府は、この全體の計畫生産を進めて行く上に於て、當面最も必要とされる五つの物資（鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機）を特に重要視し、これ等を生産する事業に對し、資材、勞力、動力、資金等の諸生産要素を超重點的に配分することとしたのみならず、戰時行政特例法の制定、勅令戰時行政職權特例の發動等によつて、生産行政の一元的強力化を圖り、もつて、五大産業生産擴張を中核とする我が決戦生産増強の體制を整備強化したのである。また、これ等五大産業生産増強の達成には、これに關聯する諸物資の増産が伴はねばならぬが、このためには、超重點産業の統制會を中心に、「協力會」が組織され、關聯産業の調整乃至は五大産業間の調整に當ることとなつた。（詳細第三節參照）

而して、こゝに問題となるのは、生産増強を直接擔當する企業形態を如何なるものに求めるか、またこれに關聯して統制會が如何なる地位に立つかの問題である。事實この點に關しては、統制會の機能不振に鑑み、企業國營論乃至は企業國家借上論等、戰時に於ける企業形態の問題が、民間各方面に於

て論議され、これに對する政府の方針は注目的となつてゐたのである。然るに、この問題に關しても、第八十一議會の論議を通じて政府の方針が明確にされた。即ち、議會に於て示された政府の方針を要約するに、企業の國家管理乃至國營等といふことは日本の國體に餘り副つたやり方ではない。しかも、現下の緊迫せる情勢に鑑み、産業界に詰らぬ動搖を與へ、ために生産を一時的にも阻碍する如きことあるを恐れる。従つて、色々缺點もあらうが、兎に角、一應現在の姿勢に於て能率を擧げるとに専念させて行きたいと云ふにある。要するに、現在の私的企業を改變せずに行かうと云ふ方針である。従つて、これが統制機關たる統制會の役割は、いよ／＼重要性を加へた譯で、これを育成活用せんとする統制會第一主義の方針が岸商相により重ねて闡明されたのである。

また、生産増強と密接不離の關係にある物價の問題に關しては、軍需物資買入價格の劃一主義は採らず、依然、生産費に基く個別主義を維持する方針が軍當局より闡明され、また一般物價に對してはインフレ防止の立場より低物價政策を堅持し、重要物資の増産のためには補助金政策を踏襲することが瞭にされた。

これを要するに、政府の當面とりつゝある生産増強方策は、超重點主義の採用によつて、國全體の計畫生産を強行すると共に、その運営に當つては、出来るだけ國民の盛り上げる力、創意工夫を自由闊

達に働かせて行き、一時的にもせよ生産の減退を導くが如き生産機構の急激な改變を避ける方針である。尤も、これは不變の方針ではなく、東條首相も言明した如く、情勢の推移如何によつては、思ひ切つた企業形態の變革も豫想されるのであるが、當面は如上の方針が貫かれるものと見られる。

尙、生産増強が五大産業に集中して強行される結果は、たゞに平和産業のみならず、時局産業、更に五大産業自體に於ても、今後一段の企業整備が不可避とされるは論を俟たない。この點に關し、議會に於て東條首相は「平和産業はもとより、重工業に於ても大規模の企業整備を斷行する必要がある。これがため政府は必要な措置を遠慮なく實行するし、また相當多額の費用を要するが、政府は基本軍需物資の増産のためには、必ずしも既定計畫に拘泥せず思ひきつた措置に出る所存で、これに要する金額も必ずしも豫算に定められた金額を以てしては賄ひきれない場合のあることは當然考へられる。このため相當多額の豫備金を準備してゐるが、なほ不足する場合は、必要措置を講ずる」旨を述べ、企業整備に臨む斷乎たる方針を明かにした。また岸商相も新年度を期して、大規模の企業整備に乘出す旨を明示した。今議會に於て成立した「商工組合法」も、この企業整備に備へた對策の一つと見ることが出来る。併し、この企業整備は、國民生活と密接な關聯をもつ問題だけに、政府の慎重な考慮を必要とするものであり、前述の企業運営の問題と共に、今後に残された生産増強上の重大課題と

云ふことが出来よう。

二〇四

四、資金動員對策の前進

生産増強體制を整へると共に、政府が、一方に於て、資金動員對策の一段の強化を圖つたことは蓋し遇然ではない。別稿の如く、今十八年度に於ける我が財政支出は一般歳出及び臨軍費の總計に於て三百六十億圓に達し、昨十七年度に比し百十億餘萬圓の膨脹となつてゐる。従つて、これによる政府の撤布資金も亦、急激な増大を見るは瞭であつて、これが吸収を怠る場合は悪性インフレの懸念なしとしないのである。しかも一方、今十八年度の我國家資金計畫は、大藏省發表によれば、財政資金三百十億圓、生産擴充資金六十億圓が豫定され、兩者の合計は十七年度に比し七十億圓の膨脹となつてをり、國民所得推定額五百億圓から、それ等を引いた國民消費資金は百三十億圓と前年度より二十億圓の收縮となつてゐる。物價騰貴がないものとしても、國民は前年度に比し約一割三分の消費節約をして、財政負擔の増加に堪えねばならぬのであつて、こゝに資金動員實行上に於ける並々ならぬ努力が必要とされる譯だ。かくして、政府の資金動員對策は一步も二歩も前進せざるを得ない。政府は先づ、租税の増收を期するために、間接税の増徴を去る三月一日より實施すると共に、新に

「納税施設法」を制定して、納税の實効を期することとし、更に、公債の消化、生産資金の圓滑なる動員に對して、貯蓄目標を二百七十億圓と決定すると共に、第八十一議會に、「臨時資金調整法」並に「國民貯蓄組合法」の改正法律案及び普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼營に関する法律案等國民貯蓄の増強と密接なる關聯を有する各法律案を提出し、國民貯蓄の増強達成のために新たなる施策を講ずることとなつたのである。この施策の一つは、貯蓄證券及び新種債券の發行並びに割増附預金制度を新に採用すること、銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合、市町村農業會、無盡會社等に對し國債貯金その他各新種貯蓄を取扱はせ又は各種貯蓄獎勵施設の整備等を命じ得ることとを内容とした新種の貯蓄方法の採用であり、一は、適正簡易なる有價證券賣買機構の確立である。

以上の如く、政府は、税收の確保、國民貯蓄の増強を圖るため新たなる施策を試みつゝあるが、一方資金動員の適正を期し、産業資金の調達、國民貯蓄の保護に遺憾なきを期するため、「日本證券取引所法」の制定によつて證券取引所の改革を斷行すると共に「臨時資金調整法」の改正によつて金融機關その他に對し所有株式の讓渡命令を發し得ることとした等、株式の市價安定策に劃期的な前進を遂げた。取引所機構の改革は、營團的性格をもつ日本證券取引所の設置によつて全國の證券取引を一元的に掌握することにより、從來の缺陷であつた投機市場よりの蠅脫を圖り、有價證券の公正な價格の

二〇五

形成、價格の安定、有價證券の流通の圓滑化を實現するを目的とするもので、産業資金動員上に於ける戰時的意義は極めて大きいと云はねばならぬ。

また、昨年末より今年始めにかけて現れた三井と第一、三菱と第百、安田と日本晝夜等、大銀行の合同は、産業資金動員の觀點から見てもその意義は大きい。

五、残された課題

上述の如く、決戦段階に即應する我が經濟體制は、外地に或は國內に於て着々整備強化されんとしてゐる。併し、これが達成のためには尙幾多の問題が存在する。國內生産増強の問題に就いても、決して現状を以て満足すべきではなく、生産能率増進の問題、企業整備の問題等、今後急速に解決を要請さるべき、また多くの困難を豫想される問題が横つてをる。資金動員に關しても、前述の如き國民負擔の増大から見て、しかく樂觀は許されぬのである。しかも問題の核心は國民生活の安定にあるのであつて、この確保によつてこそ、生産の増強も、資金の動員も可能と見られる。我國戰時經濟の進展は今や漸く、この残された課題の眞剣なる解決を要請するに至つてゐるのである。

第二節 決戦に臨む十八年度財政

一、重要事項豫算統制大綱の創定

昭和十八年度の豫算は支那事變勃發以來、第六回目の戰時編成である。併しこの豫算は支那事變中の、謂はゞ總力戰體制準備時代の豫算とは異らねばならぬことは勿論ではあるが、十七年度の豫算編成に比しても、その態度に劃期的轉換が要請される。即ち十七年度の豫算は、大東亞戰爭勃發に伴ふ應急的、臨時的編成であつたが、緒戦の成功により大東亞戰爭の規模や大東亞共榮圈の構造がほぼ輪廓づけられた現在、豫算編成の中心目標は、自ずから明確にされたと云へよう。而も敵米英は、豊富な資源と巨大な生産力にたより、着々反攻を準備實行しつつある。従つて大東亞戰爭の目的を完遂するためには餘程決然たる對策が必要である。

斯かる情勢に即應して、政府は昨年七月十七日の閣議に於て「十八年度豫算編成方針」を決定すると共に新たに「重要事項豫算統制大綱」を決定し、十八年度豫算を武力戰即建設の一點に集中編成す

るため、高度の重點主義、効率主義を強行せんと企てた。この大綱は次の如くである。

重要事項豫算統制大綱

- 昭和十八年度重要事項の豫算に就ては、左記大綱に依り之を統制するものとする。
- 一、昭和十八年度に於て實施すべき政策は左の諸項に該當するものに限り、その具體的内容は、豫算編成に先立ち閣議に於て先議劃定するものとする。
 - (一) 軍事、防空其他直接戦争遂行上必要なもの。
 - (二) 國防力の緊急増強の爲、戦時總動員諸計畫、及び生産力擴充上必要缺くべからざるもの。
 - (三) 大東亞建設の爲、必要缺くべからざるもの。
 - (四) 食糧政策、保健政策その他國民の戦時生活確保の爲、必要缺くべからざるもの。
 - (五) 人口の増強並に文教の刷新振興の爲必要缺くべからざるもの。
 - 二、資金、物資及び勞務の需給の實勢に基き、政府使用部分の總量を概定し、之等動員諸計畫と豫算との適合を圖るものとする。

二、五大重要項目の先議

従來の豫算編成方針は、周知の如く大藏省主計局により立案の上、閣議に附議決定されたのである。これが企畫院の設置に伴ひ、「平戦時における綜合國力の擴充、運用に關する重要事項の豫算の統制に關し、意見を具へて内閣總理大臣をへて内閣に上申する」と云ふその官制により、企畫院も亦重

要事項の豫算統制に關與するに至つた。而も、企畫院により物資、資金、勞力等の諸動員計畫の決定がなされるに及んで、この諸計畫と密接不可分の關係に立つ豫算編成に當つて、企畫院の占むる地位は愈よ強化され、各省はそれらの豫算概算要求書を大藏省主計局に提出すると共に、企畫院にも提出することとなつた。企畫院はこれに基き綜合國策遂行上の見地から重要事項を審査し、意見を附して主計局に送附し、大藏省はこの方針に即應して、重要事項の豫算化を行ひ來つたのであるが、今回の「大綱」により斯かる傾向が更に一段と強化された。

即ち五項目に亙る重要政策の具體化に當つては、先づ企畫院が中心となり、國力の集中動員の立場より勘案し、これを閣議に於て先議劃定し、然る後大藏大臣は財政の許す範圍内に於て取捨、詮議して豫算化し、その内財政事情により實現を許さざる政策に就ては再び閣議に付して更に検討を加へることとなつた。

この五大政策の内には、戦時政策として従來から重點視されてゐた軍事力、國防力、生産力増強、大東亞建設と並んで國民生活確保、人口増強、文教の刷新振興の如き云はゞ文治關係も列記されてゐるのは、現代戦争の性格から云へば當然とは云へ、政府の英斷は高く評價さるべきであらう。

尙ほこの「大綱」と同時に閣議決定を見た「豫算編成方針」に於ても、今次征戰に完勝し、大東亞

の本格的建設に備へるため、所管事務の立場に偏することなく、財政經濟の合理的運営により、戦時國民生活を確保しつつ、國家總力の有効なる動員、活用を圖る要ありとしてゐる。而も他方、歳計の膨脹を抑止するためには、重點主義と効率主義の立場より豫算を較量、勘案し、既定經費に就ても再検討を加へ、要すれば法令の改廢も斷行せんとする確乎たる態度を示してゐる。又、新規事業も、少くとも三ヶ年以内に完成し、急速にその効率を擧げ得るものに限つた。斯く豫算を極力重點的に編成すると共に相當多額の豫備金を計上して、時局の進展に伴ひ發生すべき新規事業について豫算上、弾力性を與へることも明かにしてゐる。この「大綱」と「方針」によつて十六年七月閣議決定を見た「財政金融基本方策要綱」中の「豫算編成方法改革」の行政首腦部の重要國策先議、國策と財政との吻合の二方針が現實化された譯で、我が國財政に一新紀元を開いたものと云へよう。

この「大綱」の方針に基き企畫院を中心に原案を作成して、重要國策廿九件を閣議で先議し、大藏省はこれを優先的に豫算化した。他面既定經費は再検討の上能ふ限り節約(總計三億六千八百萬圓)を勵行し、又、官吏の定員増加を極力抑制したが、昨年十二月十日の閣議に於て決定を見た十八年度一般會計本豫算は、歳出入各々九十九億九千五百萬圓と云ふ百億圓に近いものとなつた。次いで一月二十八日には第一次追加豫算二十三億四千五百萬圓が閣議決定を見、又二月八日には、一般會計第二次追加分九億三千四百萬圓、臨時軍事費(第九次追加分)二百七十億圓が議會に提出せられ、何れも無修正で成立した。

斯くして一般會計及び各特別會計(臨時軍事費を含む)を通ずる十八年度豫算純計は、歳入四百八十七億六千六百餘萬圓で、前年度の三百五十六億八千六百餘萬圓に比すれば、百三十億八千餘萬圓(三割七分)の増加であり、歳出は四百七十四億一千餘萬圓で、前年度の三百五十四億四千四百餘萬圓に比すれば、百二十三億六千六百餘萬圓(三割五分)の増加となる。

三、一般會計百三十億圓の内譯

【歳入】		【歳出】	
十八年度	七年度	十八年度	七年度
歳出豫算(百萬圓)			
經常部	七、七六四	經常部	五、八六三
臨時部	五、五二一	臨時部	七、四三二
内普通歳入	一、九七五	計	三、二七五
公債金	三、二〇六	前年度剩餘金繰入	三、三〇〇
借入金	一、五五九		三、二七五
	一、五五九		八、九八五
	一、五五九		四、一九〇
	一、五五九		一、五五三
	一、五五九		四、九七七
	一、五五九		二、四四五
	一、五五九		三、九三五
	一、五五九		三、九三五

先づ、一般會計に就いて見るに、十八年度豫算は本豫算に追加豫算第一號及び第二號を加へて、歳入歳出共に百三十二億七千五百萬圓となり、今八十一議會に提出された追加豫算(歳入一億圓歳出四億圓)をも含めた十七年度豫算に比較し

て、歳入四十二億九千萬圓(四割八分)、歳出三十九億五千八百萬圓(四割二分)の各増加となつてゐる。

(二) 年度別生産擴充費(圓)

昭和十四年度	100,710,133
十五年度	255,710,443
十六年度	355,180,353
十七年度	383,599,873
十八年度	699,961,623

この歳出豫算の膨脹は、大別して、國債費、年金恩給等の所謂義務費と臨軍その他の特別會計への繰入金と、一般行政費の増加の三つに就いて考へられるが、第一の義務費に於ては國債費が五億餘萬圓、年金恩給が五千餘萬圓の各増加となつてゐる。また他

會計への繰入金は、臨軍特別會計へ十六億餘萬圓、爲替交易調整特別會計へ四億餘萬圓、地方分與稅分與金特別會計へ一億餘萬圓の各増加となり、これ等義務費、他會計への繰入金の増加に國庫豫備金の増加額七億圓を加へると概略三十三億五千餘萬圓で、一般行政費の増加は約四億圓となつてゐるが、その主なるものは云ふ迄もなく、重要物資増産への補助金を中心とする生産増強、低物價維持費の増加と見られる。(第二表參照)

(三) 鐵、石炭、石油等補助金並主要食糧補助金調(千圓)

十二年	十三	十四	十五	十六	十七	十八
鐵	11,041	3,905	2,975	3,905	4,554	5,292
石炭	0	0	1,129	5,377	23,766	...
石油	6,484	11,544	3,267	30,290	6,655	3,569
小計	8,525	15,449	4,392	34,145	11,210	5,261
食糧	18,533	14,769	3,563	8,677	3,781	3,693

の増加額七億圓を加へると概略三十三億五千餘萬圓で、一般行政費の増加は約四億圓となつてゐるが、その主なるものは云ふ迄もなく、重要物資増産への補助金を中心とする生産増強、低物價維持費の増加と見られる。(第二表參照)

(四) 十八年度豫算新規事項中重要經費調(單位千圓)

生産増強並に低物價維持費	69,922
産業再編成費	102,906
食糧對策費	33,321
國民保健費	7,749
國民生活及人口對策費	39,219
軍人援護費	5,673
文教刷新費	15,577
科學及技術振興費	63,070
防空費	45,642
海運對策費	43,790
計	1,883,306

照) 例へば、鐵、石炭、石油等の補助金のみでも、十八年度は五億圓が計上され、前年度に比し七千九百萬圓の増加を示してゐる。又主要食糧への補助獎勵金も三億八千七百萬圓に上り前年度に比し、三千九百萬圓増である。(第三表)尙、

新規増加額中の重要經費を表示すると第四表の如くである。

次に、十八年度歳出豫算を各省別に前年度と比較すると第五表の如くであるが、この中、大藏省、内務省等の經費増は主として、前述の特殊費の増加に基くものと見られ、商工省費の増加は生産増強、低物價維持、並に企業再編費の増加と見ることが

(五) 一般會計省別歳出豫算(百萬圓)

所管別	十七年度	十八年度	比較増
皇室費	4.5	4.5	0
外務省	1.033	1.033	0
内務省	8.907	9.9	1.0
大藏省	5.64	3.282	(-2.358)
陸軍省	7.1	7.1	0
海軍省	7.1	7.1	0
司法省	3.0	3.0	0
文部省	6.0	6.0	0
農林省	9.4	7.0	(-2.4)
商工省	6.1	5.6	(-0.5)
逓信省	3.5	2.5	(-1.0)
厚生省	3.6	2.5	(-1.1)
大東亞省	3.2	1.5	(-1.7)
計	53.2	53.7	0.5

(備考) 十八年度は本豫算に第一、第二次追加分を含み、十七年度は第八十、八十一議會の追加分を含む。十七年度豫算額中十八年度豫算との對照上組替掲記したるものあり。括弧内千圓單位。

(六) 臨時軍事費豫算追加の推移(千圓)

昭和十二年度	一般會計より處理した分	五七、四〇六
昭和十三年度	第七十二議會分	二、〇三、六七二
昭和十四年度	第七十三議會分	四、八五〇、〇〇〇
昭和十五年度	第七十四議會分	四、六五〇、〇〇〇
昭和十六年度	第七十五議會分	四、四六〇、〇〇〇
昭和十七年度	第七十六議會分	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和十八年度	第七十七議會分	四、八八〇、〇〇〇
昭和十九年度	第七十八議會分	三、八〇〇、〇〇〇
昭和二十年度	第七十九議會分	二、八〇〇、〇〇〇
昭和二十一年度	第八十議會分	七、〇〇〇、〇〇〇
昭和二十二年	第八十一議會分	七、二六、五七七
合計		二七、〇〇〇、〇〇〇

出來よう。又遞信省費では、恩給、年金の増加の他、新規經費として航空乗員の確保並に海員養成機關擴充費が計上されてゐる。陸海軍省費の減少は、本省費以外は擧げて臨時軍事費支辨としたからである。尙ほこの他に豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要するものが増加し、從來の二十五億八千萬圓を三十三億七千萬圓増加して合計五十九億五千萬圓となつた。

然してこれ等の歳出膨脹は、第一表に見る如く、普通歳入に於ける二十三億七千萬圓、公債金の十六億八千萬圓(主として歳入補填公債)の各増加と前年度剩餘金繰入三億三千万圓によつて賄はれてゐる。このうち普通歳入の増加は、今議會に提案された間接税を中心とする新增税に基く租税増加額十億餘萬圓と本年一月實施された煙草値上による專賣局益金の増加額四億餘萬圓、アルコール賣渡價格引上げによる燃料局益金の増加額八千餘萬圓と自然增收額八億二千萬圓が含まれてゐる。

四、臨時軍事費の第九次追加豫算二百七十億圓

次に十八年度分に該當する臨時軍事費追加豫算は二百七十億圓を計上されてゐるが、これは前年度に比し九十億圓、五割の急膨脹に當り、正に決戦期の時局に即應するもので、支那事變以來の同豫算の合計は第六表の如く七百四十一億餘萬圓に達する。

(七) 臨時軍事費豫算の財源内譯(百萬圓)

公債金	一七、一六三
借入金	三、三〇〇
一般會計より繰入	四、三三六
特別會計より繰入	五、八〇〇
軍事費獻納金	一、六〇〇
雑收入	一、六〇〇
計	二七、〇〇〇

あるが、明年度に於て特に注目されるのは借入金三十三億圓が新に計上されたことである。これは、共榮圏の諸地域が共同目的たる米英撃滅に協力すべき建前から、現地で南方開發金庫券を發行して調達する軍費である。従つてこの分は、我國の負擔から控除されると同時に、共榮圏財政の將來を示唆するものとして意義深きものがある。また、雑收入十六億圓は作戰に伴ふ取得物資の賣拂代金、鹵獲品の貸下料等を含むもので、これ亦、大部分は直接我國の負擔とはならぬものと考へられる。

(八)

一般會計及び臨時軍事費特別會計歳入歳出の總額(百萬圓)

【歳入】	大年度	七年度	比較増
一般會計	一三、二七五	八、九四五	四、三二〇
臨時軍事費	二七、〇〇〇	一八、〇〇〇	九、〇〇〇
重複勘定	四、三三三	二、六三三	一、八二六
純計	三六、〇〇八	二四、六八八	一一、三二〇
【歳出】	一般會計	一三、二七五	九、三三八
臨時軍事費	二七、〇〇〇	一八、〇〇〇	九、〇〇〇
重複勘定	四、三三三	二、六三三	一、八二六
純計	三六、〇〇八	二四、六八八	一一、三二〇

國內負擔分は三百十億圓を下らぬ老大なものとなるのである。

五、特殊財産資金特別會計の新設による敵産處理

十八年度豫算における特別會計は、臨時費を入れて四十九に上り、その内新設されたのは、營繕用品資金、爲替交易調整、特殊財産資金の三つである。この内營繕用品資金會計は大藏省營繕管理局關係の營繕事業會計であり、又爲替交易調整會計は交易營團設立に伴ふ一切の差益、差損を國庫に歸屬せ

二一六

以上の如き、一般會計と臨時軍事費特別會計とを加へ、兩會計の重複勘定(一般會計より臨時特別會計への繰入額)四十二億三千九百萬圓を控除した一般、臨時兩會計の純計は第八表の如く三百六十億三千六百萬圓となり、本年度に比し百十三億四千一百万圓の増加となり、四割六分に近い膨脹である。尤も三百六十億圓の歳出全部が我國の負擔となる譯ではなく前述の如く、臨時費歳入中の借入金、雜收入勘定を合せた約五十億圓は外地の負擔となつてゐる。併しこの分を差引いても、明年度の

しむるため設置されたもので、一般會計から前述の如く四億一千万圓が繰入れられてゐる。第三の特殊財産資金特別會計は、最も注目すべきもので、敵産を處理し、その活潑なる運用を圖るためのものである。即ち大東亞戰爭の戦果により帝國が大陸及び南方各地で没收又は管理中の敵産は老大な額に上つてゐる。これを適切に運用して戦力増強を計るのは、刻下の急務であり、そのため政府は昨年末臨時特殊財産取扱令(勅令)を實施し、在支敵産購入費として四億圓を第三豫備金より支出して在支敵産を處理して來たが、今議會に南方をも含めて一元的處理を行ふためこれに關する法案を提出した。この特別會計に於ける特殊財産資金は、前記の四億圓で購入した支敵産が繰入れられる他、今議會提出の十七年度追加豫算中より一億圓が繰入れられる。更に資金を要すれば、一般會計又は國庫餘裕金より借入れ使用する。そしてこの資金で買入れた敵産を民、官の機關に讓渡又は貸與して運用せしむのであるが、今後一年間に五億九千九百萬圓の歳入が豫定され、現金收入は預金部に預入する。歳出は敵産管理費、借入金利子として千六百餘萬圓が見込まれてゐる。會計年度はその性質上設置期間を一會計年度としてをり、歳入歳出の差額は國庫餘裕金に繰入れることとなつてゐる。

六、間接税を中心とする増税

二一七

この財政需要の急増に對應して今議會にも再び初年度十億圓、平年度十一億五千萬圓に及ぶ間接税中心の増税案が上提せられた。支那事變勃發以來、第七回目の増税で、十六年度の間接税増徴額六億三千六百萬圓（平年度）に比べて、殆ど倍額に近い大中のものだ。今回の増税が間接税中心であるのは、國家支出の増大につれて、國民購買力は増加するが、民需物資は減少傾向にあるので、その間の均衡を確保するため、従つて、特に奢侈的、準奢侈的商品又は行爲について税率の大幅引上、課税範圍の擴大、免稅點の引下等が行はれた。

一方生活必需品及び生産増強關係のものに對しては十分の考慮が拂はれ、例へば重要産業勞務者（農民を含む）供給用の酒は増税しない等の處置を構じた。また臨時租税措置法を改正して、生産力

(九) 事變以來の増税による増收豫定額調(千圓)

	初年度	平年度
昭和十二年度 臨時租税増徴法	二六九、五三三	三九、四〇二
十三年度 支那事變特別税法	三〇六、八八三	三〇三、九二二
十四年度 右特別税法改正	一七、七二二	一五、八三〇
十五年度 税制改正	六〇四、六六五	七四八、九七五
十六年度 内國庫純増收額	三三三、四二二	四四、六七〇
十六年度 酒税等増税	一七三、一一〇	六三、九七五
十七年度 所得税等増税	九三、五八八	一、一五、五三三
十八年度 間接税等増税	一、〇〇七、五二八	一、一五、八〇三

擴充、産業の再編成に資することゝなつた。この増税によつて酒税の庫出税と清涼飲料税の平均十割増を初めとし遊興飲食税は三割乃至二十割増となり、その他取引税、砂糖消費税、物品税、入場税も増徴されることゝなり、又輸移出品に對する免稅、交付金は停止又は廢止され

た。新しく創設せられた税種は、特別行爲税で、寫眞撮影、整髪美容、染色仕立、表装、印刷製本に課せらるゝものである。

これと共に一月十七日から、「ほまれ」を除く全煙草の値上が斷行された。この値上は高級品ほど順次高率となり、最高十五割、最低四割三分、平均六割一分に達し、値上による増收は本年度一億圓、平年度約四億四千萬圓が見込まれ、前回（十六年一月一日）の改訂が平均引上率二割七分、増收一億四千六百萬圓であつたのに比し、相當大中の引上である。これによる増收額は擧げて戦費に充當される。この煙草の値上に際しても、酒と同様の處置が取られ、重要産業（農業等を含む）關係勞務者に對しては、特に配給について注意すると共に若干量は特別の低價を以て配給されるのである。

尙、直接税に關しては、その増税を主張する意見もあつたが、十七年度に平年度十一億五千六百萬圓と云ふ大増税が行はれた直後として、この新税制に經濟界がなれるやう、十八年度は間接税に止めたものゝ如くであるが、購買力をその源泉に於て吸上げる直接税の増徴は軍事費の増大が不可避である以上、來るべき議會には、必ずや再び問題となるであらう。

七、公債發行と國民資金動員計畫

以上の如き増税にも拘らず、歳出の増加により公債も増加し、十八年度の発行豫定額は一般三十一億、臨軍百七十二億、特別十億合計二百十四億圓に及び、前年度に比し五十餘億圓の増加だ。公債(借入金を含む)の歳入に占むる位地は第十表の如く高く、従つてその消化如何は、相變らず戦時財政の中心問題の一つである。

今事變以來の新規公債の發行高及びその消化高を見ると、第十一表の如く、昭和十七年度は、發行高が百三十三億圓と前年に比し五割以上も急増したが、消化率は九六%と云ふ、事變以來の最高消化率を示した。これを四半期別に見ると、十七年は一〇三%、九六%、九二%、九三%九で、十六年度の一〇〇%、九五%、九一%九、六二%九に比し、各期とも好成績だが、特に第四々半期がよい。これは金融統制會の斡旋による成果である。従つて十八年度に於ても公債の消化に限つては、問題なく遂行されるものと豫想されやう。

併し問題は、公債と國民資金との關係である。政府の議會に於け

(十) 一般會計及び臨時軍事費歳入中に占むる租税、公債の割合

昭和	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純計	9,039	11,304	19,197	24,361	36,035
租稅收入	3,100	4,368	5,149	7,182	9,491
公債收入	5,222	5,953	12,753	15,580	23,670
其他收入	717	981	1,294	1,598	2,874
比率(%)					
租稅收入	34	38	27	29	26
公債收入	58	53	66	64	66
其他收入	8	9	7	7	8

(備考)大藏省發表、16年度迄は決算額(但し臨時軍事費特別會計は豫算額)公債金には借入金を含む

(十一) 支那事變發生以來の新規公債發行額及消化額

昭和十二年 自七月七日 至七月七日	發行額 百万円	消化額 百万円	消化率 %
十三年	四、三三	三、七八九	八七、五
十四年	五、六二	四、七〇九	八二、九
十五年	六、六八	五、二四一	七八、六
十六年	八、七二	七、三三六	八三、九
十七年	一三、三二	一三、八八	一〇三、九
合計	三六、六二	三三、六四	九一、八

(備考)大藏省調

る發表によれば、十八年度の國民所得は十七年度より五十億圓増の五百億圓と推定され、この内六割二分に當る三百十億圓が財政資金として豫定されてゐる。前述の如く十八年度の一般並に臨時軍事費會計の歳出純合計は三百六十億五百万圓を數へるが、臨時軍事費中に三十三億圓の借入金と十六億圓に上る物品拂下其他雜收入が計上されてをり、兩歳入を合せると少くとも五十億圓程が直接國內負擔から

除かれる。その他、外地よりの臨時軍事費への繰入を控除すれば、財政資金は大體この三百十億圓で

(十二) 十八年度國民資金動向

國民所得	國家的資金	財政資金	租稅其他	公債	生産擴充資金	國民消費資金	國民貯蓄目標
五〇〇(四五〇)	三七〇(三〇〇)	三三〇(二四〇)	一〇〇(七〇)	二〇(一七〇)	六〇(六〇)	一三〇(一五〇)	二七〇(三三〇)

員計畫(括弧内は前年度單位億圓)

こと足りる譯だ。その他民間企業の生産力擴充資金として、十七年度と同様の六十億圓が豫定されてをり、その殘額百三十億圓が國民の消費生活に當てられる。これは物價騰貴がないものとしても、十七年度より二十億圓、一割三分餘の收縮に當る。勿論國民生活の實際金錢支出は、これに地方自治團體の種々の税金を加へねばならぬ一方、國民所得の計算に入らぬ自給消費物資をも考慮に入れねばならぬから正確なこ

(十三) 貯蓄増加目標額(單位億圓)

昭 和	國債消 化	生 産 擴 充	源 動 購 買	計
資 金	資 金	資 金	力 吸 收	
十三年度	五〇	三〇	一〇	九〇
十四年度	六〇	四〇	一〇	一一〇
十五年度	六〇	四〇	一〇	一一〇
十六年度	六〇	四〇	一〇	一一〇
計	二四〇	一六〇	四〇	四四〇
十七年度	一七〇	一〇〇	一〇	二八〇
十八年度	二〇〇	一〇〇	一〇	三〇〇

(備考) 昭和十六年度の(二)は同年十一月追加せられた額

とは言へない。けれども国民生活の相當の切下げの必要なことは明かだ。

従つて十八年度の國民貯蓄目標は公債消化資金二百十億圓と生産力擴充資金六十億の合計二百七十億圓となり、十七年度に比し四十億圓の増加である。大藏省が國民貯蓄奨勵局及び同委員會を設けて、國民貯蓄の推進に努力したのは、昭和十三年四月からであつたが、現在までの處、國民貯蓄の増加は順調で、十六年度も、同年十一月に時局の急迫による歳出の増加に伴ひ、當初目標百三十五億圓から一躍三十五億圓の引上を見た割には好成績だつたと云へよう。

十七年度第一四半期(四―六月)の貯蓄実績は六十八億圓で、頗る好成績であつたが、第二四半期に入ると、政府支拂額の減少、増税による民間資金の吸収その他の季節的、産業的事情があつて、増加実績は四十億圓と激減を示し、上半期合計は百八億圓に止つた。併し第三四半期には政府支拂も進捗すると共に、貯蓄運動の展開と相俟つて、大體七十億圓の増加実績を上げ、第四々半期の増加分として約五十億圓を残すのみとなつた。

第三節 産業界の超重點的再編成

米英の反撃漸く顯現せんとする昭和十八年を迎へて、我國産業界は今や一刻の猶豫もなく、決戦即應の體制を整備し、その生産能率を最高度に發揮すべきことを要請せられてゐる。それは軍需生産の直接擔當者たる産業人に課せられた重大な任務であると共に、政府も亦凡ゆる對内施策を擧げて戦力即生産力の増強に集中し、決戦下最も緊切なる要請に應へるべく萬全の措置を講じてゐる。斯る情勢に鑑みれば、今次第八十一議會に於ける論議が綜合戦力の増強を繞つて活潑に展開したことは、理の當然と云ふべきであらう。就中、産業行政の一元強化を目指す戦時非常立法の制定は、超重點政策の貫徹を期すべき行政措置として最も深く注目せられた。この他、議會を通じ乃至は個々産業自體の動きとしても、十八年第一四半期の産業界は頗る多事多彩なスタートを切つた。以下それらに就て見てゆくことにしよう。

一、超重點産業政策の敢行

(A) 戦時行政非常立法の内容

戦時行政非常立法とは如何なるものかと云へば、それは「許可認可臨時措置法」並に「戦時行政特例法」及び「戦時行政職權特令」(勅令)の三法律を指すのである。この戦時行政非常立法、殊に「戦時行政特令法」及び「戦時行政職權特令」は、産業行政の強力一元化及び許可認可手續の簡捷化等、豫てより産業界の強く要望して來た處に呼應する、正に劃期的な非常施策と云へるのである。

先づ「許可認可等臨時措置法」を簡單に説明すれば、それは行政事務の減量簡捷化を促進する意味に於て、「大東亞戦争に際し行政簡素化の爲め、必要ある時は勅令の定むるところにより許可認可等を不要ならしめ若くは之を緩和し得べき」旨を規定したものである。

然し、更に緊迫せる内外の情勢に即應し、戦争目的を貫徹するためには、行政の一元化を期することが絶對的に必要である。又一方、限りある勞力と物資には徹底せる重點主義を採り、最も緊急を要する重點産業部門に對しては、行政的にも思ひ切つた簡捷化を圖る必要がある。この要請に應へんが爲めの方途として「戦時行政特令法」並に「戦時行政職權特令」の立案實施を見るに至つたのである。

戦時行政職權特令(勅令)

- 一、大東亞戦争に際し鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等、重要軍需物資の生産擴充上特に必要ある時は、内閣總理大臣は關係各省大臣に對し必要なる指示を爲すことを得。
- 二、大東亞戦争に際し前項の物資の生産擴充上特に必要ある時は、勞務、資材、動力及資金に關する各省大臣の職權の一部を、命を承け内閣總理大臣自ら行ひ又は他の各省大臣をして行はしむることを得。
- 三、大東亞戦争に際し第一項の物資の生産擴充上特に必要ある時は、第二項の場合を除くの外内閣總理大臣は勞務、資材、動力及び資金に關する一の行政官廳若は官吏の職權を自ら行ひ又は他の行政官廳若は官吏をして行はしむることを得。
- 四、前二項の場合に於て必要ある時は、内閣總理大臣は關係行政官廳の職員をして臨時他の行政官廳に於て執務せしむることを得。
- 五、第二項又は第三項の場合に於ては、一の行政官廳又は官吏の職權に係る罰則の適用に付ては其の職權を行ふ他の行政官廳又は官吏は之を當該行政官廳又は官吏と見做すこと。
- 六、本令施行に關し必要なる事項は内閣總理大臣之を定むること。

附 則

本令は公布の日より之を施行すること。

即ちこゝに掲げられた五つの産業(鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機)に關する限り、内閣總理大臣に總ての權限が一應集中し、總理大臣は關係各省大臣に對して必要なる指示をなすことが出来る。又各省大臣の職權の一部を、命を承けて内閣總理大臣が自ら行ひ、或は他の各省大臣をして行は

しめることが出来るのである。

従来我國の憲法の解釋では、總理大臣に斯る強大な権限を與へて、各省大臣を束縛し、各省大臣の権限を總理大臣に集中することは、各省大臣が同時に國務大臣である點よりして、出来ないと言されて來たのである。然るに今回は斯る解釋を覆して、この劃期的な勅令の御制定を仰ぐことになつた。これは單に制度として劃期的なるを意味するに止まらず、物の考へ方の根本が變つた點に於て極めて重要な意味を有する。

次に、以上は一般的な権限に就いての特別措置であるが、特に法律を以て規定されてゐる事項に就いて此の際特別の施策を實施せんが爲めには、當然新たな法律を制定する必要がある。そこで「戰時行政特令法」が制定を見るに至つた次第である。本法律の内容は次の如く比較的簡單であるが、然し頗る重要な意味を持つてゐる。

戰時行政特令法

大東亞戰爭に際し、生産擴充その他綜合國力の擴充運用のため特に必要ある時は勅令の定むる所に依り左に掲ぐる措置を爲すことを得。

- 一、法律に依る人又は法人の行爲に對する禁止又は制限の全部又は一部を解除すること。
- 二、法律に依り監督又は命令、處分その他の行爲を爲す甲の行政廳又は官吏の職權を、乙の行政廳又は官吏をし

て行はしむる事。

前項第二號の場合に於て甲の行政廳又は官吏の職權に係る罰則の適用に就ては、乙の行政廳又は官吏は之を甲の行政廳又は官吏と看做す。

前項に定むるもの、外第一項の規定實施に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む。

以上要するに戰時行政非常立法は、先づ「許可認可等臨時措置法」に依つて、必要ある場合には許可認可を要せざることとし、又は其の手續を緩和し得るやうにした。それが「戰時行政特令法」に於ては、更に一步を進めて、必要ある場合は勅令に依つて「法律による人又は法人の行爲に對する禁止又は制限の全部又は一部を解除」し得るやうに圖つたのである。換言すれば、生産力擴充その他綜合國力の擴充運用の爲めには、凡ゆる法的な制限を一應撤廢して極めて敏速且つ自由に活動の出来るやうな特令を開くこととなつたのである。

(B) 戰時特令の狙ひと問題點

「戰時行政特令」と「戰時行政職權特令」の内容は以上の如くであるが、繰返して云ふやうにそれ等の意圖する處はいづれも行政運営上の劃期的な措置である。これを斷行した東條首相の英斷は、現下の緊迫せる背景に負ふところ多しとするも、極めて賞讃に價するものである。而して、これを生産増強の現狀に照して見る時、そこには次の三つの點に於て重大なる時局的意義が認められる。

先づ第一に、産業行政の統一化である。この法令の制定は、官廳割據主義の止揚、産業行政統一化の促進に寄與するところ蓋し大なるものがある。即ち、從來、生産擴充上の重要國策は閣議に於て決定されたが、今後は、首相が敏速に各大臣に必要な指示を行ひ、その意志を遂行せしめ得るから、少くとも生産擴充に關する限り所管争ひ若くは意見の對立等は解決を促進されよう。また、各生産要素の配分に就ても、首相又は他の大臣が包括的に當るところとなるから、從來の如き各種の不統一を現出することは無くなるであらう。

第二に、重點生産の強化である。今回の戰時行政職權特令に於て、政府は新に鐵鋼業等の五産業を超重點産業として明確に規定し、生産増強の全目標を、五産業の飛躍的増産に集中するに至つた。これ等は現在、一は直接軍需品として、一は軍需生産の隘路として、その飛躍的増産が冀求されてゐるのであり、これ等に對する超重點的増産策強化の意義は極めて重視されねばならぬ。

第三に、官僚統制の是正であるが、時局以來、統制經濟の進展に伴つて、國家總動員法、その他に基く諸統制法規の網が、我が經濟界の上に張り廻されたことは周知の事實である。而して統制經濟の實行に當つては、絶えず統制の一律化、平板化を警戒して杓子定規の官僚統制に墮することを避けねばならぬ。この觀點からしても、緊急の場合に於ては特に統制法規の適用を停止或は緩和し、統制に

多分の弾力性を賦與する必要があるとなつて來るのである。戰時行政特令法は斯る見地に基くものである。具體的には、勞務、經理、價格、配給等の統制法規に關する事項が先づ俎上にとりあげられるであらうが、この結果、平面的な企業統制が實情に即して弾力性を與へられ、超重點五産業の生産増強に對して役立つところ多大と信ずる。

以上の如く、今回の二措置は、現下緊急の要請たる軍需生産増強に對して寄與するところ極めて大なるものあることが認められる。併し、生産増強を眞に有効に達成する爲めには、尙ほ殘された幾多の課題のあることを銘記しなければならぬ。そのうち、今回の措置に關聯して特に指摘したいのは、産業行政或は生産計畫の全般に對する強力な綜合機關の設置と、生産増強を直接に擔當する企業組織の整備、確立の必要である。

前記超重點産業の増産を達成する爲めにも、それに關聯する諸産業の調整の問題が存在し、また重點産業の選定も事態の推移に應じて適宜に改變せられねばならぬものである。資金、勞務についても全産業に互る総合的な配分が、統一的な機關に依つて強力に立案、遂行されねばならない。時局の推移は當然かゝる經濟參謀本部的機構の確立を要請せずには措かぬであらう。現機構に於ても、今回の措置に基く首相の權限強化に依つて、企畫院に於て立案された総合的生產計畫の實行は、首相を通じ

て實行され得るわけであるが、併しその範圍は超重點五産業に限られてをり、またその智腦に於ても脆弱性が認められる。全産業に互る強力にして総合的な實行機關の設立が要望されるのである。

また、重點産業が一應確定したとしても之が増産を有効に推進する爲めには、該産業内企業の重點化が之に伴はねばならぬ。今回の措置はこの面に對して未だ何等の解答を與へてゐないが、この企業整備、或は企業形態の確立に對する英斷的措置こそ、この際何にも増して急速に斷行すべき生産増強の中心的課題であらう。

これを要すに、戰時特令は趣旨に於ては充分満足すべきだが、憾むらくは、施行の準備が具體的に明示されぬことと、運営上の疑問が氷解されぬ點が物足らぬ。たゞ岸商相が去る二月十九日重産協理事會に於て、超重點五産業の管轄に付き鐵鋼、石炭、輕金屬は商相、航空機は陸海軍、造船は海軍に夫々委ねられる旨言明したことは、本戰時非常立法具體化の一端を示すものとして注目された。

(c) 協力會の誕生

重要産業團體協議會では、過般、政府の超重點政策の實施を確保推進すべき産業界の協力體制として、逸早く超重點産業に對する「協力會」を設置するに至つた。

「協力會」設立の趣意は、政府の超重點主義政策に相呼應し、これを眞に實效あらしむる爲めに、中

核産業と聯關産業との間に「供給協定」を成立せしめる。斯くすることに依つて、各聯關産業の日常不斷の努力を組織的且つ計畫的に確保し、同時に生産増強の諸障碍の發見並に排除に努め、軍官民一致の協力により生産増強を推進せんとするにある。

従つて「協力會」誕生の狙ひは、超重點主義と綜合計畫との相關々係、特に重點産業と聯關産業との協力關係を、有機的に連繫調整して生産増強を圖るにある。五つの産業に超重點を置いて生産増強をやるとしても、云ふまでもなくこれ等の産業は各々孤立したものではない。他の産業と密接不可分な關聯性を持つてゐる譯だから、眞に超重點五産業の生産を増強する爲めには、他の幾多の關聯産業がこれに協力せねばならないし、またその方面にも五産業に準じた重點主義が一貫して行はねばならないのである。この意味に於て重産協は、超重點産業への協力實施體制を確立すべく、先づ造船、鐵鋼、石炭、輕金屬の四統制會を中核としてそれ／＼不可分の聯關産業より成る「協力會」を設けた。各協力産業統制團體には、各々連絡員又は協力會員を置き、各超重點産業を中心とする連繫網を創り上げ、生産推進に協力する組織を設立したわけだ。而して各協力産業統制團體は自己の統制力を以て、總括的に超重點産業統制會とその生産品の供給協定を結び、その數量、種類、品質、納期等につき、具體的協定に基いて計畫的に超重點産業の生産推進に協力する仕組みとなつてゐる。

超重點國策の成否は、要するに戰時行政非常立法の具體的運用如何と、これを指導すべき官廳の心構へと、更にこれに協力すべき産業界の自發的協力とに懸るものだ。協力會の誕生は、これが爲めの産業界の總意と決意を示すものとして、今後の動向に興味が寄せられる。

二、日本の技術の凱歌

(A) 新製鐵法の出現

第八十一議會劈頭の東條首相施政方針演説に於て、鐵鋼生産等については「東亞の全域を通じ、從來の様式に捉はれず、新たな構想の下に各般の需要に應ぜんとしてゐる」ことが明かにされ、一般の異常な關心を惹いた。斯くて從來上島式、石原式、鐘實式等の名に於て漠然と噂されてゐた新製鐵法が政府の折紙つきで國民の前に覆面を脱ぐことゝなつた。即ち特殊低温還元製鐵法、特殊電氣還元製鐵法、超高温直接製鋼法がそれである。

特殊低温還元製鐵法 この方法は所謂上島式と云はれ、大華鑛業（大連）社長上島篤篤氏の研究になるものだ。本法に於ては、普通の高爐製鐵に於けるが如き磁鐵鑛、赤鐵鑛等の良質鐵鋼を必要としない。今日まで技術的に、従つてまた採算的に棄てゝ顧みられなかつた含水性褐鐵鑛並に粘土狀粉鐵鑛

を處理の對象としてゐる。この種の原鑛なら北海道から東北、北陸地方にかけて豊富に存在する。この原鑛を極めて低温（九百度程度）で處理し、熔解前に於て原型のまゝ還元せしめるのである。燃料も良質の粘結性炭を必要とせず五千カロリー程度の雜炭で充分間に合ふと云ふ。設備も高爐に較べて遙かに簡單であり、應當り生産費も從來の高爐鐵鋼の十分の一位だと云ふから、正に一石四鳥も五鳥も効果を有つわけだ。

特殊電氣還元製鐵法 本法は鐘實式電氣製鐵法とも云はれ、後述の超高温直接製鋼法と共に砂鐵の處理を目指すものである。砂鐵製鍊は我が國古來よりの製鐵法として一般に行はれて來たが、現行製鐵法の輸入で漸次衰微し、大正年代には一時絶滅に近い状態にまでなつた。が、その後の國防的要請は古來よりの傳統的製鐵法ともいふべき砂鐵製鍊の近代的復活を促し、今日では明確な一つの製鐵分野を劃するまでに發展した。現在この砂鐵製鍊を行つてゐる主なる會社としては、日本特殊鋼管、日本砂鐵鋼業、川崎重工業、三徳工業、報國砂鐵製鍊、日立製作所等があり、その方法は廻轉爐によるルツペの生産と、電氣爐による原鐵の生産の二つに大別出来る。元來砂鐵はチタン等を含出してその製鍊は幾多の技術的困難を伴ふものであり、前記諸會社の製鍊方法も、今日の要請たる大量生産・低コストには必ずしも適應し得ない憾みがある。

ところが今度の特殊電気還元法は「チタンを鑛滓中に残留せしめ、優良なる低燐低硫海綿鐵を小電力を以て獲得する」に成功したものである。即ち高周波電撃爐に似た極めて簡単な電気爐に、砂鐵とコークスの粉末を装填し、これに電流を通じて還元するわけだ。所要電力は應當り一千六、七百KWに過ぎず、殊に設備費が低廉で済む爲め、應當りの生産費は銑鐵のそれと餘り變らない。要するにこの方法の特徴は、極めて簡素簡便であると云ふ點にあり、砂鐵と電力さへあれば、どんな處でも片手間仕事に行へることだ。

超高温直接製鋼法 三法中最も劃期的な製鐵法であつて、從來の製鐵觀念から飛躍して、石炭も電力も共に不必要だと云ふ。即ち砂鐵を一定の容量に堆積し、これに或る種の藥品を装填發火せしめることにより、砂鐵から鋼への直接還元が行はれるのである。關係者の語る處では、「未だ研究の餘地あり」と云つてゐるが、然し本法は石原産業系統の手により、既に企業化の態勢が進められつゝある。匿名組合石原製鐵社の設立、舊日本特殊鋼管大湊工場の同社への經營委託等がその現れであり、數年ならずして、老大な生産の實現が所期されてゐることだ。

大要以上が今議會を契機に明かにされた日本獨自の新製鐵法なるものであり、確かに從來の様式を一擲せる日本的技術の勝利である。そしてそれが事實豫想の成果を發揮し得るとすれば、鐵鋼に關する限り、大東亞戰の必勝體制は磐石だ。たゞ、新たな技術、新たな事業に困難はつきものである。これ等新製法の前途また必ずしも平坦の途のみではあり得まい。一應の技術的確信を得られたとは云へ、尙ほ今後の研究に俟つべきもの多きに於てをやだ。温かき心情を以てこれの育成が冀はるべきだ。

(B) アルミナ不焙燒法の登場

輕金屬統制會では豫て技術交流によるアルミナ品質の向上を意圖し、現業第一線の技術者も加へた技術協力委員會に於て慎重研究を重ねてゐた。その手始めに優秀技術と認定され、各會社に採用を慫慂してゐるものに、昭和電工横濱工場のボーキサイト處理法たる不焙燒法がある。この不焙燒法の登場は、我國バイヤー法採用會社のアルミナ製造に劃期的な轉換を齎すものとして注目されるのみならず、それは日本的技術の昂揚を示す重要な收獲の一つでもある。そこで所謂アルミナの不焙燒とは、一體如何なる方法であり、如何なる價值を有するかである。

元來、アルミナ製造には、バイヤー法が示す如く非常に多量の熱量を必要とする。従つて又それが爲めに當然石炭と電力への依存度が非常に高いのである。然るに不焙燒法では、結論に於てボーキサイト焙燒が不必要だ、と云ふ特徴を有つてゐる。その不必要の根據は、現在我國に於て使用するピン

タン、パラオ、ジョホール等南洋産ボーキサイトは、歐米の使用するボーキサイトと異り、化合水を多量に含有してゐる爲め、焙焼しなくとも容易に苛性曹達に溶解すると云ふ點にある。焙焼しない結果は、次の三つの利點を生ずる。(一)石炭の節約、(二)焙焼用の設備、資材の節減、(三)焙き減りを免れ得ると等である。即ち燃料が節約され、製造工程が簡略化され、而も全體のコストは低く、製品が優秀と言ふのであつて、不焙焼法の斯界への貢献はまことに甚大である。具體的には、不焙焼法によつて石炭五〇〇吨—六〇〇吨(熱量を石炭に換算して)が節約出来ると云ふ。割引して見ても、石炭窮屈の昨今、不焙焼法が齎す意義は實に尊い。

三、運輸界と纖維界の動向

十八年第一四半期に於ける各産業部門では、長期戦を乗切る爲めに、前年に引續いて重點主義の一層の強化徹底を圖り、當該部門に於ける事業の戦時再編成を一齋に強行しつゝある。前輯に於てはこれ等の状況を、鐵鋼、石炭、石油の重要部門について窺つたが、今輯は、この期に於て特に目立つ動きを示した海陸運界と纖維界に見ることにした。これら兩産業は、同じ再編成であつても一方は積極面を狙ひ、一方は消極面を狙ふ處に極めて對照的な意義が認められる。

(A) 運航實務者の再編成

今日海運輸送の重要性は、正に空前絶後である。その爲めに船腹の擴充を圖ると共に、現有船腹の最高度の活用を必要とすること云ふまでもない。そこで昨年四月、我が海運界は「戦時海運管理令」に依り完全に國家の手に掌握され、國家の代行機關として設立された船舶運營會に依り一元的に運營されつゝあること周知の如くである。即ち全船舶(機帆船を含む)を國家が借上げ、之を船舶運營會に貸し下げ、船舶運營會は國家の要請を體して一元的配船計畫を樹立し、之を運營するのであるが、この運營の實務は、既存の運航業者をして行はしめる仕組みとなつてゐる。戦時下の海運管理方式としては理想に近いものと言つてよい。けれども此の國家管理に當つて、運航實務者の集約が全然考慮されてゐなかつたことは、當然その後問題を残すこととなつた。二月一日より實施された運航實務者の再編成—班制度の創設は、その點を是正するの意圖に出でゐる。

此の班制度は、従來の運航實務者六十社の内機帆船運航統制會社と大連汽船を除く五十八社を、日本郵船、大阪商船、山下汽船、三井船舶、川崎汽船の五社を班長とする五班に編成するものであつて、班の機能として運航實務者班設置要綱は「班員實務者處理事務の連絡取纏めに關する共同作業を以て其機能とす」と云つてゐる。そこで表面に見る限り、過般の運航實務者の再編成は船舶運營會の

事務處理の迅速、簡易化を圖るに止つてしまふ。とすれば、この程度の再編成を以て果して一元的運營の完きを期し得るや否や頗る疑問で、問題は再び後日に残らうと思はれる。何故かと云へば、運航實務者の再編成は資本合同にまで進んでこそ事務處理の迅速化、現存設備の合理的利用を一層高度、高能率なものたらしめるからである。

この點に關し、第八十一議會に於ける政府の答辯は寧ろ漸進主義に傾き且つ消極的なものであつた。政府は強權的に整理統合を行ふ意思なく、また全國一社にすることも考へてゐないことを表明してゐる。だが「一時的にもせよ運航能率を低下せしめるが如き態度は採りたくない」と政府が資本合同を避けてゐるに就ては、その憂さへなければと云ふ肚裡も考へてやらねばならない。かくて、戦時海運體制の完璧を期するために、資本合同に對する海運關係者の積極的協力が期待される所以である。

(B) 明白化せる陸運統制

鐵道省では昨年十二月、陸運非常體制確立の一環として十二地方鐵道（總延長約五百四十キロ）を買收し、これを國鐵に編入する方針を明かにした。これに依つて國鐵輸送力の増強を圖り、戦時重要物資計畫輸送の完璧を期することになつたのである。編入される十二地方私鐵とは次の如くである。

- (一) 北海道鐵道全線一二八・六キロ
- (二) 鶴見臨港鐵道（但し鶴見終點驛の鐵道を除く）一二・五キロ
- (三) 富山電氣鐵道中、岩瀨濱—日曹工場前間及び日滿工場前—岩瀨埠頭間一〇・五キロ
- (四) 伊那電鐵全線七九・八キロ
- (五) 三信鐵道全線六七キロ
- (六) 鳳來寺鐵道全線一七・二キロ
- (七) 豊川鐵道全線三二・一キロ
- (八) 播丹鐵道全線八九・九キロ
- (九) 宇部鐵道全線四七・九キロ
- (十) 小野田鐵道全線四・九キロ
- (十一) 小倉鐵道全線四〇・一キロ
- (十二) 産業セメント鐵道全線一二・五キロ

以上の如くこれ等十二鐵道は、夫々沿線に重工業地帯を控へ、乃至は重要資源の開発上、在來から重要な役割に任じてゐたのである。従つてこれが國鐵編入を發表したことは、幹線輸送網の整備増強を狙ひ、國鐵の一貫輸送を完成するものとして時宜を得た處置と云へよう。

陸運再編成に就ては、更に第八十一議會に於て次の諸點が明にされたことも注目されてよい。

(一) 隘路打開 關門トンネル等の複線工事、濱松、青森等の操車場新設を始め、青函連絡貨車航送船増加並に新連絡航路開設、開釜連絡船の新造等々が隘路打開の具體策に擧げられた。

(二) 旅客輸送の抑制、調整化

(三) 鐵道建設改良工事再検討 資材、勞力等の不足に鑑み、建設改良は時局不可缺のものゝみに止める方針で、登山鐵道の如き不急施設を他方面に轉用する。

(四) 機關車、貨車に戦時規格を採用して、資材の節約、輸送能力の向上を期する。

(五) 旅客列車の貨車改造

(六) 貨物自動車對策及び小運送強化 全國府縣別に貨物自動車の企業統合を斷行し、組合に統制會的性格を付與して國策協力體制を整備せしめる。一方省營自動車の擴充強化を實現する。

(七) 貨物自動車にも戰時規格を研究中、又デイズル貨物自動車の普及を期し、先づ省營に採用。

この外、國鐵貨物運賃の引上げ問題が取上げられ、八田鐵相は「今や引上げを考慮すべき時期に到達してゐる」旨言明した。然し國鐵の赤字は既に國策に基く必然の運命であり、云はゞ戰時下の國鐵としては覺悟の赤字とも見られる。この際、貨物運賃を引上げて國鐵財政の辻褄を合はすことは、尠くとも輸送増強の見地からすれば根本的解決に程遠いと思はれる。非常時下、鐵道の如き國營事業こそ赤字に甘んじて國策の一端を負擔すべきかとも云へるからだ。尙ほ八田鐵相は大東亞共榮圈内の陸運政策に就き、廣軌幹線網の確立、日滿支間の貨車航送實施等、雄大なる構想を披瀝した。鐵道貨物の運賃値上げ問題と共に、幾多の示唆を投げる興味ある問題として今後の展開が待たれる。

(C) 整備徹底化の纖維工業

大東亞戰爭の深化に伴ひ、我が纖維界の企業整備は益々徹底化の方向にある。即ち纖維工業の企業再整備に關しては、紡績を始め各部門に亙り一月から、準備を進められてゐたが、最近に至り愈々全

面的に具體化實施の段取となつた。先づ製絲業者（座繰、玉絲を除く）は一丸となつて蠶絲製造會社を設立することになり、人絹スフ工場は第三次整備を更に進めて、人絹約三割、スフ約六割に重點生産を行ふべく、近く操業工場を決定する筈だ。羊毛工業に於ても、完全資本合同、縦貫ブロック再編成を目標に整備することとなり、織布は約三割の重點的整理を目指して具體策を検討中だ。最後に、華々しい歴史と老大な規模を擁した紡績業は、それだけに深く關心も拂はれるのだが、これも後述する如く第三次再編成を迫られてゐる。斯くて纖維工業の殆んど最後のとも見られる企業整備は、今三月中には大部分具體化する模様だ。商工省の重點工場指定方針も既に内定してゐるので、大體四月頃から再編成に即應する重點生産計畫の實施に入るものと豫想される。

紡績業の再編成は、昭和十六年春秋二回に亙る第一次統合、第二次統合を経て愈々第三次統合を行ふことになつた。即ち直接特需産業への設備、勞力、資材の供給は從來共に行つてゐた處であるが、それを更に強化すると、更に船腹不足から支那棉の輸入が不圓滑なため操業度の低下止むなき結果、集中生産による合理化の必要が眞に焦眉の急を告げるに至つたからである。傳へられる企業整備の内容は、(一)現存三〇%の休止工場の中より更に二〇%を産業設備營團に供出、(二)五〇%の操業工場を三〇%程度に壓縮、(三)綿スフ織機總臺數の約三〇%を廢棄、(四)企業單位を百萬鍾程度とす

るブロックの再整理等々である。

そこで問題となるのは、現在の十四企業単位が何うなるかである。百萬鍾を基準として再整備を行ふとなれば、ブロックの解體が行はれるのは必至である。既にして中部紡績共同組合は、その中核體たる興亞紡を除いて解體と決し、その興亞紡も近く合併歸趨を明かにせんとしてゐる。現在の紡績企業體は、綿紡設備のみで見れば、百萬鍾を有するものは東洋紡、大日本紡、鐘紡、吳羽紡の四社に過ぎず、スフ紡設備を加算すれば大和紡と富士紡を加へた六社となる。この六社のうちで單獨企業體は工場整理に就て独自の意嚮で促進し得るから、問題はないとしても、吳羽ブロックは一部を資本合同し、他の設備を買収した。倉紡、日清紡、朝日紡の三社は單獨企業體ではあるが、設備の百萬鍾を得るためには更に統合を進めねばならない。傳へられた内外綿と福島紡の合併は流産となつたが、既に内外綿を主體とする共同有限會社では、資本合同に各社の意見一致を見てゐる。が、設備鍾數が不足する。福島紡の歸趨と共に、今後の問題を残すこと云ふまでもない。

斯様にして、百萬鍾基準結集の具體化を繞つて、ブロック乃至は單獨會社の統合機運は熟化しつつある。一方、現在百萬鍾以上を有する六社にしても、斯様な動きに超然たり得ないだらうから、現在のブロックには相當活潑な離合集散が行はれよう。かくて紡績業の整備も愈々大詰めに來てゐる。

第四節 農業再編成への出發

一、農村に於ける戦争と建設

一面戦争、一面建設と云ふ事は大東亞戦争の基本的態度となつてゐるが、此の事は農村の動向に就いても明かに看取される。即ち農村は一面に於ては、全力を戦争に傾注する國民の兵站線を支へるべく食糧増産運動に挺身し、同時に他面に於ては新國民經濟體制確立の基礎條件ともなるべき農村再編成を行はんとしてゐるのだ。

國民食糧の確保は云ふ迄もなく勝利への第一條件であるが、幸ひにして我々は開戦以來五ヶ年半の間全く食糧に不足は感じなかつた。勿論農村の生産條件は日に月に悪化して來てをり、其の狀況は毎度本年報に報告した通りである。勞力の減少に於ても最近では質の低下を考慮すれば戦前の五、六割程度ではないかとさへ云はれてゐる。昨秋の豊作の如き、よくもあの勞働力で成し遂げたものだと思はれる程だ。この間農産物の値上りはあつたが農産資材の一層の値上りの爲め、この點に於ても農業

經營は壓迫されてゐる。かゝる多くの悪條件の中で増産達成の爲に努力する農村の姿は其の儘戦争する姿だらう。

昭和十七年度米の實收高は未だ發表されないが、第二回豫想は前輯に紹介した如く六千七百餘萬石で平年作以上であり、麥類もさして悪い成績ではなかつた様だ。併し朝鮮が千五百六十餘萬石、臺灣が八百四十萬石弱と平年以下の作柄を示してゐるから、之等から移入は大して期待出来ぬ。そこで今年内地食糧需給は絶対に樂觀を許さない。現在當局が盛んに玄米食の奨励をやり、現に都市の配給米が一分搗になつてゐるのも當然であらう。農林大臣も、「今度の豊作で安心するのは禁物である。外米輸入の手筈も整へたが、内地では猶一層の消費規整が必要だ」と云ふ意味の事を議會で述べてゐるが、之も當然の事である。

農家の供出は四千百萬石を目標として目下行はれてゐるが、此の量は當然自家保有米へ喰ひ込むのだ。之は農家にとつて非常な問題だが、而かもその成績は決して悪くないと報ぜられてゐる。

既に植付を終つた麥類に就いては去る一月二十五日から農林省、農會及び市町村が聯合で一大増産運動に乗り出した。更らに、十八年度米に關しては議會で發表された如く、七千四百四十萬石の生産目標が決定されて、その達成のために早くも準備が始められた。併し、農村勞働力の減少は依然已ま

資材も一層窮屈となり、特に豊作の後を受けてゐるだけに肥料の効果があがり難いから、農家は目標達成のためには昨年以上の苦心と努力を拂はねばならぬ。

農村はかくして増産運動を續けてゆくが、同時に他面に於て皇國農村の建設への第一歩を乗り出してゐる。強兵健民の母胎として、國民經濟發展の土臺石として、或は水田農業を基礎とする共榮圈經濟の改善の規範として、農業再編成の有する意義は實に大きい。この様に農業政策が農村社會の根本に迄觸れて來た事に對して我々は時代の動きを嚴肅に感ぜざるを得ぬ。今議會に井野農林大臣が行つた説明に依れば「昭和三十五年に内地人口一億に達すると見て、その四割を日滿を通じて農村に保有する。現在内地農家は五百五十萬戸、一戸當り平均人員五・七人として約三千萬人で、これから逆算して四千萬人保有には七百萬戸を必要とする。この中卅一年迄に百萬戸を滿洲開拓に送り、あと五十萬戸を滿支或は南方に移せば、大體現在の内地農家戸數を維持すれば足りる。一方、今後開發すべき農地百八十萬町歩を專業農家に割當てれば一戸平均耕作面積は一町七、八反となり大體適正經營とする事が出来る」と云ふのだ。勿論、この程度で農村再編が終つてしまふとは我々は考へないが、一應之を目安に進むことは是認せねばならぬ。そして、この目標に對する前進の第一歩が自作農創設維持政策となつて現れたのである。

二、自作農創設維持の擴大

農業再編成に當つて先づ第一に處理せねばならぬことは小作制度の撤廢である。日本農業の弱點としては古くから、零細經營、單純手勞働を中心とする集約經營等が擧げられてゐるが、封建的な小作制度の存續も確かにその一つだ。之を撤廢せずしては農業再編成は一步も進む事が出来ない。そして自作農創設維持政策こそ、の撤廢の爲めの最良の策である。

(A) 自作農創設維持の歴史

自作農創設維持事業が開始されたのは大正十五年であつたが、當時のものは大して積極的には行はれなかつた。それは當時漸く疲弊した農村に頻出した小作爭議を緩和する點に第一の目的を置いてゐたからだ。事業の方法は今も昔も同様で政府資金を小作農に低利で融通して土地を購入させ、又高利の負債に悩む自作農にその整理を行はせるのだが、目的そのものが餘り積極的でなかつたので大した成果はあげてゐない。即ち初年度たる昭和元年の事業實施面積は三千四百町歩、翌年が四千三百町歩と云ふ程度だ。其後昭和五、六年の農業恐慌を経験してこの事業も可成り活潑化し、第一表に示すごとく昭和七年には一萬町歩を超え、十年には二萬町歩近くに上つた。

其後農村更生の見地から之を一層強化することとなり、昭和十二年には計畫を擴張して、同年以降二十五ヶ年間を一期として、毎年四千萬圓の資金を放出し小作農百萬戸に付、四十一萬七千町歩の土地を自作化せんと試みた。併し乍ら事實は第一表に見る如くで融通資金は昭和十三年にやつと豫定の半分に達したのみで、金額、面積、戸數共にそれ以後は急減して來た。

この原因は明かに農村にインフレ景氣の到來したことであらう。特に昭和十四年迄の急激な景氣上昇は、小作農の耕地購入に自己資金を充てる場合を多くしたし、また自作農の舊債整理に政府資金を求めることが殆どなくなつた。彼等の耕地に對する需要が減少した事も大きく響いてゐる。かゝる現象は從來の一種の救濟策としての自作農創設維持が殆どその存在理由を失つた事を示すものだ。

(B) 新計畫の内容

處が今回の新計畫は別の理由から出發するのである。即ちそれ

(一) 自作農創設維持事業概況(農林省)

年次	融通資金總額	資本金	保積立金	創設維持戸數	同融資金	融通資金	創設維持面積
	千円	千円	千円	戸	千円	千円	町
昭和7年	16,609	16,609	16,609	23,460	16,609	16,609	10,799
8	14,292	13,292	13,292	18,683	14,292	14,292	8,948
9	17,127	14,727	14,727	20,603	17,127	17,127	17,731
10	17,692	14,692	14,692	21,027	17,692	17,692	19,119
11	17,570	14,570	14,570	20,922	17,570	17,570	17,608
12	18,546	16,396	16,396	21,825	18,533	18,533	14,237
13	20,167	15,400	15,400	23,622	19,757	19,757	18,192
14	18,047	13,349	13,349	18,701	16,686	16,686	13,112
15	15,502	12,094	12,094	15,160	14,386	14,386	9,296
16	15,437	9,682	9,682	14,854	13,968	13,968	8,939

は單に農村救済の一助となるのではなくて、もつと大きな意義を持つ皇國農村確立の爲の第一段階として行はれるのだ。國家百年の大計を樹てるのだ。

従つてその規模も従前のものに比して遙かに大きくなつてゐる。即ち新規計畫は第二表に示すごとく昭和十八年より二十五ヶ年間に亙つて、既墾地百五十萬町歩、未墾地五十萬町歩、合計二百萬町歩を自作農化するのだ。之が實現すると我國の全耕地の七割以上が自作農地となるわけであるが恐らく之に伴つて自主的に小作農から自作農に變るものが相當に増加すると思ふ。政府は此の計畫に七十二億餘圓の老なる資金を豫定し、先づ十八年度には五萬四千町歩の自作農地化を計畫して一億八千萬圓の資金を放出する事となつた。

(二) 新規二十五ヶ年計畫概要

既墾地	一五、五〇〇	千町
未墾地	五〇〇	
合計	二、〇〇〇	
内初年度分	五〇	萬
初年度	八〇	百萬
次年度	三五〇	
二十五ヶ年	七、二〇〇	總額

尙ほ、この事業は「標準農村」なるものに主として集中される筈だ。この「標準農村」と云ふものは全國三千町村を指定し（十八年は三百町村）自作農創設促進と併せて分村計畫、耕地交換分合、共同作業、有畜機械化等の經營改善を行つて、つまり皇國農村の雛型を作らうと云ふのだ。そして之を基礎として皇國農村を全國に及ぼさうと云ふのである。

(c) 創設維持政策の問題點

今回の新規計畫は以上の如くだが、そこには猶考慮すべき問題が一、二ある。その第一は資金の點だ。目下の所では豫金部資金を流用する事になつてをり、之を三分五厘で産組中金、勸銀、農工銀行、北海道拓殖銀行に貸付け、之等機關はこの資金を三分二厘で農家に貸付ける。この間の利子負擔については政府が適當に補助を行ふ事になつてゐる。この資金の流れる経路には問題はないが資金を全面的に豫金部に依存した事は一考を要する。何しろ周知の如く農村信用組合は餘剰資金の使途がなく困つてゐるのだ。中金への預金や國債投資だけでは經營が困難なので、従来よりの對農家貸付金は成るべく之を固定化させて、餘り減少させぬ様にするに云ふ如き、組合設立の趣旨に反した現象さへ呈するのだ。尤も農村信組としてはこの餘剰資金を四分位には廻したいであらうから、之を創設維持資金に流用すれば多少政府の負擔は増加するが、農村共同體の健全なる發達のためには充分考慮してやるべきだと思ふ。

次ぎは耕地價格の問題だ。恐らく本計畫遂行に當つての最大の障礙は之だ。事實、最近地主側の地價引上げの要望は相當昂まつてゐる。現在の農地價格は九・一八停止令を基本としてをり、その算定は當時の賃貸價格に一定の倍率をか

けたものであり、更らに自作農創設標準価格は地主純収益を六分で還元したものが基準となり、而かもそれは九・一八價格以下たることゝされてゐる。

然るに昨年十一月帝農總會で決定を見た「農地制度改善に関する建議」の中には、「自作農創設のため供用すべき農地の價格に關しては、臨時農地價格統制令に特例を設けると共に、農地調整法施行規則中の標準價格の算法を改正すること」との一項目が挿入されて注目を惹いた。

價格を引上げねば地主は賣る氣になれず、高い價格で買へば自作農となつた小作人は年々多額の資金の償却に追はれて、全収益中の再生産に投下さるべき部分は現實に少くなり、或は逆に喰ひ込みとなる。自作農創設の目的の一つが土地生産力の増大にありとせば、創設後も依然として收奪農業から脱し得ざるが如きは當然食糧増産の至上命令にも應へる事が出来ぬであらう。

政府がこの問題をいかに扱ふか、その態度は未だ明らかでないが目下の處では専ら地主に呼びかけて、その協力を求めてゐる様だ。併し耕地價格の問題は小作料と深い關係を有するから、この點について少しく考察して見よう。

三、農地價格と小作料の問題

(A) 農地の二重性格

地主が地價引上げを要求するのは、結局土地への投資がよき利廻りになるからだが、注意せねばならぬのは土地資本の利廻りが地主と自作農とは異つて來る事だ。但し残念な事には、かゝる考察を助ける資料が甚だ乏しいので、こゝでは已むを得ず帝國農會の米生産費調査を中心とした水田に於ける場合のみを取上げて見た。

第三表は自作農に屬する耕地の収益率を見たものだ。但しこゝで自家勞力評價に用ひた賃銀が不當に安い事は豫め考慮に入れておく必要があらう。假令へそれが公定の日雇賃銀に依つたものであるにしろ、昭和十五年に於て猶、一圓九十七錢である事は多少現實から離れた感がある。

併しこの點は一步を譲つて考へて見よう。唯この調査の對象になつた農家が水準を抜いた優秀農家なる點を忘れてはならぬ。反當收量も昭和六―十五年間の平均で二・四四石を示してゐる。

さて表を見ると純収益は、恐慌當時は別として、昭和七年から十四年までは順調に上昇してゐる。そして利廻りも次第に向上して昭和十一年より五分をこえ、十二年、十四年には六分を示した。尤も昭和十五年には生産費の昂騰と生産額の減少（不作に依る）から収益が落ち、利廻りも三分を示したが大體に於て最近は五分程度の平均利廻りを示したと云へる（尤も自家勞力の評價を變へればこの利

廻りはもつと低く出て来るし、又資本は土地だけでない事を注意すべきだ。

次ぎは地主の場合だ。第四表は勸銀の調査を基礎としてゐるので、直ちに前者と比較するのは一寸

(三) 帝國農會米生産費調査より見たる
自作者反當収益率の變化

年次	生産額	生産費	純収益	地價	利廻	勞賃
	円	円	円	円	円	円
昭和6年	42.44	40.23	2.21	466	0.005	0.88
7	51.72	40.12	11.60	458	0.025	0.86
8	57.89	43.50	14.39	490	0.029	0.91
9	65.05	44.04	21.01	500	0.042	0.96
10	70.85	46.86	23.99	534	0.045	1.02
11	77.87	48.80	29.07	556	0.052	1.08
12	84.31	50.70	33.61	560	0.060	1.10
13	89.68	55.54	34.14	617	0.055	1.23
14	117.54	72.81	44.73	742	0.060	1.70
15	110.49	84.94	25.55	848	0.030	1.97

(備考) 生産費は土地資本利子を除く、勞賃は自家勞働力評價に用ひたる男子一日當賃銀なり

に激落してゐるが、地主では五分八厘に止まつてをり、翌十六年には一厘を恢復してゐる。自作の十

(四) 田の地主純収益累年比較

年次	平均實收料	同右金額	租稅諸負擔	差引地主純收益	普通田賣買價格	利廻
	石	円	円	円	円	
11年	1.03	29.21	6.25	22.96	435	0.053
12	1.04	32.12	5.64	26.48	470	0.056
13	1.05	34.49	5.06	29.43	519	0.057
14	1.06	43.40	5.31	38.09	576	0.066
15	1.07	44.60	4.54	40.06	687	0.058
16	1.06	45.27	4.80	40.47	688	0.059

(備考) 勸行銀行調査資料による。租稅諸負擔は推定數

六年の利廻りは資料が無いので分らぬが、打續く生産費の昂騰と不作が米價の値上りを抹殺して依然十五年の傾向を續けてゐると思ふ。現在では、自作耕地の利廻りは三、四分なるに對し地主のそれは六分から一割にも達すると云はれてゐる程だ。之は生産費昂騰が全然地主に影響しないからである。地主が地價値上りを求めるのはかゝる事情に基くものだが、更らに第三表を見ると十五年の純収益が前年の四十四圓七十三錢から廿五圓五十五錢に著減してゐるに反し、耕地價格は七百四十二圓から八百四十八圓に奔騰して注目を惹いてゐる。

(B) 地價決定者は地主である

この現象も、最近の地價が地主に依つて決定されてゐる事を知れば了解されやう。とに角地主として耕地を持てば現在では六分から一割もの利廻りとなるのだから、一般に金利の低下した此の際絶好の投資對象と云へる。實際最近の耕地に對する地主の執着は相當に強いものと思はれ

る。その事情を今少し悉しく第五表について見よう。

先づ第三表に掲げた自作収益を現在の有價証券平均利廻りと覺しき五分を以て逆算して見ると、昭和十四年には八百九十五圓の高値を示すが翌十五年には五百十一圓に急落する。併し現實の價格は八百四十八を示し其の間に三百三十七圓の擴きを見せてゐる。之は米價の値上りが（十四年の石當り庭先相場は三十六圓二十錢、十五年は四十二圓五十八錢）同時に發生した生産費昂騰には一切お構ひなしに地主に利したからで、將來生産費との均衡を圖るべく米價を更に値上げすれば、地主の土地に對する欲求は益々強くなるだらう。現に將來の米價値上りの豫想の下に土地の思惑買ひをなさんとする傾向すら現はれてゐる様である。皇國農村確立が要望される今日農家の生命とも云ふべき耕地が投機の對象となる事が甚だ望ましからぬ事は云ふ迄もないが、この傾向は又自作農創設事業にも大きな障害となるわけだ。自作農創設目標價格は地主純収益を六分で逆算したものが、表に見る如く時價は常に之を上廻つてをり、特に十五年以後その傾向は一段と著しくなつた様だ。

この障害を除去するためには、地主に對する啓蒙運動を展開してその協力を求める事も必要乍ら、又一方に於ては小作料率引下げを斷行して耕地に對する投機心を自ら解消せしめる事が必要だとされてゐる。

(C) 小作料引下げの問題

小作料引下げの議論は小作爭議發生當時からあり、昭和五、六年の農業恐慌以後は一層強くなつた。併し當時の引下げ論はその主目的が小作救済にあり、現在とはやゝ趣を異にしてゐる。最近の引下げ論も、勿論以前と同じく小作農の經營條件を改善して増産を達成させる事を主要な目的としてゐるが、更に前述の自作農創設に關聯して、一層強くなつて來た。

現在の所ではまだ物納に依る定率小作料制度が支配的であるが、その料率は近來緩慢乍ら低下傾向は見せてゐる。

第六表は勸銀調査の普通田の平均反當實納小作料を全國平均反當收量と比較したものが、この比較から出た小作料率が眞實に近いものだと見る事は早計である。併しこゝに現れた比率の年々の趨勢は全體の小作料率の動きに略一致するものと考へてよい。

只、現在慣行的に行はれてゐる定率小作料制度は正確に年々の收穫高の何パーセントを小作米とす

年次	田の収益價格		自作農標準價格	
	自作地 収益價格	同 時價	自作農 標準價格	普通田 標準價格
昭和11年	581	556	383	435
12	672	560	441	470
13	683	617	491	519
14	895	742	635	576
15	511	848	668	687
5年平均	667	664	524	537

(備考) 収益價格は帝國農會米生産費調査より
自作者純収益を算出し、之を勸銀調、主要
有價證券利廻(昭和16年12月)債券平均4.2
分株式平均5.7分の兩者を平均したる5分を
以て還元せり。同時價は帝國米生産費調査
参考資料に依る。後の二つは勸銀の調査資
料より算定せり。

ると云ふのではなくて、當該耕地の平年作を基準として何の位と云ふ定め方であるから、豊凶の差に依つて現實の料率は不規則に變動する。倒へば昭和九年には四五%を示したものが翌十年には六二%四を示す如きだ。そこで茲では五ヶ年平均を取つて比較して見た。

さうすると昭和七年—十一年の五ヶ年平均では五五%六の料率となり、昭和十二年—十六年の五ヶ年平均は五一%一となる。即ち四%五、約九分の減少が認められるのだ。尤も前の五ヶ年平均反當收

(六) 最近の小作料の推移

年次	反當小作料	反當收量	小作料率
昭和七年	一・〇一	一・六九	〇・五九
八	一・〇二	一・八四	〇・五五
九	一・〇四	二・三三	〇・四五
十	一・〇三	一・六三	〇・六二
十一	一・〇三	一・七九	〇・五七
十二	一・〇四	一・八四	〇・五六
十三	一・〇五	二・〇〇	〇・五二
十四	一・〇六	二・〇六	〇・五一
十五	一・〇七	二・〇四	〇・五二
十六	一・〇六	一・九一	〇・五五
五ヶ年平均	一・〇五	二・〇五	〇・五一

(備考) 小作料は勸銀調査、反當收量は農林省調査。

量が一石八四二なるに對し、後のそれは二石〇五六と可成り多くなつてゐるのでその影響も多少のある事と思ふ。つまり、表を見ても判る如く、小作料率は豐作時には低く現はれ、不作では高く現はれるのだ。併し全般的に小作料率低減の現象は認めねばならぬ。かくの如き低下現象の中には小作爭議或は小作、地主の話し合ひに依る自律的低下も含まれてゐるであらうが、昭和十四年に實施された小作料統制令に依る小作料適正化事業の進捗も忘れてはならぬ。

(D) 適正小作料

小作料統制令が布かれた頃は小作料適正化運動も、その第一の目的が、小作經營を改善して食糧増産を達成せしめる事にあつたが、今後は小作農家の離村防止、自作農創設への基礎工作としての意味が加はるから、之が本格的に遂行されてゆくのは寧ろ今後の事に屬する。

十四年末以來最近までに適正小作料の實現した耕地は田二十萬町歩、畑十萬町歩で、之を實施した町村は二千餘となつてゐるから大したものではない。併し當局が議會に於て説明した所に依ると、今後は相當に進捗するらしい。

處で、問題は此の適正小作料の實現した耕地で、何の位小作料率が下がり、耕地價格が低くなつたかと云ふ事であるが、この點に就いては我々の期待した程の成果はまだ見られぬ様である。即ち小作料率に於ては、表面に於ては二割近く(水田に於て)低下したと云ふが、實際に於ては一割以内だと見られてゐる。従つて米價の値上りが一方にあるため、耕地價格には殆ど影響がなかつた様だ。

かゝる結果を見た理由は結局、適正小作料の「適正」と云ふ語の意味が不明確であるからだらう。では何を以て適正の規準とするかと云ふと、之は實に難かしい問題だ。記者はこの問題に關して、水田に於ける帝國農會の米生産費調査資料を主材料として若干の考察を試みた(第七表)。

(七) 水田に於ける自作、小作、地主の反當純収益比較

年次	(A) 自作農の調査を基準として			(B) 小作農調査を基準として			
	反當收量	自作	小作	地主	反當收量	小作	地主
昭和12年	石 2.507	円 33.61	円 2.16	円 31.45	石 2.427	円 6.59	円 26.62
13	2.499	34.14	△ 0.12	34.26	2.479	6.55	28.59
14	2.641	44.73	△ 1.75	46.48	2.636	11.91	37.26
15	2.868	25.55	△ 17.18	42.73	2.380	△ 5.53	36.53
4ヶ年平均	2.504	34.51	△ 4.22	38.73	2.481	4.88	32.25

(備考) 帝國農會米生産費調査資料を基礎として算出す。但し (A) の推定小作料は昭和8年—10年の農林省調査の小作料率を以て推算した。尚ほ各純益算出式次の如し。(A) 自作純収益 = 自作収益 + 土地本利子、小作純収益 = 自作純収益 + (自作租税公課 - 小作租税公課) - 推定小作料。地主純収益 = 推定小作料 - (自作租税公課 - 小作租税公課)。(B) 小作純収益 = 小作収益 + 小作権利子。地主純収益 = 實納小作料額 - (自作租税公課 - 小作租税公課) △印は赤字。

先づ小作農が自作農に比して何の程度に生産を阻害されるかを見よう。この表の(A)は小作が自作と全く同様の集約度に於て生産した場合を示す。この場合昭和十二年—十五年の四年平均で自作は反當三十四圓五十一錢の純収益を擧げるが、同様の生産方法を小作がやれば四圓二十二錢の赤字(之は自家勞賃等へ喰ひこむ)を示し、その代り地主は三十八圓七十三錢の多収益を擧げる(この場合の小作料率は四七%九)。この事は、生産方法が全く同様である限り、小作農の經營集約度の合理的限界が自作農のそれより大分低くなる事を示してゐる。

次ぎの(B)は實際の小作農の生産費から算定したものが、此の場合小作は四圓八十八錢、地主は三十二圓二十五錢の収益を擧げてゐる。この場合小作農が直接生産のために投下した資本及び労働量は五十六圓五十七錢、

自作は五十九圓七十三錢となる。つまり三圓十六錢だけ生産費を切りつめてゐるわけだ。勿論この兩者は現實には耕地が異り人が異なるから簡単に比較は出来ぬが、この場合反當收量や生産様式が酷似してゐるから大した不都合は感じまい。この集約度に於ける、兩者の差が最近益々擴大の傾向にある事は遺憾な事である。而かも注意すべきは、この調査に現れた小作地の小作料率は四二%八と云ふ殆ど適正小作料(上田に就いて四割)に近いものである事だ。今、假りに適正小作料が實現されたら小作が自作と同様な生産をなし得るか何うかに就いて計算して見ると、小作料率を四割とすれば小作収益が四圓二錢、地主の収益が三十圓四十九錢となる。之を(B)と比較すると地主の収益は低くなつてゐるが、小作収益はまだ及ばない。そこで我々は、「假令へ適正小作料が全國に普及してもそれに依つて小作農家が自作農家なみの生産能率を擧げ得るか何うかは甚だ疑はしい」と結論せざるを得ぬ。

適正小作料がこの様に不徹底な程度に止まつたのは、現在の小作料適正化運動の組織では農業政策の本山たる農林省は單に指示を與へる程度でその指導権を握つてゐないからだ。そして實際の仕事は各道府縣毎に獨立して行はれ、道府縣及び市町村の農地委員會が専ら仕事に當つてゐる。それも農業經營を調査してそこから一定の料率を決定し、之を實現させると云ふ様な方法ではなく、多くは地主、小作と共に談合して妥協點を求め、之を適正小作料として決定してゐる様だ。併しかゝる行き方で現

狀が満足出来るか何うかは今更云ふ迄もあるまい。

二六〇

又、農林省では、自身が指導権をとらない理由として、「小作制度は孰れも古くからの根強い慣行に基いてをり、又地方に於て各々異つた特徴を有するものであるから之を劃一的に統轄してゆく事は却て混亂を引き起こす懼れがある。それよりも各道府縣で夫々別個に行つてゆく方がいゝ」と説明する様だが、假りに各地方の特色を尊重せねばならぬとしても、その上で統一的に運営した方がより効果を擧げるのではあるまいか。この點は充分考慮して貰ひたく思ふ。

では適正の規準を何處に置くかと云ふと、之は實に難かしい問題だ。單に小作經營を赤字にせぬ程度に止めるならば四割位の料率でよいが、自作農と同様の生産能力を與へ而かも相當な収益を保證するとなるともつと下げねばならぬ。又離村防止、地價引下げのためには更に思ひ切つた引下げが必要だ。そしてこの問題は早晚「適正化」を通り越して、定率から定額へ、物納から金納へと、順を追ふて出来るだけ速やかに小作制度全廢に迄進まねばならぬ。

要は順序を追ふて、而かも可及的速かに進む事だ。自作農創設の新規二十五年計畫の着手も間近いが、かゝる遠大な計畫は第一步を躡かぬ事が非常に大切である。そのためには、小作料問題乃至は耕地價格問題に、有效適切な對策が速かに採られる事を希望して已まぬ。

第五節 勞務對策の決戰態勢

一、勞務對策の緊急性

支那事變勃發以來の我國勞務對策は、一言にして言へば、戰時には一般に何處の國でも考へられる勞務統制態勢の整備期に該當するもので、言はゞ長期的對策であつた。處が、今十八年一月二十日閣議の決定による「生産増強勤勞緊急對策要綱」の發表、更に、今議會に於ける戰時行政特例法案の通過、五重點産業への勞働力並びに其他生産諸要素の重點主義的集中に對する法的根據の附與、勤勞根本法制定の期待等々と、今や勞務對策は短期的緊急對策の色彩を濃化するの一途を示すに至つてゐる。この勞務對策の緊急性こそは、他の經濟政策のそれと同様、その意義の的確なる把握を絶對不可缺とするもので、それなくしては現下の政策の重要度に即應して、政策意志を現實化する事は不可能であらう。殊に、勞働は主體的要因によつてその効率を左右される事が大きい。この意味からも特に勞働の部面に於て、政策の緊急性が政策客體に透徹せしめられねばならない。

然らば、政策の緊急性とは何か。戦時政策の緊急性・短期的意義は、作戦期間と経済期間との吻合面に在る。「戦争経済は作戦の高潮期即ち決戦の山とそれへの準備期待期の谷との波動的動態の總體から成り立つ」(大河内一男・戦争経済に於ける短期と長期・法政大學新聞昭和十七年十二月二十日號)ことに認識の立場を置くならば、現在我國が巨富アメリカと戦争してゐること、ガダル・カナルからの戦略的撤退の直後にあること等を殊更に指摘しなくても、現下の政策の緊急性——軍需品生産部門、就中生産財生産部門に於ける應急蓄積——は自ら明らかとなる。五重點産業が、鐵、石炭、輕金屬、航空機、造船にあるは、この邊の消息を物語るものだ。勞務對策は將に決戦態勢に突入してゐるのである。

二、生産増強勤勞緊急對策要綱の決定とその具體化

去る一月二十日の閣議で決定した「生産増強勤勞緊急對策要綱」は、第一、國民徵用制度の刷新強化、第二、國民勤勞の重點的配置の強化徹底、第三、勤勞管理の刷新強化、第四、勤勞者物資、住宅等に關する對策の強化、第五、本要綱實施に關し必要な經費に就ては豫算上の措置を講ずること、の五大項目より成るもので、以下第一乃至第四項目に互り、逐次詳細に之を見てゆかう。

(A) 國民徵用制度の刷新強化

一、國民徵用の國家性明確化の爲め (1)被徵用者全員一體の態勢を以て生産増強に邁進し得る如く必要な措置を講ずること。——かかる措置の必要な事論を俟たないが、抽象的な表現で如何なる手が用意されてゐるか判明しない。が、重要工場に於て全従業員が現員徵用を受けてゐる事とか、二月二日午後の豫算總會での小泉厚相の發言「重要作業者に於ては全従業員が一塊りの生産體となつて御奉公する事」が必要で、「當然責任者は總理の言はれる如き陣頭指揮をしてゆくべきであり、従つて責任者も當然一體態勢のうちに入るものと考へてゐる」を考慮すれば、企業の責任者、統率者の徵用といふ事も考へられる。少くとも、現徵用制度の根本的缺陷の一たる經營統括系統の二元性——公法的徵用と私法的雇傭との乖離を解決する手が必要だと云へる。(2)徵用は豫め合格者を定め可成國家施設に收容し教養訓練を施したる上工場事業場に配置すること——大體、徵用は同時に轉業であつて、新職域に適應させる爲め、一定の訓練を経る必要のある事は無論の事であるが、この轉換期練成機關として、國民勤勞訓練所が東京、奈良の二ヶ所に設けられてゐたのを今回福岡と名古屋に増設し、更に各府縣に三ヶ所程度、全國百四十餘ヶ所に擴充する事となつた。生産現場からの聲としては、轉業・應徵者の練成が有效な事に間違ひはないが、暫く經つと直ぐ元の木阿彌に還る者が少くないといふ。

之は他の項目にも關聯する事だが、練成方法に検討の要があらう。(3)被徵用者の工場事業に於て支給を受くる給與が當該被徵用者の前收に比し著しく減少する場合に於ては之を補給するの途を講じその財源は國家に於て相當負擔すること。右補給は別途國民徵用援護制度の擴充に依り之を爲すこと。|| 從來、應徵者の徵用前と徵用後との収入の差額は事業主が調査、支給する事となつてゐた(國民徵用令)が、事務繁忙で調査不十分とか、事業主の負擔激増とかで圓滑に行かず、應徵者の最大の不滿を買つてゐた。が、今回財團法人「國民徵用援護會(假稱)」を、中央本部、各府縣支部の組織を以て設立(四月初旬の豫定)、同會をしてこの差額補給及び應徵者一般援護事業を行ふ事になつた。財源は一千萬圓で、豫算一千八百萬圓のうち政府負擔一千萬圓(追加豫算計上)、残り八百萬圓が工場、事業場主の負擔で、支出内譯は一千三百五十萬圓(九百萬圓國庫負擔、四百五十萬圓民間寄附)を差額補給に、四百七十二萬圓(百二十二萬圓國庫負擔、三百五十萬圓民間寄附)を一般事業に支出する事になつてゐる。これで、應徵者並にその家族の生活安定化工作は一應整備される譯だが、この際、徵用によらざる雇傭者、乃至現員徵用により應徵者となつた者との間に、家計補助政策上不均衡が齎らされてはならない。家計に於ける從業者の地位を具體的に考慮した家族手当制の再検討が必至となつて來る譯だ。

二、國民徵用制度の運營の改善

(1)現行徵用期間は之を延長し必要ある場合に於ては更に更新し得ることゝすると共に徵用を解除し得る場合を明確にすること。|| 現行徵用期間は二ヶ年であるが、現代戰の性格上之を延長すべきは理の當然であり、また、戰場、銃後職域に於ける國民能力適正活用の意味から徵用對象、期間に弾力性を持たせる事も必要だ。徵用期間の延期については、二月四日午後豫算總會に於ける小泉厚相の次の如き重大發言があつた。即ち、「徵用満期後の徵用工に對する措置としては原則として當該工場と新たに雇傭契約を結ばしめ、引續き勤勞することの困難なる者に限り前職に復歸せしむるか、または新たな職場へ斡旋する。徵用期限の延期は軍直接のものに限り、慎重考慮して決定する」と。(2)徵用銓衡を嚴正且權威あらしむるため國民徵用官制度を確立すると共に、國民職業指導所の機能増進に必要な措置を講ずること。徵用官は地方廳に於ける關係高等官を以て之に充つること。|| 從來、徵用の銓衡には職業課長、指導所長等が當つてゐた。徵用官は、家族生活維持、國民能力の適材適所の活用の眼を以て事に處すべきであらう。(3)徵用給源の確保並に銓衡の嚴正を期するため銓衡に當りての徵用除外の範圍を縮小すると共に適正なる銓衡基準を定むること(4)國民登録の範圍を更に擴大し被徵用者銓衡に便ならしむる如く之が整備を圖ること(5)被徵用者にして特に勤勞狀況良好ならざる者に就ては國家の特別鍊成施設に於て鍊成を實施し其教化善導に

努むること——特別鍊成施設とは國民勤勞訓練所の事である。

三、國民徵用援護制度の擴充 被徵用者をして後顧の憂なからしむるため其遺家族に對する援護制度を擴充強化すると共に、被徵用者の士氣を昂揚するため慰問激勵に付特別の措置を講ずること——
一の(3)で説明した國民徵用援護會の設立を謂ふ。

かくして、國民徵用制度の刷新強化が追求されてゐるのであるが、極言すれば、幾ら徵用制度が完備しても、徵用給源に思ひ切つた開拓が行はれねば、その效用の限界は極限される。今議會(二月二日)の小泉厚相發言によれば「女子を徵用し得ることにはなつてゐるが現在未だ徵用してゐない」とあり、その理由は「日本女子の特性を考へると家族制度に根強く關係を有してをり、これが有意義な場合もあるので未だ徵用するに至つてゐない」とある。然し、日本古來の家族制度といふ淳風美俗は、未婚の有閑婦女子が勤勞に身を投ずる事によつて毫も損傷破壊されるものではなく、相共に働いて家計を助け、或は國民といふ大家族の一員としてその職分を盡す事の意義を悟らしめる意味からも、却つて家族主義制度が體得されるのである。婦人勞務者の適職の決定については第五十輯の勞働の項に報道して置いたが、勞務給源涸渴の現在、然るべき適職に未婚婦人を徵用し、之によつて代置された男子勞働力を以て更に有效なる職域に移動せしむべきではあるまいか。

(B) 國民勤勞の重點的配置の強化徹底

一、産業及企業間に於ける重點の移動に即應する企業整備の進捗に伴ひ、工場事業場間に於ける勤勞者の配置轉換を容易且迅速ならしむるため必要なる措置を講ずること——昨十七年春施行された重要事業場勞務管理令は、重要事業場に對する就業時間制限令、賃銀統制令の適用排除を規定して、重要産業工場への勞務集中を簡便、迅速ならしめた。が更に、去る二月十五日付官報を以て、行政事務簡素化の爲めの勞働諸法規施行規則の改正を公布、即日實施した。即ち、勞務管理令關係では、就業規則、給與規則等にして國民徵用令の認可ありたるものは更に本令の認可を要せざる事とし、また、基本給與以外の給與(賞與、實物給與、臨時給與の支給)に付厚生大臣の認可を勞務監理官の承認に改め、更に、勞務調整令關係では、從業者の轉勤に付き國民職業指導所長の認可を事後届出とし、被徵用者の徵用工場への就職に付指導所長の認可を廢止する等其他の勞務行政簡素化を斷行、勞務の重點的配置に便ならしめる處があつた。が、最も注目すべき事は、戰時行政特例法案の可決である。同法によれば、五重點産業に關する限り、勞務の集中が總理大臣の名に於て行政的に一元化され、現行諸勞働法規による禁止、制限の一部は適宜に撤廢出來るのである。昭和十八年度の産業編成替へは、五重點産業中心に行はれ、相當の摩擦的失業者、否轉業者を出すものと見られるが、これらの重點的吸

收は、法規、行政機構による支障なく、圓滑迅速に斷行される事にならう。

二、中小商工業者の戦時重要生産への轉換を更に一層促進するため必要な措置を講ずること——前項同様の事が考へられる。

三、國民勤勞報國隊制度の刷新を圖り、各地域、職域又は團體に於ける報國隊の常時組織を編成せしめ、且其の出動時間を延長すること——生産現場の聲から見て出動期間の延長は就中喫緊事である。

四、不急と認めらるゝ學校、殊に時局下緊要ならざる各種學校及び之に類する施設の閉鎖、制限又は收容定員の減少を行ふと共に、學生生徒の勤勞報國隊組織に就ては特に之が擴充強化を圖ると——不急、不要の學校が具體的に何かは不明だが、一つの根據として文部大臣の認可してゐない學校が擧げられる。問題が教育に關係するだけに、學校の選擇には慎重を要しよう。因みに、十六年乃至十七年一ヶ年間の學徒勤勞奉仕延人員は、青少年學徒一千五百万人弱で、高等・専門學校以上でも二百五十萬人に達してゐる。(三月二日、貴族院本會議、橋田文相答辯)

五、女子を以て代替し得る業種及び職種に付夫々女子の使用員數の標準を定むると共に、女子勤勞管理を確立し以て女子動員の強化を圖ること。右に關聯し男子の就業制限乃至禁止を行ふこと——婦人勞働力活用の必用は既に述べた處であるが、女子の適職は工場内の技術的分業態勢の確立、作業の單純化と共に廣範化する。特に、農村の季節的・時間的餘剩勞力、都市の轉業中小商工業者の家族勞働力の活用が、近代的家内工業方式によつて推進せしめらるべきである。

(C) 勤勞管理の刷新強化

一、勤勞管理行政の刷新強化 (1) 皇國本來の勤勞觀を確立し、且工場事業場に於ける勤勞管理機構及び勤勞管理の陣容を整備せしむるため必要な措置を講ずると共に、特に勤勞能率不良なる工場事業場に付勤勞管理改善のため強力なる指導を行ふこと——能率の良不良の檢出、延いては勞務管理改善に資するものにして、現在大きな役割を果さんとするものに、原單位計算制の確立、工場能率診斷班活用がある。原單位計算は昨十七年秋頃から商工省が中心となつて實行に着手してをり、鐵、石炭、鑛山、工作機械等十九業種に及ぶと云はれてゐる。之は、一製品の生産要素使用量を檢出するもので、之が確立されば各工場、鑛山の生産能率の良不良、その原因、個所が判然し、従つて能率向上に資する處少くない譯だ。第二の能率診斷班は、商工省が設けたもので、昨十七年十一月より一ヶ月間日本鋼管川崎、同扇町工場に派遣、好成绩を擧げたので日鐵八幡製鐵所其他の最重點工場に派遣指導せしめる事になつてゐる。これは、急遽増員して廣く各工場の能率向上の指導に當らせると共に、生産技術のみならず、勞務管理技術の交流に資せしむべきである。(2) 管理官、勞務官、工務官

等緊密一體の態勢を整備し、重要工場事業場の生産能率の増強に付総合的且強力なる指導を爲すこと
 〓この種の言はゞ官廳の觸角は生産現場から非常に歓迎され、また、事實統制の現實即應性、緊急性をよく助長してゐる。特に、工務官は評判が良い。この一月の日本産業經濟主催の座談會「生産隘路打開策」の中でも、吉田吉雄氏（足尾製作所工場長）は「私は工務官については非常に有難いと思つてゐる。工務官が來られてから色々ネットワークになつてゐる處を大分援助して頂くやうになつた」と述べ、田畑新氏（内外製鋼所取締役）も「現在の處は餘り工場の數を多く擔當してゐるので來る回數が少いがモット數を増して頂くと大いに助かる」と云ひ、石山氏（明電舎常務）「工務官の頻々と變らぬ事を希望する」、早坂氏（池貝鐵工取締役）「私は工務官制度が一番成功した制度だと思ふ」といつた風に、工務官の増員、定着が希望されてゐる。現場へ派遣される官吏が増すに従つて、それら相互の一體化によるセクシヨナリズムの排除も必要だ。

二、勤勞青少年の輔導鍊成 國力の基幹たる勤勞青少年の不良化を未然に防止すると共に、健全なる勤勞青少年育成のため別案「勤勞青少年輔導緊急對策要綱」に依りその輔導鍊成の徹底を圖ること
 〓戦時には青少年が高収入取得の爲め不良化し、犯罪が殖えるものであるが、之が爲めには、強制貯蓄、精神的輔導等の手が打たれねばならぬ。厚生省は大要左記の如き輔導緊急對策要綱を決定した

が、産報でも之に即應して、中央本部實施事項、單位産報實施要諦並に實施事項を決定、實施に移つた。

勤勞青少年輔導緊急對策要綱

- 第一、一般鍊成
 一、工場事業場の輔導機關充實整備、ロ、勤勞者少年の鍊成徹底、ハ、同じく生活指導徹底、ニ、同じく厚生施設の擴充強化
 第二、一部要特別鍊成
 一、前項イに同じ、ロ、道府縣及び道府縣産報による特別鍊成
 第三、事業主、工場幹部の輔導責任自覺喚起の爲め鍊成講習を行ふ
 第四、輔導組織の確立
 一、産報支部單位に勤勞青少年輔導協議會を設置、關係官廳團體の協力、連絡協議、街頭輔導を行ふ
 第五、司法省は厚生省に積極的協力をなし、特に少年審判所及び司法保護委員會の活動を促進する。

三、就業時間制度の刷新 現行就業時間關係法規を改正し戦時生産即應の弾力性ある運営を爲し得る如くすること
 〓勞務管理令により重要事業場には工場事業場就業時間制限令は適用除外されてゐるが、緊急増産・勞働強化の爲めこの趣旨を一般化せんとするもの。

四、戦時適正賃銀制度の確立 勤勞者の生活の恒常性を確保し、勤勞能率の向上を期するため賃銀統制を合理的ならしむると共に賃銀統制上必要なる措置を別途講ずること
 〓現行賃金統制令の改正については、目下中央賃金委員會で研究中であり、その内容を知るべくもない。最適能率的賃銀の決定

は實に困難な事であつて、若し、これが現行時間當り賃銀水準を著しく向上するならば、インフレ對策の見地から、賃銀中相當部分を社會保險的保留額に繰入れるべきである。この點アメリカの施策は參考すべきだ。尙ほ、五重點産業は現行法規の制約を免れ得る事になるが、この部分のみが高率給與となる事は避くべきだ。この點、瀧本厚生技師の「五大重點産業に於ても、重點産業たるの故を以て給與を重點的に取扱つて行く方途には與し難い。生産増強の要請に依る労働強度の増進により労働強度の均衡に於て賃金の増額があるならば始めて首肯出来る」(日本産業經濟三月五日附「賃金總額制限と其後の事情(下)」の言は含蓄ある言葉といふべきだ。

(D) 勤勞者用物資、住宅等に關する對策の強化

- 一、勤勞者用物資の割當並に配給は原則として産業報國會の組織を通ずることとし、その一元化を圖ること——物資不足下に於て實物質銀が貨幣質銀に優る事論を俟たない處で、昨今の配給機構改變により買出し缺勤、早退等が相當あつた事を考へれば、次項と共に適切なる施策と言はざるを得ない。
- 二、工場、鑛山、事業場に於ける購買會の配給機構上の地位を認め、之が積極的活用を圖ること——一般市場との間に、量、價格等の點で大きい懸隔のある事は許さるべきであるまゝ。
- 三、勤勞者住宅、寄宿舎及び厚生施設は國に於て一定の規格を定め、工場施設と一體的に計畫せしむると共に、その建設、既設建物の有効利用等につき特別の措置を講ずること。

以上を以て、勤勞緊急對策要綱を中心にその具體化の狀況、説明、批判を簡單に終へたのであるが、要するに同要綱を流れるものは「緊急増産」の要求する「緊急的刷新・強化」に外ならない。かくて、我國労働法規の根本的改革が豫定されるに至り、現行の工場法の上に立つ労働法制度系を改變し、生産政策としての労働政策を性格付ける「勤勞根本法」の創設が企圖されてゐる。之が、現行労働諸法規を改正統合するものか、或は工場法に代るものとしてそれらの基本法たらしめるものか判然しないが、孰れにしても労働法規・労働統制の決戦態勢が具現化するであらう。

三、進捗する日傭勞務者の統制

工場、鑛山の労働者(常傭)については、十六年八月全面的に最高初給賃銀、最低賃銀が公定され、續いて同十月より賃金支拂總額制限の基準になるべき平均時間割賃銀が公定されたので、これら労働者に付ては賃金統制が一應整備されたのであるが、工業鑛山關係日傭勞務者、及び工場鑛山以外の勞務者、殊に日傭勞務者に付ては全國的に一定の賃銀基準が整備されてをらず、地方長官が事業主を指

導して賃金の協定をさせるとか、地方別の公定賃銀を制定するとかで賃銀額の府縣間の凹凸、工場鑛山常備勞務者の賃金との不均衡等があり、勞務需給の調整に相當の悪影響を及ぼした。

元來、日傭勞務者は學者の所謂「産業豫備軍」の典型的なもので、概して不況時には失業者が日傭勞務者化してその數増加し、好況時には逆に日傭勞務者は常備化してその數が減少したものである。近年に於けるその數の變遷を見れば、第一表の如くで、昭和十二年下半年以來減少傾向に轉じてゐる。支那事變以來の擴張再生産に對應するものだ。處が、十六年六月には前年同期を全體で一萬七千九百三十人（指數で一・〇）方増加し、男では四萬二千四百六十二人（同じく三・〇）方増加してゐる。之は、勞働力需要が激増する一方、その供給が之に伴はず賃銀が昂騰すべき状態にあるに拘らず、鑛工業の普通勞務者は賃金統制で

(一) 日傭勞務者數の變遷

昭和二年六月	實數(人)		指數(昭和元年十二月=100)	
	男	女	男	女
昭和二年六月	四八、二六六	四〇、七四一	九・六	一〇・一
七年六月	四九、九七七	四三、二五五	一〇・三	一〇・五
十年六月	五〇、八八九	四三、二五五	一〇・四	一〇・五
十一年六月	五〇、八八九	四三、二五五	一〇・四	一〇・五
十二年六月	六三、四六六	四六、九六六	一三・四	一三・六
十三年六月	五八、五五八	四六、九六六	一三・四	一三・六
十四年六月	五七、七五三	四六、九六六	一三・三	一三・五
十五年六月	五七、七五三	四六、九六六	一三・三	一三・五
十六年六月	五三、二九三	四三、二五五	一〇・三	一〇・五
十七年六月	五〇、八八九	四三、二五五	一〇・四	一〇・五

（備考）勤勞時報昭和十七年十月號による。

賃銀が固定されたに反し、日傭勞務者、鑛工業以外の勞務者の賃銀が未定、或は割高な水準に協定された爲め、全體としてこれらの賃銀水準が上昇したからである。が、十六年四月鑛工業關係以外の日傭勞務者及び之に準すべき常備勞務者の賃銀が公定されたので、その數は急激な減退を示してゐる。

日傭勞務者數は十七年六月で全體の二〇%であり、前述の如くその賃金公定は勞務需給調整上不可缺となつたので、先づ、土木建築、農林、運輸關係から公價が決定され昨年末には鑛工業關係に於てもその決定を見たのであるが、昨今の勞務給源涸渇の状況よりして、日傭勞務者の稼働率強化、その重點的配置の必要起り、日傭勞務者の産報たる道府縣「勞務報國會」並にその中央本部（東京）の結成が着々進行するに至つてゐる。

日傭勞務の實情及び其實狀に應ずる賃金統制方式を勤勞時報昭和十七年二月號によつて窺ふに、「日傭勞働に於ては其の作業場が屋外である關係上其の作業は著しく天候に左右される。殊に東北、北海道地方に於ては冬季寒冷、降雪等の爲に作業は一層妨げられる。又作業の繁閑に依り其就業は甚だ不規則であつて一月中に於ける就業日數は工場鑛山の勞務者に比較すれば遙かに尠い。日傭勞務者は其の作業の性質上一定の場所に於て繼續就業すること尠く、従つて厚生福利施設等も從來殆ど顧られなかつた。日傭勞働中ある種の作業は熟練を必要としない爲斯かる作業に従事する勞務者は年齢経験年

(三) 土木建築業勞務者最低賃金額(圓)
 (A) 男子勞務者 (B) 女子勞務者
 二十歳 二十歳 未滿 二十歳 未滿 二十歳 以上 二十歳 以上
 甲級 〇・六〇 一・三五 〇・四五 〇・五五
 乙級 〇・五〇 一・一五 〇・四〇 〇・六〇
 (備考) 甲級は北海道、東京府、神奈川県、愛知縣、京都府、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、福岡縣、乙級はそれ以外の諸縣
 備を除く)とか、農業勞務者(常備を除く)林業勞務者について夫々職業別、年齢別、性別、地域別の最高最低賃金額が決定された。
 また、十七年十二月十八日には鑛工業關係日傭勞務者賃金が決定された。之は一日十時間就業を基準とするもの
 (四) 鑛工業日傭勞務者賃金額(圓)

で、工場勞務者については、
 第一級地域を東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の各府縣及び千葉縣市川市・行徳市、埼玉縣川口市、山口縣下關市とし、第二級をそれ以外の地域とした。これは第四表の如くだ。

女子勞務者	重筋勞務者等		技能工		雜役夫		男子勞務者	
	未滿二十歳	二十歳以上	未滿二十歳	二十歳以上	未滿二十歳	二十歳以上	未滿二十歳	二十歳以上
一・八〇	一・四〇	一・二〇	四・〇〇	三・二〇	二・三〇	三・〇〇	二・〇〇	一・八〇
一・四五	一・一〇	〇・五五	三・二〇	一・三五	一・八五	二・四〇	一・六〇	一・四五
〇・七五	〇・四〇	〇・二五	三・二〇	一・一〇	〇・六〇	二・四〇	一・六〇	〇・七五
一・四五	一・一〇	〇・九〇	二・五五	一・二五	一・八五	二・四〇	一・九〇	一・四五
一・一五	〇・六〇	〇・四〇	一・二五	〇・五〇	一・五〇	一・九〇	一・五〇	一・一五
〇・六〇	〇・四〇	〇・三〇	四・〇〇	一・五〇	一・五〇	三・四〇	二・七〇	〇・六〇
二・四〇	一・六〇	一・三〇	三・三五	一・三五	二・九〇	二・七〇	二・七〇	一・九〇
一・九〇	一・三〇	〇・四五	三・三五	一・三五	二・九〇	二・七〇	二・七〇	〇・七五

第六節 第八十一議會を中心として見た 内外政治の動向

決戦下に對應する現下の政治動向は、内政、外政を問はず、直面せる戦争遂行力の増強に集中せられるは云ふ迄もないが、これを具體的に云つて、内政に於ては國內戰時體制の強化であり、外政に於ては、共榮圈内各民族を始め、樞軸各國との提携の緊密化である。この期間(昨年末より今年三月始)に於ける我國政治の動向も、正にこの線に沿つて推し進められたと見て差問えない。
 而して、この期間に於いて開かれた第八十一議會は、我國現下の政治動向を最も集中的に表現するものとして注目すべきものがあつた。再開以來僅かに四十日間、この間に、歳出純計三百七十四億圓に上る老大豫算と八十九件に及ぶ法律案を成立せしめる強行軍ではあつたが、併し、これ等諸法案は戰時特例法案を始め、いづれも敵前に國內體制を切り換へつゝ戦力を増強せんとする劃期的な施策を盛るものであり、客觀情勢に拍車づけられた國內統制力の一段の強化を意味するものであつた。だが反面に於て、この統制力の強化に伴ふ政府の獨裁化を否定する幾多の言明が政府によつてなされ、所

謂決戦政治に於ける日本的性格が、この議會を通じて明確にされたことは、現下の政治情勢の基調を示すものとして、また今後の政府施策の方向を示唆するものとして極めて注目すべきものがあつた。

更に、この議會に於ては、首相の施政方針演説及び外相の外交方針演説等により、決戦外政の方針が闡明されたが、こゝに注目すべきはビルマ、比島の獨立に關する重大聲明及び支那に對する政治、經濟その他の強力な支援態度、並びに大東亞共榮圈建設に於ける樞軸國との協力的態度の闡明であつて、道義的精神に基く日本の性格が外政の面に於ても現れてゐる點である。而して、この聲明と前後して、現れた「租界還付及治外法權撤廢等に關する日華協定」、「日獨伊經濟協力協定」の締結は、これを實證するものであると同時に、日佛印經濟協定の強化實現と共に、決戦外政の要諦たる樞軸諸國家間の協力を緊密にし、以て綜合戦力の増強を圖ると云ふ一點に結びつくものと云へよう。

また、戦時刑事特別法中改正案は、國政の變亂、治安の紊亂を目的としてなされるものは、その協議、煽動に止まらず宣傳をも抑制し、治安維持の強化を目的とするものであり、しかも、その現實的對照として、經濟機構の根本的變革を意圖するが如き、革新的な言辭を抑制せんとする狙ひが含まれてをり、日本の政治への志向を目指す東條内閣の政治的性格を端的に示すものとして注目すべき法案であるが、この審議を繞つて、計らずも翼政會の不統一が暴露されるに至つた。而して、議會

前よりの懸案であつた翼政會機構改革問題は、こゝに急速な解決を要請される情勢が成熟し、今後の政界に一大變化を約束するに至つたことは注目すべき現象であつた。

一、決戦外交の指導方針

昨秋から本年春にかけ、樞軸側と反樞軸側の抗争は愈々熾烈となり、且つ戦争主導國は總動員態勢を強化するばかりでなく、協力諸國を自己の陣營に一層強く引入れつつあるとき、東條首相及び谷外相が一月二十八日、第八十一議會再會劈頭の施政演説において、決戦外交の指導方針を遺憾なく展開したことは注目に値ひする。首相は決戦第二年に處する政府の根本方針を明示するとともに、樞軸提携、米英撃滅、重慶及び濠洲膺懲その他滿々たる決意の程を見せ、次いで谷外相は皇國外交の大道を闡明せる後、獨伊との經濟協力、國府參戰後の措置等につき彼此對照の妙を示した。

國民政府の參戰に關聯して、日華提携については、首相外相ともに、租界還付、治外法權撤廢等、強力なる政治軍事經濟上の協力支援を惜しまぬ旨を力説した。詳細は別稿に譲るが、租界といひ治外法權といひ、「これらは阿片戦争の結果生れたる米英による東洋搾取の記念塔」であるから、この際帝國は、「大膽率直にこの不自然なる過去の屈辱的制度を一擲した」(外相)のである。新中國も、最高國防

會議設置、五中全會開催、財政部活動、全國經濟委員會強化、華北政務委員會刷新、重慶側領袖歸順等により、一段の整備を見せようとしてゐる。國府宣戰の効果は、直ちに軍事力その他の増大といふ形態では現はれぬとしても、日華提携策の變化に伴ふ國府の自主性強化によつて戦力培養、中國生産力の増強を期し得べきこととなり、大東亞共同防衛の具現として、その意義は強調されねばならぬ。

佛印及び獨伊との經濟提携については後述するが、軍事政治文化等の諸面における協力を更に一歩すすめたものとしてその意義は大きい。外相は、佛印當局に對し「世界全局にわたる情勢を達觀し、大東亞共榮圈における帝國の地位と佛印自體の地位につき、この上も深き省察を加へ、よくこれを正解し、ますます帝國に對する協力を積極的ならしめんことを期待」してゐる。獨伊との經濟協力については、首相外相ともに、經濟圈なる新概念を正式に用ひた點、戰勝後の新秩序建設を豫定せる點、舊套を脱し新構想による交易様式を採れる點等を指摘し敷衍するところがあつた。

日本の外政が大東亞を基盤として一元的に展開されつつある現在、戰爭政治の推進には、ひとり國內政治の面だけにとどまらず、共榮圈施策において、占領地行政において、つねに緊張せる展望を必要とする。施政演説を通じて、首相は、印度、ビルマ、比島等、共榮圈内の諸國家諸民族に具體的によびかけたのである。

先づ印度に對して、「既にイギリスより精神的に獨立してゐる」印度の指導者、憂國の志士、印度の民衆は、「その回天の大事業は遠からず成就することを深く期待する」ものであり、「しかして帝國はこれがために全幅の協力を惜まざる」ことが重ねて宣明されたのである。

また、ビルマに對して、東條首相は、「遅くも本年中に現在の行政府をして管轄せしめつつある區域を以てビルマ國の建設を認めんとしてゐる」、現地日本軍に協力し大東亞建設に資せんとするバーモ長官以下の努力は、「帝國の感銘に堪えぬところ」であると率直に述べ、ビルマの獨立を確約した。更に東條首相は、比島に對し、「帝國の眞意を了解し、大東亞共榮圈建設の一翼として協力して來る場合において、帝國は欣然として彼等に獨立の榮譽を與へんことを聲明したのであるが、ここに重ねてこれを宣明する」、「今や新しき指導者バルガス長官のもとに、帝國に對する協力の誠意大いに見えるべきものがあり、治安の恢復も逐次向上しつつあることは洵に頼もしき限りである。さらに積極的な協力を重ね、かくしてフイリツピンの獨立が速かな時期において實現せんことを衷心より期待するものである」と述べた。かゝる民族の自主性を尊重する我國外政方針の明示は、爾餘の民族に對する影響も強く、大東亞共榮圈諸民族の眞の協力を役立つ處極めて大なるものが認められる。

ソ聯につき外相は、「ソヴィエト聯邦に關しては昭和十六年四月成立せる日ソ中立條約を尊重する帝

國の對ソ外交方針には何等變更はない。但しかかる帝國政府の方針はソヴィエト聯邦において本中立條約を遵守することを前提とするはもとより理の當然である」と述べた。また、二月十九日、佐藤軍務局長は、衆議院豫算委員會における今井新造氏の質問に對し、日米交渉の経緯に言及したのち、ソ聯をめぐる問題について次の如く言明した。「最近世界の情勢の變化に伴つて、いろいろな和平論、獨英和平、獨ソ和平報が來てゐる。これ等は今日ここで一々申上げる自由を持つて居らないが、しかし大體出所を調べて見ると敵側の宣傳である」と。最近、世界戦局の變化につれて、ソ聯の立場が微妙な地位に置かれ、従つて日ソ關係も世界の視聽を集めてゐる際、我が政府が、かゝる友交的態度を中外に表明したことは極めて意義深いものがある。

二、決戦内政の高度化とその基調

(A) 日本的政治への志向

決戦政治態勢確立のために、政府は國民總力態勢の樹立を圖ると共に行政機構の一大刷新を斷行したことは、既に前輯に報じた。而して、現下に於ける内政の重點が戦力の増強、就中生産の増強に集中され、この方向に向つての政治運動が官民の兩面から積極的に展開されるに至つたことも前輯に報

じた處である。然るに、政府は、この生産増強達成のために、行政の面に於て劃期的措置を斷行するに至つたことは、特筆に値すべきことであつた。即ち、それは、第八十一議會に對する「戦時行政特例法案」の上提と、これと表裏一體の關係にある勅令「戦時行政職權特例」の施行である。この内容の詳細に就いては、本輯第四部第三節に於て述べたので、こゝでは觸れぬが、これを一言にして奄へば、重要物資の生産増強のためには、既存法律による禁止、制限等を解除し得ることゝすると共に、産業行政の指示權を首相に一元化するものであつた。正に決戦段階にふさはしき行政上の一大英斷であり、決戦内政の一段の高度化を意味するものと云ひ得る。更に、同議會に提出された「東京都制法案」、「市町村制中改正法律案」、「商工經濟會法案」等地方制度の中央集權的改革は、「戦時刑事特別法」の改正と共に、これ亦、内政高度化の内容をなすものである。

而して、この内政高度化の性格は、云ふ迄もなく、決戦段階に即應する國內政治の一元化、經濟統制の強化に他ならない。併し、こゝに注目すべきは、この高度化が反面に於て、現情勢に對應するものとして、その基調に於て多分に所謂日本の性格を示現せんとしつゝある點であつて、それが、第八十一議會を通ずる政府の答辯の中に明確にされたことである。即ち、滿洲事變以來、我國の政治を戰爭遂行へ向つて建直さうとする努力、具體的に云つて、統帥と國務の一致、首相行政權限の強化、中

中央地方行政機構の一元化の企てや、議會勢力を翼贊型に再編し、經濟統制を強化し、國內の結束を圖らうとする試みは、歴代内閣の企圖する處であつたと同時に、第八十一議會に提出された諸法案の狙ひとする處でもあつた。従つて、かゝる政治の動向が果して如何なる基調に立つものであるか、獨裁政治に傾く惧はないか、行政機構とこれに照應する企業形態の急激な變革をもたらはしないか等々の疑念は、今議會を通じてなされた質問の根底をなすものであつたと云へる。これに對して、東條首相は、まづ再開劈頭の施政方針演説に於て「戦力増強に關する政府の指導精神は一億同胞の盛り上げる力に期待し、これを全幅的に活用せんとするものである」と決戦政治に臨む政府の基本的態度を表明したのをはじめ、貴衆兩院の豫算總會及び主として戦時行政特例法委員會に於て、次の注目すべき諸點を強調したのであつた。

- 一、政府の戦時行政遂行の態度は強權を發動せず、飽くまで國民の自覺と忠誠心に信賴すること
- 二、首相の權限強化は獨裁に非ず、他國の獨裁主義は我が國體に照らし論議の餘地なきこと
- 三、内閣制度や行政機構の急激な改革は戦力増強を阻害するものとしてとらぬこと
- 四、經濟統制を強化するに當り重要産業の國家管理や經營形態の變革の如きはこれを爲さず、國民の創意工夫を濶達に活用すること

五、官界に信賞必罰の精神を昂揚すること

以上によつて、政府が、決戦連續の苛烈な戦局下にも拘らず、國體に即する日本の政治を推進し、學國の結束を固めて決戦期に處せんとする態度が觀取されるのであるが、しかし、かゝる決戦政治の日本的性格は、政府の戦争完遂態勢を弱めるものであつたり、また經濟統制の進行を一時的にも後退させるものでは絶対にあり得ない。東條首相が、衆議院に於て政戦兩略態勢の完璧なることを強調すると共に陸相兼攝の決意を明かにしたのをはじめ、戦時行政特例法の審議をめぐつて首相權限の強化と超重點産業に對する行政一元化への輪廓を示し、また貴族院に於て國內結束を素す惡質なる流言蜚語を假借なく取締る旨を言明し、更に岸商相が「今後生産増強のためにはいよ／＼統制を強化し、生産をます／＼計畫化してゆくことが絶対に必要である」と斷じたことによつても、それは明かである。

(B) 地方制度の中央集權的改革

戦時行政特例法及び戦時行政職權特例の制定によつて、中央行政の一元的強力化を圖ると共に、政府は、東京都制法案及び市町村制中改正法案、更に商工經濟會法案等を第八十一議會に提出し、地方行政の中央集權化並びに地方産業行政と密接なる關係にある商工會議所の機構改革を斷行し、戦時行

政強化の萬全を期した。地方制度の改革を全體としてみる時、その特色として感ぜられるのは、そのかみ明治初年このかた築きあげられた地方制度の劃一性が破られたことである。内務省のもと、全國を道と府縣に分ち、その下に市町村といふ自治體を置いた整然たる行政組織は、合理的であり、したがって理解にも便宜であるが、法制上の形式尊重論が實質中心主義に移行したものととして注目される。形式論の克服は、單に組織自體にあるのみでなく、自治制尊重の觀念論から、相當に思ひ切つた自治の制限を忍んでも、行政能率をあげるには已むを得ぬとする思想の方面にもあらはれてゐる。地方制度の改正により、行政權限の中央集權化と、執行機關の議決機關に對する優越化を招來し、自治的色彩の稀薄化が否めぬのである。以下、今回改革された三つの制度に就いて検討しよう。

都制案については、議會の委員會において戰時立法としての緊急性に缺くとか、帝都の國民生活上その重要性及び國家性を等閑視しては居らぬか、都制即東京市の自治制抹殺である等々の意見もあつたが、區會議長專任制に關する條項の修正により、兩院を通過した。都制案の内容は、昭和八年に提案せられたものと大差なく、すでに論議し盡されたものといつてよい。むしろ決戦下の今日、敢えて提出せざるを得なかつた政治的意義が大きいのである。

一應、提案の理由を見よう。その一、東京府の人口の九十二%を占める巨大なる帝都に、府、市、警視廳と三重の行政機構が併立し、事業施設が錯雜する。生活必需品の適正配給、重要資源の抽速回収等においても敏活を缺きやすく、警視廳の事務負擔を重くしてゐる。とくに喫緊を要する防空關係において然り。その二、また從來しばしば批難的となつてゐた市政、極端な市會中心主義を抜本塞源的に是正せねばならぬ。その三、國家と特殊の關係を有し、共榮圈建設の本據たる帝都には、それに應ずる體制を確立せねばならぬ等である。

而して、その内容は、具體的には、新都の區域を現在の東京府の區域とし、都長には官吏を充てる。都會から都長の任免權を離脱させる。都議會、都參事會には、人材を選び、定員を減ずる。區役所を第一線機關とする等に集約されよう。戰爭遂行のためには、國家國民のあらゆる部面と職域において、最高の能率發揮を要請される。都制案への論議も、戰爭完遂に必要な行政能力の發揮、大都市管轄の組織體として、如何にすれば、十分の效率をあげうるかが目標となる。フォーラムとしては帝都だけのことであるが、地方行政制度の改革としては劃期的なものであらう。

市町村制改正法の狙ひは、第一線行政機關たる市町村行政の戰時體制化にある。特に戰時下において生活必需物資、貯蓄獎勵、勞務動員、食糧増産及び供出等、時局事務は、日を追ふて激増する。市町村における敏活適正の行政遂行が具現化されねば、到底成果を擧げ得ぬ事態に鑑み、現行制度を改

止し、市町村としての機能を十分に發揮させようといふのである。改正の要點として特徴的なのは、市長村長の選任方法であらう。市町村長をして、ひたすら國家の要請にしたがひ、その責務に専念邁進させるため、從來その任免權を掌握してゐた地方議會の後退を見ることになつたわけである。本法は、來る六月一日より施行を豫定され、諸般の準備が進められるが、市町村長並に議員の任期は現在のまま繼續し、それぞれ任期の満了をもつて、改正選任方法は適用される。

商工經濟會の單位は、道府縣である。會頭は銓衡委員をして推薦せしめ、地方長官の意見を徵し、主務大臣が任命するほか、副會頭以下の役員は、會頭が地方長官の承認を経て決定する。而して現在の商工會議所のもつ曖昧な性格は揚棄され、其の機能は當該地區内商工經濟の圓滑なる連絡調整を圖ることに限定されてをるが、茲で問題となるのは、商工經濟會が「地方廳と密接不離の關係に立つといふがその方法如何」といふことである。この點に就き、岸商相は次の如く言明した。「末端の統制機構としては、地方廳を中心に綜合經濟を行つてゐるが、地方長官が、苟もこの産業經濟に關して、統制の權限を行使する場合には、常に裏面にあつて、行政と産業の一體化を圖る」と。

(C) 戰時刑事特別法の改正

第八十一議會で成立を見た諸法律の中、國內政治の高度化を示す點で特に注目すべきものとして、

「戰時刑事特別法中改正」が擧げられる。同法改正の内容は、昨年二月公布の同法第七條に新に四項を附加したもので、即ち、同法第七條には「戰時ニ際シ國政ヲ變亂スルヲ目的トシテ人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス」と殺人のみに刑罰が果されてゐたのを、今回は更にその範圍を擴大して、同目的を以てなされる傷害、逮捕、監禁、暴行、脅迫は勿論、同目的に基く騷擾の罪、治安を害すべき罪の實行に關する協議、煽動、更に宣傳等に對しても重罰を課さんとするものである。云ふまでもなく、同法改正の意義は、決戦下に於て治安維持の徹底を期さんとするにあるが、第七條四項に宣傳罪が規定されてをり、更に、同法案中、國政の字義が不明瞭なため、國民の政治的意欲を窒息させ、自發的積極的な政策への協力をも減退させはしないかとの疑點が存した。ために、同法案の審議は白熱化し、修正論を始め反對論すらも擡頭し、委員の辭任と云ふ混亂さへも生じたのである。この中にあつて、同法案の目的、内容からして、右翼的革新論者の質疑が特に活潑であつたのは注目すべき現象であつた。いま、問題の焦點となつた「國政」の意義及び宣傳罪の本質に就いて、政府の答辯を綜合すると次の如くである。

先づ、國政の意義は、國家の基本的政治制度、即ち朝憲、及び基本的政治制度によつて立つ政府、議會等の如き現實の政治機構並に國家の基本的政策の三つを包括する觀念である。更に、所謂基本的

政策とは、肇國以來悠久渝らざる不動の國是、この國是遂行のための内政及び外政に關する諸政策中根幹的の政策を指すもので、例へば、大東亞戰爭の完遂、樞軸國との同盟、滿支兩國との結盟、樞軸國との防共協定、國防目的達成のための經濟統制の如きはこれに該當し、基本的政策の下に位する個の政策、例へば切符制、登録制、公定價格制等は含まれない。即ち、基本的政策の表現は、御詔勅法律、勅令、條約等である。

また、同法第七條の四の所謂宣傳罪の本質に就いては、本罪は、所謂講學上、刑法的犯罪であつて秩序罪でないことが明かにされた。従つて、治安を害する本質が、そのやつた行爲に内藏するものが即ち本條に當るのであつて、所謂の結果に依つて罪質を判断するものではない。これを少しく詳細に云ふに、國政を變亂云々と云ふ目的の存在せざる限りは本罪の成立する餘地がなく、また、著しく治安を害する行爲にあらざる限り本罪の對象にはならない。従つて宣傳の結果が如何であつたかと云ふことは本罪の問ふ所ではない。また所謂犯人の平素の言動などと云ふものは、その情狀に關することであつて、治安を害するかと云ふ本質の判断の資料ではない。従つて、憂國の熱情より發せる言動はその犯罪の動機として考慮すべきは當然であるが、犯罪の本質を組成するものではないのである。更に、同法の運用に當つては、政府は慎重なる態度で臨むことが東條首相よりも再三言明されたが

具體的には、檢舉搜索等に當つては檢事の陣頭指揮が約束され、また起訴、不起訴等に當つては、稟議制に依ることが明にされたのである。

以上の如き、疑點の解明によつて、さしも混亂を遂げた審議も收束を得て、三月八日同法案は無修正を以て、衆院を通過、成立を見たが、同法案の審議によつて捲起された波瀾が、はしなくも、翼政會統制上の弱體性を暴露するに至り、議會前よりの懸案たる翼政會改組の必然性を濃化するに至つた。

三、翼政會機構刷新の必然性濃化

思想言論に關する質疑、都制案並に戰時刑事特別法改正法案等の審議にあらはれた衆議院の動き、政府委員の答辯をめぐる貴族院の動き等において、近年の議會としてはめづらしい波瀾をみせた。

最も大きな波瀾は、今議會も大詰めに迫つた三月六日、翼政會總務津雲國利氏の除名問題であらう。いきさつはからである。戰時刑事特別法改正案審議會において、濱野委員長が田中貢、中谷武世の兩氏のみ原案に反對、役員會では白鳥敏夫、橋本欣五郎、中谷武世の三氏が反對を表明したのみ、大勢は原案無修正可決に決したと報告した。原案反對委員の眞崎勝次、滿井佐吉、赤尾敏、木村武雄、

今井新造の諸氏は交々起つて、委員長の報告の事實に則せぬ點を指摘し、それぞれ反對を表明する。中助松氏が委員會を尊重する建前をもつて、更に一度、委員會を開き意見を取纏めてはどうか、と執りなさうとした。ところが、津雲總務は、委員會の採決に先立ち、翼政代議士會として黨議を決定しこれに基いて委員會の採決をなすことになつてゐるから、再會の要なしときめつけた。同總務除名云々は、この一言が崇つたわけである。翼政會は出發において、あらゆる勢力を雜然と包含し、舉國的政洽力としては存在してゐたものの、集團力としての統制を缺くとみられた。殊に貴衆にまたがる議員を一括、舊政黨人から右翼にいたる諸議員を網羅し、老壯、貧富、様々な意匠を凝してをつた。したがつて勢揃ひを濟ませて議會に望みはしたものの、たまたま戰時刑事特別法改正案支持といふ政治行動に直面し、集團としての力の必要を泌々味はつたことであらう。とくに反幹部的氣運が集積し、鉾先が幹部派と目される津雲代議士にむけられたのも止むを得なかつたらう。また都制案、地方制度改正案、農業團體法案等を、暗に戦力増強には直接關係なきものの如く扱ひ、撤回（或は修正）を慫慂したりし、役員會は、つねに後手にまはつて事後處理に奔命した感がある。かくして、議會前よりの懸案たりし、翼政會の強化、刷新は、いよゝゝその必然性を濃化し、國民の審判の前に立たされて、議會後の展開を約束するに至つたのである。

第七節 教育制度及び思想出版界の刷新

大東亞戰爭完遂の或は大東亞建設のための文化的思想的基礎を確立するために、政府は大東亞戦後文化、文教、思想面に於て着々その再編成を進め來つたが、昨年末から本年にかけてのその前進には實にめざましいものがあつた。そこでは政府の手によつて幾多の劃期的刷新が斷行された。たとへば文教面に於ては「皇國民鍊成」を根本目的とする、學制の全面的改革が一月十五日定例閣議で決定を見た。その内容については後に述べるが、これは明治以後始めて見る教育面の根本的大刷新である。

一方、昨年十二月廿三日には思想戦の中軸たる評論家、思想家の一元的統合團體たる大日本言論報告會が、情報局指導のもとに確立され、大東亞新秩序の原理と構想の闡明を目的として發足した。また、強力なる出版統制機關たる日本出版會の誕生も決定され、從來、私的營利の手段と化してゐた出版事業が根本的に改革されることとなつた。或は一月十八日に官制公布を見た民族研究所、また、科學技術審議會の設立等も、大東亞戰爭下の皇國文化領域に於ける劃期的事實と言ふべきであらう。

これ等諸制度の相互的交流或は育成運用等は勿論、今後に於ける問題であり、また、今日これ等諸

機關の細部の點については、種々と議論もあらう。が、然しこれ等の目ざす所が各々大東亞戦争の完遂、大東亞建設の必成に備ふべき教育、思想、出版等の強力な體制を整えんとするに在る以上、今後に於けるそれ等の意義は極めて大きいと言はなければならぬ。以下學制改革、言論報告會、日本出版會等の概觀を記述して見よう。

一、學制改革の成立とその意義

政府は今回の學制改革については、國防、産業、人口政策その他諸般の國策的要請の見地から、昨春來鋭意研究を進めて來たが、昨年八月廿一日の閣議に於てこれに關する方針、要項を決定した。爾後、この劃期的な學制改革案は昨年十二月四日の閣議に於て正式決定を見たが、事の重大なる點に鑑み前後實に九回の樞密院審議會を經、本年一月十三日の樞密院本會議で正式に認可された。而してその要項は周知の如く、一月廿一日、中等學校令ほか六件の勅令案として公布されたのである。

以上が今回の學制改革案成立の經過であるが、その刷新の眼目は大體次の三點に要約される。この點については全國內政部長會議の席上で、橋田文相よりも説明があつたが、その一つは國民學校令によつて面目を一新した初等教育に照應して、中等學校教育、高等學校教育及び専門學校教育ならびに

師範教育を通じ、皇國の道に則る國民鍊成を一貫不動の教育目的として明示したことである。第二は、教育内容を根本的に刷新充實すると共に、これを簡素にして教授訓練の完全を期したことである。第三は修業の年限を短縮して速かに、學徒をして實務につかしむるやうにしたことである。が、何と言つても今回の學制改革の根本要因が第三の修業年限短縮の要請にあつたことは否めない。といふのも大東亞戦の勃發に伴ひ、國家は益々若き濺刺とした青年の力を要求すること切となり、教育は國防、産業との關聯に於て再検討され、修業年限短縮は必至の勢ひとなつたからである。が、無論單純に今回の學制改革が學校教育の短期化だけを狙ひとするものでないこと言ふまでもない。それはどこまでも第二の教育内容の根本的刷新、充實と不離一體の關係に於て實行されるのである。そこにまた、昭和十六年に實施された繰上げ卒業、所謂戦時下臨時措置とは根本的に異なる所があるのだ。今回の學制改革の大要は次の通りである。

(A) 高等學校制度、専門學校制度の改正

まづ、高等學校教育の目的はその第一條に明示されてゐる如く、高等學校は皇國の道に則りて男子に精深なる程度に於て高等普通教育を實施し、國家有用の人物を鍊成し、大學教育の基礎たらしむるを目的とするのである。

次に第七條に「七年」を「六年」に「三年」を「二年」に改むとある如く、高等科の修業年限は、高等學校教育内容の全面的刷新と不離一體の關係に於て二年に改められた。教育内容の全面的刷新といふのは、從來の如き多數科目の平面的な羅列を廢して、これを重點的に統合し、新たに「選修」の制を設け、或は實驗、實習を重視し、また訓育の徹底を期するため全寮制度の實施、修練に關する實踐過程の設定等により教育效果へ全きを期することなのである。

一方、高等學校教育に於ても中等學校と同様に附設課程の整理即ち豫科及び專攻科を廢し、或は休暇を短縮し、授業日數の増加が企圖された。

大學豫科についても高等學校に準じて、教育内容の改善及び修業年限の改正がなされた。

専門學校については、その教育目的が次の如く明白化された。「専門學校は皇國の道に則りて高等の學術、技藝に關する教育を施し國家有用の人物を鍊成するを以て目的とす」(第一條)これと共に實業専門學校を専門學校令中に含め、一般の専門學校との統合一元化が企てられた。

(B) 中等學校制度の改正

中等學校の制度については、齊しく中堅國民の鍊成を目的とする中等學校令、高等女學校令及び實業學校令を統一して、これを一本の中等學校令に包攝し、皇國の道に則る國民の鍊成を主眼とするこ

とを明にした。ここに於て最早、實業學校の教育を目指して、從來のやうに傍系の教育となすやうな偏見はあり得なくなつた理である。次に教育内容が刷新され、これと不離一體の關聯に於て修業年限が短縮された(第七條)教育内容の刷新については、學行一體の修練を積ましめるため、國民學校教育に於て確立せられた教科課程の仕組みを基礎として更にこれが擴充、發展せしめられた。同時に新たに教科の體系が樹てられ、全體的統一が圖られると共に更に各教科と一體の關聯にある教科外の行事作業等が行的修練を中心として一層組織化され、新たに「修練」が設けられ、これを正課として必修せしめられることになつた。

これと平行して中等學校の課程の簡素化が企圖された。即ち中等學校に於ては第一種、第二種の區別が廢され、特定の教科目たとへば外國語等の選擇履修が認められた。高等女學校に於ては實科高等女學校が廢され、高等女學校に統一された。實業學校に於ては從來の複雑、多岐であつた修業年限及び入學資格が標準化された。また、附設課程が整備充實された。即ち中等學校に於ては補習科が廢され新たに實務科が置かれることになり、高等女學校に於ては補習科が廢され、高等專攻科が存續され、實業學校に於ては專攻科、專修科を置き得ることとなつた。(第十一條)

教科及び修練の取扱方針は、特に國民科を重視し、道德と政治經濟を一體として公民としての教養

に資する。漢文は國語に於て取扱ひ、地歴に於ては皇國の主體性を明らかにし、世界と一體的關係に於てこれを取扱ふこととされた。一方中等學校全般に互つて理教科が重視され、事物現象を科學的に考察處理する能力を養ふ方針が樹てられた。また、體操科に重點が置かれ國防能力の向上、特に女子には武道及び教練が正課として課せられる。外國語は中學校に於ては三學年以上にあつては選擇履修とされ、但し夜間は全學年選擇履修、女學校に於ては全學年に選擇履修とされた。外國語は英語、獨語、佛語、支那語、マライ語、又はその他の外國語である。

なほ、舊制度と違ふ重要な點をあげると、映畫、音盤及び放送を教材として採用する基定が設けられたこと、中等學校、女學校には身體虛弱者等のために養護學級を設け得るとなしたこと、學籍簿の様式を定め全國的に統一したこと、中等學校に於てはなるべく寮舎、農耕實習地、職員住宅の施設を、高等女學校では幼稚園、保育所の施設をなすべきこと等であらう。

(c) 師範學校制度

師範學校の刷新は久しきに亙る懸案であつたが、今回の師範教育令の改正によつてこれの解決を見ることとなつた。まづ、その第一の要點は今回の改正により教育内容の全面的刷新が行はれ、師範學校は皇國の道に則つて國民學校教員となるべき者の鍊成をなすことが明記されたことである。そして

そのためには學校の全施設をあげて人物鍊成の一途に歸せしむることとし、可及的速に全寮制度を實施する方針が採られた。而して從來の道府縣立師範學校が官立に改められて、本科三年、豫科二年の専門學校程度に高められた。且つ從來の男、女兩師範學校が一つに統合されて一人の學校長のもとに經營されることになつた。また、新制度に於ては自費制が廢止され、生徒には全部學費が支給されることとなつた。國民學校高等科修了者のために豫科が開かれ、師範學校卒業者の再教育施設して各師範學校に研究科が置かれるに至つた。

(d) 大學院制度

以上の學制改革(學年短縮)に伴ふ質的低下を避け、併せて今後の我が國學術文化の劃期的進展を圖るために、最高研究室としての大學院制度の大刷新も實施されることとなつた。その刷新内容は大體次の如きものである。即ち大學院は帝國大學及び所要の大學に設置せられる。在學年限は第一期は二年、第二期は學科により二年または三年とされ、この期間は研究費ほか一切が支給され、研究者として一本立ち出來得るやうにされる。定員は毎年、官私大を通じ一期に於て約五百人、第二期に於て二百五十人が文部省の銓衡を経て選抜される。差當つて十八年度は全國で約五百人が、適當な銓衡試験の上選抜されることになつてゐる。入學資格は實務者を含む大學卒業生及びこれと同等の學力を有

するものと規定されてゐる。それ故にたとへ國民學校だけの學力でも、實力さへある人材ならば入學出来るのである。

以上が今回の大學院制度改革の理由と要旨で、その主旨とする所は曾て見ない獨自且つ雄渾なものである。が、「大學院の設置は帝大或は所要の官立大學」と限つた所から思はない私大側の物議を醸し、早稻田、慶應兩大學總長の陳情によつて、これは完全に政治問題と化するに至つたのである。

學制改革の根本精神が國家目的に即應する學校形態の再編成を目指す以上、その方向が全教育機關の國營化に近づくことは疑へない。私學とすればこの點、即ち私學に對する強度の國家規正に或る種の危懼を懷くのは當然なのである。今回の大學院刷新問題が果然政治化されたのも、當局の説明も不十分であつたが、かかる環境を反映したが故でもある。結論としてこの大學院問題も二月八日の衆議院豫算總會に於ける東條首相の安藤正純氏に對する、新制度の大學院を私立大學に設けるの言明によつて一應の結末は着いたのである。

(E) 其他の諸施設と殘された問題

以上が今回の學制改革の概觀であるが、要するにそれ等は飽くまで學制改革の根幹を意味するもので、今後これ等の改正要綱を軸心にして教育刷新が、次々と形成されて行く理なのである。されば

こそ今議會に於ても文教政策をめぐる論議が特に活潑を極め、議員の質議も學制改革の各方面に集中され、文部當局もまた、改革に伴ふ諸般の施策に對して可成り卒直に應答したのである。今議會に於ける文教に關する論議が、橋田文教政策の根本にどの程度まで肉迫したかは別として、今議會に幾多の期待すべき新文教政策の具體策が提出されたことは疑へない。たとへばその一つとして教育者の待遇改善の具體策がある。周知の如くこの問題は永年にわたつて要望されながら、而もなほ、効果を擧げなかつた問題であるが、今議會に於て初めてほほ満足の形で公約された。即ち文部省が師範學校の官立移管、専門學校昇格を骨子とする國民學校職員の優遇案を以て應へたのがそれである。新制度師範學校卒業生の初任給を七十五圓として、これを標準に全訓導の俸給を急速に増額する方針がそこで明にされた。また、今議會に於て學資に乏しい英才に對する國家的育英制度が、遅くとも五月中には創設の運びとなる旨の言明があつたことは注目に價ひする。この具體策は官民代表よりなる設立準備委員會を組織して研究されるが、十九年度から法規化されて、國民學校から進學する英才に對して大學卒業まで貸資金を実施する方針の由である。他方、青年學校教員養成所の官立移管、専門學校昇格の實現、及び青年學校の施設を擴充し、教育費の府縣費移管と國庫補助の方法を確立して、卒業生に對する中等學校卒業資格の附與の實施等が十九年度に約束されたことは注目すべきである。

なほ、これ以外に具體的にその施策が闡明された主な問題を拾つて見ると、十九年度に於ける師範大學の創設。科學教育の振興については、官立學校の文科、理科の割合を理科七、文科三を目標とし急速にこれを實現し、また私立學校に理科を増設せしめる對策としての監督指導助成方策も十九年度には確立する等であらう。今後、これ等の全面的な文教政策の切り替が如何に育成されて行くかは一偏に官民の協力の如何に關するが、とまれ多くの文教問題はなほ、未解決のままに今後の課題として殘されてゐるのである。

二、大日本言論報國會の成立

大東亞戰爭は本質的に言つて思想戰なのである。國の内外に於て米英の思想を撃滅し、我が日本の國是、國策を闡明にすることが戰爭遂行の最も重要な部面なのである。省るに今日までのところ、我が國の思想戰の根底となるべき思想、言論については、著しく統一を缺いてゐるの觀があつた。かかる不統一の實情を以てしては外に對し、思想戰を展開することは愚か、内の思想統一すら困難と思へるのである。この意味からして今回情報局指導のもとに、大日本言論報國會が誕生を見たことは、極めて意義が深いと言ふべきだ。

社團法人大日本言論報告會の結成については、本年一月以來一部の思想家、舊日本評論家協會及び情報局との間に、着々その準備が進められて來た。而して一月廿三日、大東亞會館に於てその創立總會が舉行されたのである。結成のための實行委員としては、評論家協會側を代表して津久井龍雄氏、穗積七郎氏、大島豐氏、市川房枝氏、一般言論人代表として齋藤忠氏、齋藤响氏、井澤弘氏、大串兎代夫氏、山崎靖純氏、大熊信行氏、内閣委員として中野登英雄氏、野村重臣氏が各々使命され、その結成のための準備を進めたのである。

同會は大東亞戰爭下の思想言論界の中核推進體として重大な役割を持ち、一千名以上の思想言論人が加盟すると見られる。その目的とするところは、その定款案にも明記されてゐる如く、「本會ハ國體ノ本義ニ基キ征戰完遂ノタメ會員相互ノ鍊成ヲ圖リ日本世界觀ヲ確立シテ大東亞新秩序建設ノ原理ト構想トヲ闡明大成シ進ンデ皇國內外ノ思想戰ニ挺身スルコトヲ以テ目的トス」るにある。情報局としても同會の重要性に鑑みて、五部三課を中心として一部、二部、四部の各關係課を網羅する聯絡委員會を設け、この指導に當ることになつてゐる。この會の事業としては次の如く記されてある。

一、會員相互ノ思想的鍊成、二、大東亞新秩序ノ原理ト構想ニ關スル共同研究、三、皇國內外ノ思想動向ニ關スル調査研究、四、皇國內外ニ對スル言論活動、五、一般言論界ノ指導育成、六、皇國

内外ニ對スル啓發宣傳資料ノ蒐集作制、七、大東亞各地域ニ於ケル言論活動トノ聯携、八、關係官廳トノ連絡並ニ諸團體トノ提携、九、其他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業、

而して報國會がまづ、遂行すべき仕事としては思想戰對策協議會を開き、思想戰綱領の徹底した審議檢討をすることになつてゐる。そしてこの綱領に基づいて各般の協議會、委員會、研究會、懇談會、講習會、鍊成會等が開かれて行くのである。かかる點よりしてこの思想戰對策協議會こそは、言論報國會が今後に於て展開する思想戰の前衛をなすもので、その有する意義は極めて深い。兎もあれ言論報國會が今後に於て、大政翼賛會、翼賛政治會或は他の文化團體と協力することにより、國民組織、翼賛政治を通じて國民思想の統一に資することは疑へない。そのための方法としては、全國にわたつて講演會、講習會、座談會が必要に應じて開催されるとの由である。さしあたつては、國體明徴思想戰全國講演會、同全國講習會、思想戰對策座談會が計畫されてゐると傳へられる。また、研究會協議會が會の内外を通じて頻繁に行はれ、時局問題全國研究會を始め新聞、出版關係、各種國民運動、國民組織との間に、不斷に協議會、研究會を持つべく意圖されてゐるとのことである。

願れば、日本新聞會、文學報國會、少國民文化協會、映畫協會、藝能協會、音樂文化協會、放送協會、日本出版會、移動演藝協會、大日本言論報國會と十團體が皇國言論文化面の中心として結成さ

れ、文化戰に於ける決戰態勢の外形的準備は一應整つた理である。が、言論人の思想を思想そのものとして統制する言論報國の有する意義が、今後に於て如何に重大なものか多言を要しまい。因に役員を擧げると次の如くである。

會長 徳富猪一郎、専務理事 鹿子木員信、常務理事 津久井龍雄、野村重臣、井澤弘、理事 稻原勝治、高坂正顯、新明正道、小牧實繁、小野清一郎、匝瑳胤次、秋山謙藏、加田哲二、齋藤瀏、佐藤通次、藤田徳太郎、齋藤忠、齋藤响、大熊信行、大串兎代夫、山崎靖純、大島豊、市川房枝、穂積七郎、中野登美雄、監事 大橋達雄、住田正一、船田中、森下國雄、

三、出版事業の刷新

出版事業に關する勅令要綱が昨年十二月十八日に公布された。その要旨を見るとまづ、出版事業の整備に關するもので、從來の届出制が凡て許可制となつた。即ち出版事業を開始しようとするものは從來、行政官廳に納本するのみでよかつたが、今後は行政官廳の許可を受けることとなつた。(第二、出版事業を開始せんとする者は行政官廳の許可を受く事を要するものとする事、出版事業主其の事業の委託、共同經營又は譲渡を爲さんとするとき亦同じきものとする事) また、主務大臣(總理大臣、内務大臣、文部大臣)は事業主に對し、事業整備のため必要なりと認めた場合は事業の譲渡、ま

たは譲受、會社の合併を命ずることが出来る。ここで出版事業と言ふのは、日刊新聞を除いた出版事業で各會社、團體等の出版事業も無論これに屬する。なほ、許可は通例中央官廳で行はれるが、用紙量五百ポンド未滿の小企業に對しては地方長官が許可を與へる。

次に新たに勅令に基く特別法人たる日本出版會が設置され、現在の民法上の法人たる出版文化協會の發展的解消が決定されたことである。(第五主務大臣は第七の規定に該當する者に對し出版事業の綜合的運営を圖り、且つ出版事業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とする團體の設立を命ずることを得るものとする) 日本出版會の任務は、第六にも明記されてある如く出版企畫その他出版事業の運営に關する統制指導、出版事業の整備に關する指導助成、出版用紙その他の資材の配給の調整、出版物配給機關の統制指導、出版従業者の厚生施設及養成訓練の實施、出版事業の向上に關し必要な調査研究等である。

要するに今回の出版事業勅令要綱の公布によつて從來の風俗、治安の面からのみ取締りの對象とされてゐた出版事業が、徹底的に國策的重點主義で統制されることになつた理である。従つて從來の市場の景況のみを打算した營利本位の出版事業がこれによつて蒙る打撃は相當大きいものと思はれるが、用紙不足の折から悪書、凡書の驅逐は當然敢行されねばならぬのだ。

因に單行本と雑誌の現在の發行數を見ると(子供の繪本、地圖類を除く)書籍は年々二千五百點、數にして九百萬部乃至一千萬部、雑誌は千八百點、乃至二千點、冊數にすると二千六百萬部乃至三千萬部で戦争前に變りのない無統制振りである。これは從來の出版事業統制機關たる出版文化協會に強力な統制を行ふ實力が缺如してゐたことを意味するものであるが、兎も角今回の出版事業の強力な再編成は當然豫想さるべき問題であつた。出版用紙の割當ても、本年第一期(一月より三月まで)は單行本五割、雑誌四割の減配と決定した。願れば大東亞戦争以後十六年十二月、十七年三月、同四月、今回は四回目の割當減配で、統制前(十六年五月)に比較して實に八割減配といふことになる。

何れにせよこの割當減配は將來なほ、強化されるものと思はれる。この點から出版企畫の一層の決戰的重點的強化が考へられ、一方出版物需給の不均衡は更に深刻化すると想像される。それ故に需給の調整、適正配給等の問題は、今後に於ける我が出版會にとつて漸次重大な課題として取り上げられて來ると思はれる。

四、民族研究所の創立

なほ、以上述べた思想、文化團體と關聯して民族研究所の創設も忘るべきでない。

民族研究所については、一月十八日勅令第二十號を以てその官制が公布され、文部省科學局直轄機關としてそれは創設される運びとなつた。同研究所の目的は、我國策遂行に關聯ある諸民族に關し根本的調査研究を行ひ、皇國の民族政策に寄與せんとするのである。宿敵米英諸民族の構造及び性格等もこの新設機關に於て調査、研究される。

この問題が初めて閣議に上程されたのは昭和十六年一月で、その設立準備役員の任命を見たのは同年五月であるが、偶々大東亞戰爭の勃發によつてその必要は益々緊切となり、政府は民族研究所創設費を昨年豫算で計上したのである。創設費としては經常費十一萬圓、臨時費廿五萬圓を支出、次で文部省に設立準備委員が設けられ、本年國策施設として發足するに至つた。民族研究所の機構は所員八名、助手八名、書記二名で所長は所員の一名を充てることとし、また、重要な所務に關與せしめられため參與を置くことになつてゐる。一見、この構成はやゝ貧弱の感はあるが、今後必要に應じて機構は擴充強化され、綜合的的基本的的民族研究機關として育成される。入手困難を豫想される文獻標本の類も相當多數に蒐集された由である。初代所長は京大教授文博高田保馬氏で所員、助手等も近日中に任命される運びとなつてゐる。なほ、昨年八月我國民族學の發達を圖る目的で設立された民族學協會（會長新村出氏）は今後、同研究所の外廓團體として活動することになつた。

大東亞戰爭戰況發表

（自昭和十七年十二月一日至昭和十八年二月廿八日）

十二月二日（水）

大本營發表（十八時三十分）

比島方面帝國陸軍部隊はさきに全群島を攻略したる後尙僻陬不便の山地等に據り蠢動しありし米比敗殘兵に對し引續き討伐を行ひつゝありしが既にその大部分を剿滅せり。去る八月以降十月にいたる三ヶ月間の綜合戰果中主なるもの左の如し。

- 一、敵の遺棄死體 三、九四五
- 二、俘虜 二、九一八
- 三、鹵獲品
 - 機關砲 三三門
 - 重輕機 七一挺
 - 自動小銃 一〇五挺
 - その他銃器 七、四五八挺

各種彈藥 約百萬發
自動車 四四臺

十二月三日（木）

大本營發表（十七時十五分）

帝國水雷戰隊は十一月三十日夜間、ガダルカナル島ルンガ沖の敵有力部隊に對し強襲を敢行せり。その戰果左の如し。

- 戰艦 一隻擊沈
 - オーガスタ型巡艦 一隻轟沈
 - 驅逐艦 二隻火災
 - 我方の損害 一隻沈沒
 - 驅逐艦 一隻沈沒
- （註）本夜戰をルンガ沖夜戰と呼稱す。

十二月十五日 (火)

大本營發表 (十二時)

ビルマ方面陸軍航空部隊は十二月五日及び十日英領印度のチッタゴン港を攻撃しイギリス空軍、船舶及び軍事施設に大なる損害を與へたり。本日迄に判明せる戦果のうち主なるもの左の如し。

一、敵に與へたる損害

- (イ) 飛行機 撃墜十機 (内不確實なるもの三機)
- (ロ) 船舶 撃沈七隻、大中破十隻、炎上四―五
- (ハ) 陸上施設 停車場及び埠頭、倉庫に直接彈入

二、我方の損害 未歸還機二機。

十二月十八日 (金)

大本營發表 (十六時)

ビルマ方面陸軍航空部隊は十二月十五、十六日チッタゴン及びフェンニイ兩飛行場を攻撃し、敵機二十九機を撃墜破せる外兩飛行場及びチッタゴン埠頭の

主要施設を爆碎し、これに甚大なる損害を與へたり。

- 一、敵機に與へたる損害 撃墜十九機 (うち不確立なるもの四機) 炎上四機、撃破六機。
- 二、我方の損害 自爆せるもの一機、未だ歸還せざるもの四機。

大本營發表 (十五時三十分)

ニューギニア島方面帝國海軍航空部隊は十一月二十四日以来十二月八日迄に同島東部ブナ附近に於て、敵哨戒艇二隻及び輸送船二隻を撃沈せり。この間我方の自爆又は未歸還機九機。

一月九日 (土)

情報局發表 (十二時半)

本日中華民國國民政府は米英兩國に對して宣戰を布告し、ついで午前十一時國民政府大禮堂に於て重光特命全權大使、汪行政院々長との間に「戰爭完遂に就ての協力に關する日華共同宣言」及び「租界還付及び治外法權撤廢」等に關する日本國、中華民國間に協定調印をみた。右に關し帝國政府に於て聲明を

行ひ、又東條内閣總理大臣の談話が發表せられた。

一月十二日 (火)

大本營發表 (十七時)

帝國陸軍航空部隊は南太平洋方面に於て優勢なる敵と交戦しつゝ、我地上作戦及海上輸送に協力中なり。昨年十二月末より現在迄の戦果左の如し。

一、敵飛行機に與へたる損害

- 撃墜 三四機
- 地上撃破 三機
- 二、我方の損害 十機
- 自爆及び未歸機 十機

一月十四日 (木)

大本營發表 (十七時)

中支那方面帝國陸軍部隊は昨年十二月下旬より敵第五戦區李宗仁麾下の約五萬を大別山系に包圍しこれに大なる打撃を與へ、その主要據點を覆滅せり。判明せる戦果左の如し。

一、敵に與へたる損害

- 1 遺棄死體 約六、五〇〇
- 2 俘虜 一、五〇〇
- 3 主なる鹵獲品 九

二、我方の損害 戦死 三〇

支那派遣軍報道部發表

中支軍は別山方面敵第五戦區を覆滅し大なる戦果を收め一月中旬原態勢に復歸せり。

一月十五日 (金)

情報局發表 (十六時三十分)

帝國政府は敵空軍の盲爆により災害を被れるビルマ民衆に對する救恤資金を今般バー・モ行政府長官に贈與せり。

一月十六日 (土)

大本營發表

一月五日以降同十一日迄に於ける帝國海軍航空部隊の戦果左の如し。

- 一、ソロモン群島方面航空戦撃墜破せる敵機二十機、我方の自爆及び未歸還三機。
- 一、ニューギニア方面航空戦撃墜破せる敵機二十機、我方の自爆及び未歸還六機。

北支軍發表

華北一ヶ年の綜合戦果左の如し。

- 交戦回数 一七、四一九
- 交戦敵兵力(延數) 三、四三二、八五〇
- 敵遺棄死體 一四二、〇〇六
- 捕虜 九四、五六三
- 鹵獲品 山砲一、迫撃砲六八〇、重機一九二、輕機一、五四三、小銃八四、九九九。
- 歸順件數 (十二月中の(一部を含ます)) 二、四七四
- 歸順人員 (同) 六九、五二二

自爆 七機

未歸還 三機

(註) 本海戦をレンネル島沖海戦と呼稱す。

二月四日(木)

大本營發表 (十六時)

一、帝國海軍航空部隊は二月一日ソロモン群島イザベル島南方に機動中の敵海上部隊を捕捉攻撃し、またニューギニア方面に於て挑戦し來れる有力なる敵航空機群と交戦これに多大の損害を與へたり。

戦果及び我方の損害左の如し。

- ◇戦果 巡洋艦一隻轟沈、巡洋艦一隻小破、飛行機三十三機撃墜 (内大型爆撃機四)
- ◇我方の損害 自爆及び未歸還十機。

二、帝國海軍潜水艦は一月二十三日及び同三十一日フェニックス諸島カントンの島の敵軍事施設及び泊艦に砲撃を加へたり。

二月九日(火)

大本營發表 (十九時)

二月一日(月)

大本營發表 (十時)

帝國海軍航空部隊は一月二十九日ソロモン群島レンネル島東方に有力なる敵艦隊を發見、直ちに進發、悪天候を衝きてこれを同島北方海面に捕捉し全力をあげて薄暮奇襲を敢行、敵兵力に大打撃を與へたり。敵は我猛攻を受くるや惶惶として反轉、南東方に遁走せんとせしが翌三十日更に我海軍航空部隊は晝間強襲を決行し、これに大損害を與へ、敵の反撃企圖を破摧せり。本日迄に判明せる戦果及び我方の損害左の如し。

- ◇戦果
 - 戦艦 二隻 撃沈
 - 巡洋艦 三隻
 - 戦艦 一隻 中破
 - 巡洋艦 一隻
 - 戦闘機 三機 撃墜
- ◇損害

一、南太平洋方面帝國海軍部隊は昨年以來有力なる一部をして遠く挺進せしめ、敵の強靱なる反攻を牽制破砕しつゝ、其の掩護下にニューギニア島及びソロモン群島の各要線に戰略的根據を設定中の處、既に概ね之を完了し、茲に新作遂行の基礎を確立せり。

二、右掩護部隊としてニューギニア島のブナ附近に挺進せる部隊は寡兵克敵の執拗なる反撃を撃攘しつゝ、ありしが、其の任務を終了せしに依り一月下旬陸地を撤し、他に轉進せしめられたり。

同じく掩護部隊としてソロモン群島のガダルカナル島に作戦中の部隊は昨年八月以降引續き上陸せる優勢なる敵軍を同島の一角に壓迫し激戦敢闘克く敵戦力を撃摧しつゝ、ありしが、其の目的を達成せるに依り二月上旬同島を撤し他に轉進せしめられたり。

我は終始敵に強壓を加へ之を摺伏せしめたる結果兩方面とも掩護部隊の轉進は極めて整齊確實に行はれたり。

三、現在迄に判明せる戦果及び我が軍の損害は既に発表せるものを除き左の如し。

1 敵に與へたる損害

人員 二五、〇〇〇以上

飛行機 擊墜破 二三〇

火砲 破 壞 三〇

戦車 破壊炎上 二五

2 我が方の損害

人員 戦死及び戦病死 一六、七三四名

飛行機 自爆及び未歸還 一三九機

二月十日(水)

大本營發表表 (十五時)

其の後の詳報によれば帝國海軍部隊は二月一日以降同七日迄にイサベル島南東方に於て左の戦果を収めたること判明せり。

巡洋艦 一隻

同 一

轟沈

擊沈

二月十二日(金)

大本營發表表 (十六時)

帝國海軍潜水艦は一月中旬より二月上旬迄に濠洲東岸に於て敵船舶六隻、五萬四千噸を擊沈せり。

二月十三日(土)

大本營發表表 (十七時)

帝國海軍部隊が昨年八月七日以降本年二月七日迄にソロモン群島及びニューギニア島方面に於て收めたる未發表の戦果並に我方の損害左の如し。

◇戦果

1 艦艇 擊沈 擊破 計

驅逐艦 1 3 3

潜水艦 4 4 8

魚雷艇 3 1 4

哨戒艇 1 1 2

計 8 8 16

2 飛行機

驅逐艦 一隻 轟沈

魚雷艇 一〇

飛行機 八六機 擊墜

尙此の間に於ける我方の損害を左の通り改む。

驅逐艦 一隻 大破

同 二 中破

飛行機 二機 自爆及び未歸還

(註) 本海戦をイサベル島沖海戦と呼稱す。

二月十一日(木)

支那派遣軍報道部發表表

大東亞戰下昭和十七年度支那派遣軍綜合戦果の概要左の如し。

交戦兵力 三、八六七、〇〇〇

遺棄死體 二六〇、八〇五

俘虜 一二四、四〇七

飛行機擊墜破 一〇九

(内不確實一六)

擊墜 二〇五

擊破 三二

船舶 計 二三七

3 船舶 擊沈 八

擊破 二

計 一〇

◇損害

1 艦艇 沈没 大中破 計

巡洋艦 1 1

驅逐艦 3 1 4

潜水艦 3 4 7

哨戒艇 1 1 2

計 7 6 13

2 飛行機 自爆及び未歸還 二二五

大破 一 二四

計 七 三三九

3 船舶 沈没 大中破 計

五 五 一〇

三一七

二月十六日(火)

中支軍發表(十六時)

軍は蘇准地區に孤立残存せる敵第八十九軍主力に對し、十三日拂曉より攻撃を開始し、所在にこれを撃滅中なり。本作戦には國府軍の有力新銳部隊參加しあり。

二月十七日(水)

支那派遣軍報道部發表

支那派遣軍は新銳兵團を以つて魯蘇戰區、第九戰區第六戰區の重慶軍撃滅作戦を開始せり。國民政府軍もまた我に協力しあり。

二月十八日(木)

大本營發表(十七時)

一、ソロモン群島方面

二月十日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に陸海軍地上部隊の砲火により

敵機六十四機撃墜、一機撃破せり。この間我が方の損害飛行機二機、軍事施設の損害輕微なり。

二、西南太平洋方面

二月一日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に陸海軍地上部隊の砲火により敵機、四機撃墜、五機撃破せり。

この間我方損害なし。

三、アリューシャン方面

二月五日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に陸軍地上部隊の砲火にあり敵機五機撃墜、二機撃破せり。この間我方の損害なし。

二月二十日(土)

大本營發表(十五時)

帝國海軍航空部隊は二月十七日ソロモン群島サン、クリストバル島東方に於て敵輸送船團を攻撃し驅逐艦二隻及び大型輸送船一隻を撃沈せり。この間我方三機を失へり。

内外政治經濟重要日誌

國內 外 (自昭和十七年十一月一日至同十八年二月廿八日)
◇海 外
◇大東亞戰

國內

十一月

- ◇一日(日) 大東亞省誕生。大東亞要員鍊成委員會官制公布實施。
- ◇二日(月) 興南鍊成院發足。
- ◇三日(火) 大東文學者大會開催。
- ◇七日(土) 大東亞省、滿洲開拓十八年度計畫決定、商工省、生産擴充政策内容發表。
- ◇九日(月) 大陸連絡會議開催。
- ◇十二日(木) 大東亞建設審議會總會開催。
- ◇十四日(土) 自作農創設維持資金貸出案要綱決定。

◇十五日(日) 生産增強官民懇談會開催。

◇十七日(火) 統制會への各省權限委讓決定發表。

◇十八日(水) 貿易統制會、第三回輸出業者七〇七社指定發表。

◇十九日(木) 鑛山統制會、原單位計算實施案要綱決定。

◇廿日(金) 閣議、戰爭保險等法律案要綱十八件決定。

◇廿一日(土) 翼政會主催、統制會・營團・産報三團體生産增強懇談會開催。翼政會、小賣業整備並に農保改正要綱決定政府へ上申。

◇廿二日(日) 内務省に内外連絡

委員會設置。

◇廿四日(火) 第八十一回議會提出法案計五〇件決定。

◇廿六日(木) 大東亞經濟懇談會開催。

◇廿七日(金) 電力料金改正基本料金制採用に決定。臨時生産增強委員會創設及び地方各廳連絡協議會設置案要綱決定。

◇卅日(月) 樺太廳の内地移管準備委員會結成。

十二月

◇一日(火) 翼政の行政事務簡素化案六十七件政府採擇。外務省に戰時調査室設置。

◇三日(木) 十八年度一般會計豫算査定終了。

◇四日(金) 學制改革勅令案十八年度より實施、決定。

◇五日(土) 朝鮮義務教育制度案要綱決定、廿一年より實施。纖維製品統制協議會創立(配給協議會解消)。

- ◇七日(月) 大東亞經濟聯盟誕生
- ◇十日(木) 調査機關聯盟成立 (一八八社加盟)。一般會計豫算案決定。
- ◇十二日(土) 鐵道省、交通事業資產評價基準決定。
- ◇十四日(月) 船舶検査戰時特例公布。中央物價統制協力會議總會開催。石油製品の專賣法案要綱決定發表。
- ◇十五日(火) 地方物價統制協力會議全國會議開催。產業經濟懇談會開催。
- ◇十六日(水) 日本有價證券取引所(假稱)法案要綱決定發表。
- ◇十七日(木) 第二十四回國家總動員審議會、特許發明の實施、出版事業、臨時製鹽地管理等三勅令案要綱決定發表。
- ◇廿日(日) 國府、汪首席來訪。
- ◇廿一日(月) 鐵道省、十二地方鐵道買收、國營トラック運營等決定發表。戰時厚生事業整備擴充

- 協議會開催。
- ◇廿二日(火) 農業團體法案、商工組合法案等要綱決定。
- ◇廿三日(水) 大日本言論報國會創立。帝國水產統制會社創立。
- ◇廿四日(木) 鐵道協創立。
- ◇廿五日(金) 米・麥検査令公布
- ◇廿六日(土) 第八十一議會開會重要礦物増産法五ヶ年延長改正法案要綱決定。
- ◇廿八日(月) 第一・三井銀行と對等合併、三菱・第百銀行を吸收合併發表さる。公定儲船料決定告示。日・泰文化協定公布。
- ◇廿九日(火) 納稅施設法案等五法案要綱決定。臨時特殊財産取扱令公布。
- ◇卅一日(木) 安田、晝夜銀行と合併。交易營團法、許可認可等臨時措置法等法案要綱決定。
- 一 月
- ◇四日(月) 庶民金庫、貸付條件改正實施、利子引下げ、償還期

- 間五ヶ年に延長。
- ◇六日(水) 商工省、纖維等配給統制規則公布二月實施。
- ◇七日(木) 十八年度特別會計豫算案閣議決定。
- ◇八日(金) 農林省、蠶絲生産調査規則改正公布實施。
- ◇九日(土) 國府の對米・英宣戰布告に呼應し日・華共同宣言發表。日・華協定成立。商工省、全國六區製鐵工場に官廳・統制會督勵班派遣發表。
- ◇十日(日) 大政翼贊會、協力會議地區協議會開催要綱發表。
- ◇十一日(月) 住宅營團、住宅賣買、貸借仲介業務開始。
- ◇十二日(火) 商工省關係權限委讓令案閣議決定。
- ◇十三日(水) 政府、每週情報協議會開催決定。農林省、十七年度收購高發表、前年比二割減。
- ◇十四日(木) 政府、重臣懇談會開催。大東亞省に情報宣傳班設

- 置決定。
- ◇十五日(金) 大東亞省、中央、現地打合會議開催。臨時特殊財産取扱規則公布實施。第一・三井兩銀行對等合併條件發表。外貨處理法案要綱等閣議決定。
- ◇十六日(土) 政府、間接稅中心増稅法案要綱發表。民族研究所官制公布實施。
- ◇十七日(日) 政府、煙草値上げ
- ◇十八日(月) 閣議、戰時行政特例二案要綱決定。
- ◇十九日(火) 政府、議會提出法案八十八件全部決定。興銀、十七年中會社合併狀況前年比減と發表。
- ◇廿日(水) 閣議木造船建造緊急方策要綱、樺太內地編入行政措置案要綱其他生産増強緊急對策諸案要綱決定。日・佛・印間決濟公文交換發表。
- ◇廿一日(木) 行政官廳職權委讓令公布二月實施。日・獨・伊經

- 濟協力協定成立。
- ◇廿二日(金) 文部省、學校規制地域設定の臨時措置發表。第八十一議會提出の商工省關係交易營團法、商工經濟會法、石油賣買法等七法案全貌發表。
- ◇廿三日(土) 鐵道・內務省兩省職權委讓省令公布二月實施。三菱の第百銀行吸收合併條件決定。
- ◇廿五日(月) ゴム統制會創立。
- ◇廿六日(火) 日・佛印間十八年度米・玉蜀黍對日供給協定成立
- ◇廿七日(水) 商工省、第二次管理令を製鐵工場に實施傳達、重點増産徹底。
- ◇廿八日(木) 第八十一議會再開首相ビルマ本年中獨立確約宣言
- 二 月
- ◇一日(月) 纖維製品配給消費統制規則改正公布實施。
- ◇二日(火) 陸軍、南方軍政並に建設要綱發表。
- ◇四日(木) 首相、對印策闡明。

- ◇六日(土) 農林省、全國蠶絲業者懇談會開催、單一製絲會社設立協議。
- ◇八日(月) 情報局、臨軍費二七〇億圓議會提出並に在支敵産紡績關係等一千餘件第一次國府移管發表。
- ◇十一日(木) 三井本社創設。日勃文化友好條約調印。
- ◇十三日(土) 第九回國民貯蓄獎勵委員會、十八年度貯蓄目標二七〇億圓と決定。
- ◇十五日(月) 勤勞行政全般簡素化。
- ◇十七日(水) 出版事業令公布。
- ◇十八日(木) 海軍、占領地軍政方策闡明。
- ◇廿三日(火) 農林省、蠶絲業經營機構確立要綱決定、資本金一億圓の單一會社設立。
- ◇廿六日(金) 政府、敵産管理令中友好印度人適用除外發表。政府、滿鐵十八年度豫算認可。

海外

十一月

- ◇三日(火) 米、中間選舉實施共和黨進出顯著。
- ◇五日(木) ソ聯、國家非常時委員會創設發表。埃及戰線に獨・英未曾有の大戦車戦展開。
- ◇八日(日) 聯合軍、北阿沿岸に上陸作戦開始、ヴィンシー政府對米國交斷絶。
- ◇九日(月) 獨ヒ總統、徹底決戰宣言。
- ◇十日(火) 中支軍、上海の敵産權利移讓禁止布告。米・佛、アルゼー附近停戰協定成立。
- ◇十一日(水) 獨軍、佛非占領地へ進撃開始。獨・伊・佛會談開始。
- ◇十三日(金) 中支軍、敵産調査取締規則公布。
- ◇十五日(日) 獨、佛阿沿岸にて

- 聯合軍護送船廿二隻撃沈發表。
- ◇十七日(火) 西政府、中立維持の爲國防動員決行。
- ◇十八日(水) 佛、ラヴアルを主席後繼者に任命。滿洲國、勤勞奉公法公布。
- ◇廿三日(月) 米・佛、西印度諸島新協定締結。
- ◇廿四日(火) 米・ニカラガ新協定締結、汎米公路の建設に乘出し。

十二月

- ◇一日(火) 獨・勃通商協定調印全米にガソリン統制實施。ソロン港佛艦隊五十餘隻自沈。
- ◇三日(木) 米、リベリア空軍基地使用協定並に米・蘭重要物資交換通商協定締結發表。
- ◇七日(月) 北阿上陸聯合軍、ダラン擁立發表。
- ◇八日(火) 滿洲國基本國策要綱發表。
- ◇十日(木) 英、イラン首都テヘ

- ランに進駐。
- ◇十一日(金) 英蘭銀行、英の海外投資額、十億磅と喪失發表。
- ◇十四日(月) 米、英・濠へ銀塊供與發表。亡命エチオピア政府日・獨・伊に宣戰布告。
- ◇十五日(火) 重慶、物價統制強化法案實施。
- ◇十六日(水) 一九四三年獨・伊經濟協定成立。獨、東亞銀行設立發表。
- ◇十七日(木) 重慶、最高價格制採用。獨・希商品價格調整會社設定發表。
- ◇十九日(土) 獨・瑞通商協定締結發表。
- ◇廿日(日) 西・葡軍事協力協定成立。
- ◇廿三日(水) 諾・伊新バーター協定成立。
- ◇廿四日(木) 滿洲國、明年度一般豫算決定。佛、ダルラン暗殺さる。

- ◇卅日(水) 米政府、米・墨新通商協定締結内容發表。獨・土、一億マルク・クレヂット協定調印。華北明年度豫算決定發表。米・伯軍事合同委員會成立。

一月

- ◇一日(金) 米、勝利稅實施。
- ◇六日(水) 西、産業動員令公布
- ◇七日(木) 米ル大統領、一般教書發表。米、軍需工場に戰時計畫委員會設置。
- ◇九日(土) 國府、米・英に宣戰布告、日・華共同宣言。國府中央政治委員會、最高國防會議創設決定。
- ◇十一日(月) 米ル大統領、豫算教書發表、軍事費一千億弗。
- ◇十二日(火) 國府、對米・英條約廢棄聲明。
- ◇十四日(木) 國府、武漢地區舊法幣禁止。伊國、在支租界返還治外法權撤廢決定。
- ◇十五日(金) 重慶、物價統制強

化法實施。

- ◇十七日(日) 獨・英相互に首都空爆開始。印度、食糧飢饉激化
- ◇十八日(月) 丁・瑞通商協定調印。イラク對樞軸宣戰布告。
- ◇二十日(水) チ政府、對樞軸斷交宣言。亞國、中立堅持聲明。
- ◇廿五日(月) 滿洲・商工金融合作社法公布實施。
- ◇廿六日(火) 米・英兩首相等反樞軸北阿カサブランカ會談。
- ◇廿八日(木) 獨、強制勞務令公布、人的資源全面的動員。

二月

- ◇一日(月) 滿洲金融協會創立。土・洪通商協定調印。
- ◇二日(火) 土・羅協定成立。
- ◇三日(水) 獨、ス市防衛軍遺滅獨・羅經濟協定調印。
- ◇四日(木) 米、強制轉職令布告
- ◇五日(金) 伊內閣改造、ム首相外相兼攝。

- ◇七日(日) 獨・ソ、ロストフ激戰展開。
- ◇八日(月) 米・英合同勞働會議設置發表。米、開戰以來の死傷者其他損害人員發表。
- ◇九日(火) 國府、敵産管理委員會新設。
- ◇十日(水) ガ翁、斷食開始。
- ◇十一日(木) 米・キューバ相互徵兵協定締結。
- ◇十四日(日) 獨軍、ロストフ地方撤退。
- ◇十七日(水) 米、伯に潜水艦八隻讓渡。
- ◇十八日(木) 獨ゲ宣傳相、全歐總動員呼號。中支軍、上海方面無國籍避難民居住營業地域制限
- ◇廿一日(日) 廣州灣共同防衛の日・佛協定調印。獨・佛劃定線撤去。
- ◇廿二日(月) ガ翁危篤、全印戒嚴令。
- ◇廿三日(火) 佛、在支四租界國府

へ返還、治外法權撤廢聲明。
 ◇廿四日(水) 米下院、武器貸與法一年延長可決。土大統領、中立堅持聲明。
 ◇廿五日(木) 瑞・諸通商協定締結發表。
 ◇廿六日(金) 滿炭全面改組發表。ガ翁小康、斷食完遂か。チエツコ、對獨協力令布告。
 ◇廿七日(土) 土、一萬噸級英貨物船十隻購入發表。

大東亞戰

十一月
 ◇一日(火) 陸鷲、桂林急襲。
 ◇十二日(木) 陸鷲、湖南・廣西兩省に進攻、米在支空軍と交戦第三次ソロモン海戦。
 十二月
 ◇一日(火) 皇軍、天門東方にて李徳新の新四軍等、痛撃。
 ◇五日(土) 空軍、東印度チッタ

ゴン急襲。
 ◇十六日(水) 空軍、濠・印要地連日空爆。
 ◇廿一日(月) 陸鷲、英印カルカッタ初爆撃敢行。
 ◇廿三日(水) 大島島來襲敵機撃墜。ガ島・ムンダ方面にて敵機撃墜。
 ◇卅一日(木) 皇軍、中支に新行動開始。雲南、印度、濠洲、ソロモン海域諸地方連日空戦熾烈
 一月
 ◇一日(金) 鳴神島方面空戦、敵機五撃墜。
 ◇二日(土) ラバウル・スミル方面空中戦熾烈。
 ◇四日(月) 海鷲、南北兩洋に敵の反攻粉碎。
 ◇十四日(木) 中支大別山方面敵五萬痛撃。
 ◇十九日(火) 陸鷲、雲南・印度に出撃。敵機、ビルマ廿一ヶ所盲爆。

三二四
 ◇廿一日(木) ガ島米軍交替發表。北支軍、共産第四軍八千殲滅。南太平洋方面敵陣地連日猛爆。
 ◇廿九日(金) レンネル島沖海戦
 二月
 ◇四日(木) 海鷲・潜艦、南太平洋に奮戦。巡艦二隻撃沈破、三機撃墜。
 ◇九日(火) ブナ・ガ島の皇軍轉進發表。
 ◇十日(水) イサベル島沖海戦。
 ◇十六日(火) 百里州敵前上陸。
 ◇十七日(水) 海鷲、ソロモン方面敵輸送船團猛撃。
 ◇十八日(木) 阜寧完全占領。
 ◇廿一日(日) 皇軍、廣州灣佛租借地へ諒解進駐。海鷲、サント島夜襲驅逐艦等轟沈破。
 ◇廿五日(木) 中支軍、鄂南方面にて王勁哉等捕虜、一萬一千餘殲滅。
 ◇廿七日(土) 皇軍、雲南方面作戦開始。

重要經濟統計表目次

内地

(1) 國庫歳入歳出出現計	三二七頁
(2) 一般會計の各月歳入及歳出實額	三二八
(3) 一般會計歳出總額及臨時軍事費特別會計の公債發行高	三二九
(4) 公社債發行並現在高	三二九
(5) 紙幣及銀行券流通高	三二九
(6) 日本銀行營業週報	三三〇
(7) 預金部資金及運用表	三三〇
(8) 全國銀行預金貸出現高	三三一
(9) 全國銀行有價證券預ケ金及現金現在高	三三二
(10) 全國信託會社信託勘定	三三三
(11) 郵便貯金現在高	三三三
(12) 簡易保險及郵便年金契約高	三三三

(13) 內國諸保險月末現在契約高	三三三頁
(14) 內國生命保險資金運用狀況	三三四
(15) 全國信用組合聯合會資金概況	三三四
(16) 全國手形交換高及不渡手形高	三三五
(17) 全國組合銀行及代理交換委託者月末日收納高	三三五
(18) 東京及大阪手形種類別	三三五
(19) 東京大阪市中金利	三三六
(20) 東京株式取引所主要株式及公社債各月平均相場	三三六
(21) 東京株價指數	三三七
(22) 各種債券及株式利廻	三三七
(23) 東京卸賣物價指數	三三八
(24) 東京給料生活者生計費指數	三三八
(25) 全國勞働者生計費指數	三三八
(26) 農作物價分類別指數	三三九

支那

(27) 産業別労働者数……………三四〇

(28) 日銀連結労働人員及賃銀統計……………三四一

(29) 全國賃銀指數……………三四一

(30) 労働爭議統計……………三四一

(31) 小作爭議統計……………三四三

外 地

(32) 朝鮮金融統計……………三四三

(33) 臺灣金融統計……………三四三

(34) 京城卸賣物價類別指數……………三四四

(35) 臺北卸賣物價類別指數……………三四四

支那

(42) 新京卸賣物價及生計費指數……………三四七

(43) 滿洲國産業別労働需給……………三四七

支 那

(44) 中國各種紙幣發行高……………三四八

(45) 中央儲備銀行券發行高及準備高……………三四八

(46) 天津卸賣物價指數……………三四八

(47) 蒙疆卸賣物價指數……………三四八

(48) 北京卸賣物價指數……………三四九

(49) 天津工人生活費指數……………三四九

(50) 上海卸賣物價指數……………三四九

歐 米

(51) 倫敦及紐育市場外國爲替相場……………三四〇

(52) 獨英米重要經濟諸指標……………三四〇

滿 洲 國

(36) 滿洲國國債現在高……………三四三

(37) 滿洲國租稅收入概況……………三四三

(38) 滿洲中央銀行通貨發行高及準備高……………三四三

(39) 滿洲中央銀行標準利率……………三四三

(40) 滿洲國內(含關東州)銀行預金及貸出現在高……………三四六

(41) 滿洲國主要都市手形(票據)交換高……………三四六

(1) 國 庫 歲 入 出 現 計 (大藏省調) (單位千圓) (單位千圓)

* 印15年度分は臨時部に屬せるものなり。△ 16年度豫算是第七十七・八・九議會追加分を加算せり。

歳入科目	△16年度豫算		16年度		15年度		歳出科目	△16年度豫算		16年度		15年度	
	16年4月	17年3月	16年4月	15年3月	16年4月	15年3月		16年4月	17年3月	16年4月	15年3月	16年4月	15年3月
經常部	4,005,847	3,001,821	2,636,292	4,205,231	2,900,032	1,996,824	3,750,392	2,111,984	2,599,978	4,500	4,500	4,500	4,500
租	3,078,031	2,657,977	2,364,072	784,159	749,115	492,402	4,500	24,613	19,592	19,592	19,185	19,185	19,185
所得人別	1,194,065	1,140,333	1,215,526	1,153	2,990	144	386,283	323,057	353,137	323,057	353,137	353,137	353,137
特別	660,464	407,892	80,061	7,158	7,829	5,575	1,673,021	720,037	930,033	720,037	930,033	930,033	930,033
地配	11,016	9,252	12,633	6,955	455	288	377,536	310,325	270,929	310,325	332,839	332,839	332,839
營業收益	—	—	3,915	—	—	—	464,559	43,186	45,872	43,186	45,872	45,872	45,872
營業稅	—	—	64,600	—	—	—	55,802	147,355	161,574	147,355	161,574	161,574	161,574
特別	—	—	18,717	—	—	—	69,832	47,660	52,847	47,660	52,847	52,847	52,847
地稅	—	—	27,142	—	—	—	10,564	7,235	8,258	7,235	8,258	8,258	8,258
營業稅	—	—	9,869	—	—	—	386,171	288,942	338,356	288,942	338,356	338,356	338,356
酒	355,573	307,891	242,299	8,361	8,361	492,402	3,491	768	829	3,491	768	829	829
飲料	9,567	11,484	8,361	1,153	2,990	144	107,836	67,436	81,619	107,836	67,436	81,619	81,619
砂糖	144,687	100,908	117,850	7,158	7,829	5,575	4,907,458	1,850,784	2,508,196	4,907,458	1,850,784	2,508,196	2,508,196
雜糧	75,328	111,491	82,229	6,955	455	288	54,000	39,613	45,292	54,000	39,613	45,292	45,292
雜糧	16,081	10,718	19,964	—	—	—	264,605	108,276	124,790	264,605	108,276	124,790	124,790
油	121,442	150,279	100,214	—	—	—	1,037,956	98,484	94,091	1,037,956	98,484	94,091	94,091
遊興	164,587	166,196	115,412	15,700	3,747	2,137	823,363	767,908	968,338	823,363	767,908	968,338	968,338
引所	35,218	25,056	28,142	39	40	166	1,537,452	514,007	646,079	1,537,452	514,007	646,079	646,079
市場	29,666	21,706	20,696	3,352	2,680	2,747	7,135	4,825	6,365	7,135	4,825	6,365	6,365
關稅	30,664	29,242	21,169	9,449	4,071	1,025	80,616	22,058	50,925	80,616	22,058	50,925	50,925
紙業	118,319	82,516	127,804	80,499	584,775	476,024	470,301	134,417	284,419	470,301	134,417	284,419	284,419
紙業	143,398	129,288	122,875	276,497	5,811	4,821	293,444	46,376	152,286	293,444	46,376	152,286	152,286
官收	557,154	68,390	60,910	3,003,951	538,655	1,011,472	122,596	56,857	62,335	122,596	56,857	62,335	62,335
官收	140,247	55,315	49,994	80,499	584,775	476,024	81,968	18,836	25,108	80,499	584,775	476,024	476,024
刑務所	22,988	12,070	10,067	276,497	5,811	4,821	86,549	39,226	48,167	276,497	5,811	4,821	48,167
入	8,211,078	5,901,853	4,633,116	8,211,078	5,901,853	4,633,116	8,657,850	3,962,768	5,108,173	8,211,078	5,901,853	4,633,116	5,108,173

(2) 一般會計の各月歳入及歳出實額 (單位千圓)

年 別	歳 入					歳 出				
	歳入總計	租 稅	印紙收入	官業及官有財産收入	公債金	雑收入	歳出總計	大藏省	陸海軍省	其の他諸省
昭和12年中	2,647,105	1,262,827	98,948	415,102	616,682	253,545	2,623,340	492,532	1,221,249	909,558
13	3,395,114	1,826,225	88,996	472,218	600,679	406,993	2,858,159	635,057	1,172,202	1,050,899
14	4,531,581	2,323,600	107,240	500,221	1,124,216	476,302	3,798,563	1,148,699	1,375,472	1,278,391
15	5,734,808	3,124,064	130,525	559,857	1,282,756	637,605	5,464,286	1,566,363	2,176,043	1,721,878
16	7,728,119	4,170,976	142,994	633,991	1,894,429	880,724	6,870,609	1,920,748	2,702,906	2,246,953
昭和16年	709,037	277,538	11,160	4,801	408,660	6,876	528,410	32,882	302,725	192,803
7月	991,093	384,967	10,979	4,698	109	540,340	443,606	60,305	202,056	181,245
8	907,734	351,108	11,895	28,920	492,500	23,310	690,655	206,959	352,210	131,485
9	529,374	503,210	12,507	8,292	202	5,166	403,494	57,685	176,066	169,743
10	281,464	255,190	12,294	8,000	0	5,980	455,858	13,596	181,000	261,264
11	996,433	435,399	14,135	9,537	531,043	6,317	860,194	278,995	365,836	215,362
12	477,010	344,490	9,996	11,508	106,047	4,969	275,052	19,076	75,953	180,023
17年	452,597	367,397	10,802	48,331	0	26,066	373,431	60,067	154,284	159,080
1	1,191,206	530,090	16,320	107,924	436,000	42,999	1,976,687	1,373,182	286,702	316,804
2	530,090	431,207	11,628	61,447	0	25,815	1,292,788	144,310	509,448	639,031
3	1,434,431	228,869	12,895	7,843	431,701	308,056	190,316	26,415	3,454	160,448
4	386,016	359,694	11,240	4,431	0	7,240	497,547	355,626	1,185	137,736
5	551,771	464,870	11,212	4,431	0	71,257	263,438	42,732	1,634	219,073
6	1,208,922	665,456	10,668	54,477	0	478,322	340,434	56,663	36,553	247,218
7	494,637	465,100	11,730	4,615	0	9,191	495,087	310,638	1,538	182,912
8	876,422	733,103	13,392	9,738	104,700	15,490	231,067	70,349	2,666	158,051

(備考) (1)本表は大藏省が同省備付の主計簿により調査したる歳入歳出國庫現計に依る。
(2)官業及官有財産収入には、官有物拂下代、日本銀行納付金、通信事業特別會計納付金を含む。
(3)雑収入は前項目以外の収入を總て含む。

(4) 公 社 債 發 行 並 現 在 高 (日銀調) (單位千圓)

年 月	國 債 (内債)		米 穀 證 券		蠶 絲 證 券		地 方 債 (内債)		* 銀 行 債 (内債)		會 社 債 (内債)	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
17. 7	1,333,016	44,419,333	215,825	814,851	146,000	146,000	4,539,328	2,272	124,960	5,225,412	111,490	6,371,613
8	666,659	45,085,977	419,648	774,500	146,000	146,000	3,213,322	2,254	173,007	5,301,892	170,000	6,523,713
9	1,303,868	46,389,837	512,278	752,181	146,000	146,000	3,163,317	2,221	130,780	5,413,809	203,000	6,697,094
10	1,247,300	47,637,113	177,406	684,588	146,000	146,000	3,251,316	850	133,399	5,515,006	52,400	6,713,413
11	606,509	48,243,614	372,860	754,448	146,000	146,000	3,648,318	849	166,543	5,627,343	115,000	6,816,724
16. 11	636,663	34,382,790	141,592	659,673	146,302	146,302	13,274,258	623	150,750	4,164,919	218,500	7,422,930
15. 11	704,200	25,690,615	123,603	650,395	68,464	68,464	7,104,256	1,692	97,068	3,938,378	155,000	5,664,818
1-11	1712,143,124	5,224,182	3,371,227	779,400	343,902	343,902	295,699	1,868,692	1,868,692	1,567,710	1,922,246	
	167,374,640						166,523		1,162,545			

(備考) * 印銀行債中には14年1月より組合債券を含む。

(3) 一般會計歳出總額及臨時軍事費特別會計の公債發行高 (單位千圓)

年 月	一般會計			臨時軍事費			紙幣及銀行券流通高 (大藏省調) (單位千圓)		
	歳出總計	臨時軍事費	合 計	小額紙幣	日 本 銀 行 券	朝 鮮 銀 行 券	臺 灣 銀 行 券	合 計	
昭和14年末	3,798,563	3,901,500	7,700,063	246,766	3,679,030	3,393,693	443,987	171,169	4,257,615
15	5,464,286	5,202,500	10,666,786	360,347	4,777,430	4,452,886	580,534	199,685	5,593,452
16	6,870,609	6,300,000	13,170,609	464,974	5,978,816	5,924,747	741,607	252,845	7,384,173
17年7月	263,438	1,100,000	1,363,438	461,144	5,348,850	5,348,850	654,276	253,423	6,717,694
8	340,434	600,000	940,434	472,087	5,425,564	5,425,564	678,059	253,117	6,828,826
9	495,087	1,200,000	1,695,087	476,996	5,453,982	5,453,982	698,745	249,697	6,879,420
10	231,067	800,000	1,031,067	483,385	5,627,799	5,627,799	729,351	248,675	7,089,209
11	..	600,000	..	494,441	5,836,785	5,836,785	798,711	252,963	7,382,899
12	..	2,000,000	..	546,202	7,070,438	7,070,438	908,646	289,275	8,814,561

(6) 日本銀行營業週報 (單位千圓)

年月日	發行兌換銀行券	政府預金	其他預金	內鮮銀臺銀發行保證	海外勘定	政府貸立金	其他貸出金	現金地金	國債及債券	代理店勘定
17.12.12	5,715,813	2,001,141	529,123	284,700	61,065	1,075	524,293	682,128	6,181,964	881,004
19	6,079,812	2,085,326	630,988	283,800	60,327	1,075	526,920	681,417	6,582,954	931,747
26	6,921,346	2,034,413	644,421	298,200	59,343	1,075	663,681	681,090	7,144,989	1,020,098
18.1.2	7,148,686	2,044,858	658,236	301,800	—	1,075	1,585,757	565,944	5,841,636	1,000,588
9	6,340,228	2,360,333	579,601	289,400	—	1,075	1,579,448	566,163	5,852,182	865,331
16	6,081,263	2,260,014	554,488	273,200	—	1,075	1,547,997	567,385	5,418,173	839,531
23	6,175,939	2,252,371	572,625	297,000	—	1,075	1,560,712	568,603	5,332,831	933,220
30	6,513,825	2,303,637	611,420	276,200	—	1,075	1,896,104	570,216	5,417,520	967,002
17.1.31	5,256,192	997,048	409,542	233,900	—	1,815	652,296	552,643	5,059,305	351,066
16.2.1	4,129,645	1,053,637	102,126	—	—	2,555	531,823	519,833	3,859,280	315,284

(7) 預金部資金及運用表 (大藏省調) (單位百萬圓)

年月末	郵便及特別會計振替貯金其他預金	預金部積立金	預金部資金合計(其他共)	國債證券	地方債券	特殊銀行債券	特殊會計社債券	其他貸付金	預金	預金部運用合計(其他共)
17.8	11,510.9	1,067.9	1,160.8	175.7	15,255.1	10,491.9	1,315.9	989.1	1,139.3	269.1
9	11,763.1	1,243.2	1,160.8	300.6	15,856.5	11,038.5	1,311.0	1,003.8	1,198.8	270.4
10	11,927.9	1,563.6	1,160.8	312.9	16,395.5	11,414.5	1,301.1	1,055.3	1,215.7	280.6
11	12,130.3	1,469.4	1,160.8	330.5	16,585.2	11,532.1	1,319.0	1,080.6	1,252.3	294.9
12	12,299.7	1,232.1	1,160.8	402.3	16,660.6	11,251.2	1,311.7	1,119.1	1,298.3	306.4
16.12	9,240.2	828.1	1,015.1	316.8	12,378.4	8,128.6	1,250.0	843.8	830.6	234.8
15.12	7,561.5	734.6	857.6	280.7	10,073.0	6,464.6	1,180.1	796.4	489.3	175.4

(備考) (6) 18年1月2日より發表形式を變へ、負債の部「一般預金」になり、「海外勘定」は削除せられた。資産の部「一般貸出金」は「其他貸出金」に、「現金地金及海外勘定」は「現金地金」になった。従つて該項目の18年1月以前との比較對照は不可。

(8) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貸出				合計	コーン	
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	當座貸越	割引手形	合計	合計			
17.6	5,593,834	7,181,484	3,213,073	16,383,144	32,799,785	624,487	12,351,021	1,915,048	1,444,056	16,334,612	519,960
7	4,496,162	7,017,441	2,826,214	16,478,756	31,256,329	622,169	12,336,977	1,961,622	1,402,998	16,323,766	404,857
8	4,556,144	7,039,529	2,851,077	16,650,863	31,540,776	622,822	12,507,839	1,992,544	1,354,917	16,478,122	449,968
9	4,732,052	7,087,273	2,797,172	16,767,701	31,926,404	622,622	12,649,210	2,049,323	1,272,517	16,593,672	416,627
10	4,544,769	7,135,996	2,904,077	16,944,196	32,059,263	621,908	13,015,282	2,078,368	1,324,802	17,040,355	321,731
11	4,988,748	7,290,220	2,930,610	17,095,290	32,921,194	615,651	13,416,488	2,095,052	1,295,806	17,422,997	310,800
12	5,888,155	7,704,812	3,961,564	17,464,275	35,737,863	606,298	13,734,190	2,090,393	1,226,965	17,657,846	399,095
16.12	5,018,849	6,384,586	2,808,133	14,850,887	29,406,174	640,777	11,157,083	1,741,725	1,603,200	15,142,785	526,358
15.12	4,029,081	5,269,231	2,274,211	12,513,271	24,389,482	665,191	9,865,174	1,506,486	1,517,073	13,553,924	707,833

附則1

(9) 全國銀行有價證券、預ヶ金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年 月 末	普通						特別					
	有價			通證			有價			通證		
	國債	地方債	外國證券	社債	株式	合計	國債	地方債	外國證券	社債	株式	合計
17. 6	9,520,757	294,595	584,260	3,702,059	762,704	14,864,375	2,487,832	615,149	2,003,067	11,252	288,925	
7	9,508,072	295,920	584,327	3,764,810	774,865	14,927,994	1,270,169	513,780	2,104,064	11,252	292,346	
8	9,543,921	293,196	599,380	3,806,262	777,446	15,020,205	1,339,989	475,163	2,154,406	11,167	321,642	
9	9,735,539	289,332	606,704	3,872,735	787,952	15,292,262	1,445,560	482,726	2,062,901	10,998	318,043	
10	9,791,573	287,770	604,006	3,884,857	793,371	15,361,577	1,261,156	487,913	2,184,198	10,958	324,507	
11	9,759,213	285,689	611,761	3,934,600	793,910	15,385,173	1,554,350	456,281	2,217,143	10,948	332,581	
12	11,328,780	276,314	634,435	3,955,437	783,562	16,978,528	2,624,824	551,806	2,143,377	10,853	342,677	
16. 12	7,943,980	298,702	534,963	3,260,859	742,909	12,781,413	2,399,159	576,120	1,633,607	12,743	216,080	
15. 12	5,956,781	313,146	364,831	2,236,531	752,543	9,623,832	1,822,441	539,928	1,083,516	15,744	134,441	

行 (日銀を含まず)

貯

行

年 月 末	證 券			現 金	預ヶ金	有 貯			現 金	預ヶ金	
	株式	合計	國債			地方債	社債	株式			合計
17. 6	70,874	2,438,726	96,602	205,941	3,961,031	123,272	1,258,043	292,122	5,916,651	58,822	276,675
7	71,479	2,543,950	60,380	219,573	4,107,071	124,282	1,292,360	296,782	6,112,454	52,985	263,232
8	71,864	2,629,492	59,993	246,365	4,225,604	124,175	1,337,222	297,405	6,293,418	52,445	243,532
9	72,161	2,535,925	65,736	273,623	4,350,904	120,460	1,364,144	300,411	6,447,827	55,309	232,786
10	73,126	2,669,389	45,589	259,101	4,462,899	119,143	1,373,245	307,629	6,581,352	52,594	240,990
11	73,306	2,711,717	66,620	315,971	4,555,225	124,093	1,405,079	309,189	6,713,373	56,341	216,675
12	72,443	2,654,797	58,969	353,717	4,712,048	126,415	1,431,663	304,578	6,897,072	61,345	298,380
16. 12	62,212	1,974,604	77,641	143,592	3,307,376	123,245	1,063,461	276,363	5,019,242	60,865	251,526
15. 12	52,985	1,321,647	52,120	105,119	2,583,288	120,678	836,418	257,083	4,002,643	40,451	217,143

(10) 全國信託會社信託勘定 (信託協會調) (單位千圓)

年 月 末	資 産				負 債				合 計			
	有價證券	有價證券擔保	貸手形及不財國抵當	預金(其他共)	其他の金錢の信託	有價證券の信託	金錢の信託	其他の信託				
17. 6	1,987,898	506,741	805,326	274,969	91,459	4,048,088	3,280,328	10,636	662,795	31,632	62,681	4,048,088
7	2,010,198	561,086	799,859	272,338	60,795	4,081,525	3,323,334	10,745	652,402	32,209	62,809	4,081,516
8	2,042,024	555,935	800,036	273,907	1,832,177	62,932	4,113,200	10,824	651,983	32,910	62,716	4,113,200
9	2,091,344	552,036	792,219	276,083	1,820,319	71,701	4,158,115	10,999	644,807	33,464	63,040	4,158,052
10	2,118,315	585,731	811,860	277,388	1,870,816	62,303	4,227,345	11,516	655,124	34,461	63,572	4,226,993
11	2,154,187	572,435	810,475	273,984	1,874,953	86,202	4,294,014	11,805	663,512	37,124	63,693	4,294,014
12	2,186,242	498,212	810,749	271,437	1,817,376	99,725	4,300,783	11,730	669,530	37,681	63,836	4,300,783
16. 12	1,821,683	515,237	783,065	273,395	1,775,059	86,345	3,861,551	9,663	714,815	28,315	61,706	3,861,551
15. 12	1,636,999	532,054	653,435	301,485	1,693,275	59,205	3,535,753	10,052	844,359	21,359	56,938	3,536,053

(11) 郵便貯金現在高

(12) 簡易保險及郵便年金契約高

(13) 内國諸保險月末現在契約高 (百萬圓)

年 月	月末現在(千圓)		年 月	簡易保險(千圓)		年 月 末	郵便年金(千圓)		年 月 末	生命 兵傷害	火 災	海 上	其 他
	普通貯金	振替金		新契約	月末現在契約		新契約	月末現在契約					
17. 7	10,970,917	297,887	17. 6	591,737	12,945,630	3,154	112,076	16. 10	36,317.1	116,020.0	11,909.3	2,183.6	
8	11,186,610	284,176	7	434,097	13,351,752	2,830	114,774	11	36,706.5	116,580.5	11,701.2	2,305.2	
9	11,418,892	302,654	8	337,373	13,662,929	2,279	116,899	12	37,114.6	118,325.0	12,811.5	2,632.1	
10	11,602,736	275,692	9	347,173	13,979,574	2,621	119,327	1	37,428.4	119,937.4	11,696.1	2,644.4	
11	11,775,854	301,279	10	252,855	14,202,948	3,055	122,224	2	37,857.3	121,279.8	12,047.0	2,346.1	
12	11,928,674	333,764	11	146,373	14,307,859	9,385	131,382	3	38,373.5	122,881.5	12,809.3	2,156.9	
16. 12	8,938,078	267,966	16. 11	170,308	11,115,066	5,236	85,473	4	32,904.7	96,010.5	11,147.4	1,983.3	
15. 12	7,287,550	219,593	15. 11	260,968	8,693,878	1,558	59,712	4	26,552.5	67,516.1	8,130.2	1,335.9	

(14) 内國生命保險資金運用狀況 (27會社合計)(大藏省監理局調)(單位千圓)

年月末	銀行預金	貸付				有價證券			其他共計		
		財團抵當	株式擔保	保險擔保	公共團體 二對之九保	國債	社債	株式			
17. 4	153,054	128,052	267,925	324,496	246,019	1,165,009	1,338,602	974,919	1,635,204	4,369,484	6,159,947
5	159,174	127,824	260,932	330,165	254,626	1,185,882	1,385,645	978,801	1,660,661	4,449,604	6,271,564
6	215,202	129,927	265,734	328,784	254,115	1,137,052	1,465,104	992,819	1,674,846	4,559,815	6,396,177
7	197,184	129,705	311,064	327,740	254,096	1,181,822	1,518,840	994,221	1,689,985	4,630,015	6,492,920
8	205,822	130,539	306,912	327,963	256,474	1,186,888	1,571,471	1,007,675	1,696,667	4,702,071	6,573,268
9	192,475	130,269	306,249	328,614	259,187	1,194,184	1,614,489	1,023,817	1,733,025	4,808,106	6,676,608
16. 9	170,141	113,676	266,264	321,785	241,988	1,065,649	1,069,749	907,243	1,568,529	3,892,741	5,600,827
15. 9	165,827	75,703	231,478	316,698	189,924	892,434	686,400	834,762	1,413,794	3,189,290	4,713,318

(15) 全國信用組合聯合會資金概況 (信用組合聯合會) (單位千圓)

年月	拂込 出資金	貯金	借入金	貸出金	貸契約 高	預金		現金	有價證券		其他共計
						中央金庫	其他共計		國債	社債	
17. 3	40,461	2,596,373	51,022	105,650	46,554	1,264,001	1,354,520	2,998	424,000	521,383	1,121,768
4	40,556	2,592,317	46,728	102,869	41,287	1,287,764	1,385,098	3,300	430,757	520,445	1,084,793
5	41,187	2,607,254	51,380	105,095	48,216	1,287,358	1,404,010	3,446	436,773	518,994	1,086,751
6	41,583	2,675,852	41,719	105,680	42,266	1,341,333	1,468,740	3,663	443,901	516,081	1,085,655
7	41,854	2,734,358	37,346	107,150	47,446	1,386,283	1,490,709	3,461	451,579	529,191	1,113,833
8	42,451	2,818,500	46,282	110,139	41,502	1,441,370	1,541,601	4,241	460,451	537,724	1,152,679
9	43,184	2,845,578	45,493	110,796	41,742	1,487,928	1,584,742	3,713	475,492	546,203	1,156,632
16. 6	33,390	1,919,897	52,035	130,767	48,378	737,339	834,440	4,133	310,179	496,525	946,698
15. 6	29,130	1,218,267	40,482	150,232	30,207	256,856	340,103	2,313	135,628	467,989	705,113

(16) 全國手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調) (單位千圓)

年月	手形交換高				不渡手形		年月	出納		手形 小切手
	東京 金額	大阪 金額	六大都市 金額	全國 金額	全 枚數	全國 金額		合計	現金	
17. 7	7,189,414	4,961,939	14,156,988	4,050,090	15,666,795	200	17. 6	3,991,389	463,905	3,527,484
8	6,061,797	3,374,193	11,119,843	3,347,198	12,495,600	147	7	2,128,367	294,215	1,834,152
9	6,446,797	3,573,666	11,738,758	3,400,697	13,161,737	149	8	2,486,357	373,460	2,112,897
10	6,788,691	3,766,999	12,576,816	3,513,285	14,168,183	187	9	2,814,900	425,636	2,389,264
11	6,895,436	3,448,924	12,290,736	3,464,354	13,864,642	142	10	2,274,529	333,609	1,940,920
12	9,395,890	4,924,129	16,752,888	5,097,267	18,892,855	147	11	3,081,114	480,441	2,600,673
16. 12	7,176,460	4,535,640	13,814,880	5,328,071	15,447,819	235	16. 11	1,777,209	260,683	1,516,526
15. 12	6,276,784	4,310,140	12,536,971	5,479,305	13,828,419	236	15. 11	2,165,343	276,429	1,888,914

(17) 全國組合銀行及代理交換委託者月末日收納高(單位千圓)

年月	東京				大阪			
	當座 小切手	送金 小切手	約束手形	爲替手形	當座取引	送金 小切手	約束手形	爲替手形
17. 7	5,244,677	410,515	178,297	88,430	2,760,703	1,544,059	4,961,939	4,961,939
8	4,168,698	402,503	173,974	84,259	2,147,225	663,061	3,374,193	3,374,193
9	4,484,392	386,808	179,202	101,859	2,250,543	743,603	3,573,666	3,573,666
10	4,997,835	385,598	200,266	63,812	2,529,884	621,950	2,766,999	2,766,999
11	5,008,155	299,951	160,664	63,438	2,424,664	447,416	3,448,924	3,448,924
12	6,769,739	385,231	185,099	86,442	3,366,783	741,056	4,924,129	4,924,129
16. 12	5,028,544	480,824	210,988	92,576	2,780,916	1,046,737	4,535,640	4,535,640
15. 12	4,262,564	246,049	237,891	57,747	2,535,653	1,147,571	4,310,140	4,310,140

(備考) * 印其他共計中には送金小切手を含む。

(19) 東京大阪市中金利 (我社調) (單位錢)

年月	コーン穀日物		無條件		一流紡績手形		商業手形普通物	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
17. 7	0.70	0.65	0.70	0.65	1.10	1.10	1.50	1.10
8	0.70	0.70	0.85	0.70	1.10	1.10	1.50	1.10
9	0.70	0.65	0.80	0.73	1.10	1.10	1.50	1.10
10	0.70	0.70	0.85	0.75	1.10	1.10	1.50	1.10
11	0.70	0.70	0.85	0.75	1.10	1.10	1.50	1.10
12	0.70	0.70	0.90	0.70	1.10	1.10	1.50	1.10
16. 12	0.70	0.63	0.85	0.70	1.10	1.10	1.50	1.10
15. 12	0.75	0.70	0.90	0.75	1.10	1.10	1.60	1.10

(20) 東京株式取引所主要株式及公社債各月平均相場 (單位圓)

銘柄	株式		短期		國債		會社債	
	新東	大株新	郵船	滿業	鋼管	日鏡	清鐵	甲號
17. 6	137.46	74.60	153.44	111.09	57.34	73.42	58.38	63.92
7	135.80	74.40	155.57	110.80	57.82	72.36	59.04	72.93
8	134.40	72.77	153.22	109.74	57.93	68.93	58.57	73.19
9	130.75	70.40	151.70	110.52	57.91	67.28	56.82	73.78
10	126.80	68.12	149.46	111.30	58.14	72.25	56.24	74.39
11	116.51	67.76	143.74	102.73	61.16	74.11	60.97	74.09
12	97.27	55.64	129.01	92.57	58.96	68.50	62.11	72.85
16. 12	132.51	74.99	154.57	105.98	58.42	67.46	58.40	69.20
15. 12	112.50	58.04	147.84	85.51	61.75	67.91	62.62	105.44

(21) 東京株式價指 (東洋經濟調) (昭和12年6月=100)

年月末	總指數		鐵鋼		海運		造船		機械		化學		肥料		窯業		織業		紡績		絹織		其他		電燈		鐵道		製紙		食料		製糖		滿業		雜		取引		銀行		保險	
	總指數	鐵鋼	海運	造船	機械	化學	肥料	窯業	織業	紡績	絹織	其他	電燈	鐵道	製紙	食料	製糖	滿業	雜	取引	銀行	保險																						
17. 7	131.0	109.2	115	120	142	122	86	128	81	82	68	111	121	126	94	96	75	91	109	83	100	72																						
8	134.7	112.3	118	125	147	126	89	128	83	83	68	112	126	128	97	101	77	91	84	102	79																							
9	132.5	110.4	120	125	151	104	86	122	79	81	63	110	133	127	92	105	76	90	81	102	78																							
10	136.5	113.8	124	126	165	122	91	124	82	80	65	109	138	126	88	107	79	89	76	102	78																							
11	131.4	109.5	121	113	156	109	90	120	80	75	61	109	135	127	88	99	78	92	71	101	77																							
12	129.3	107.8	118	104	158	118	91	109	78	69	57	120	134	127	83	90	77	92	57	101	76																							
16. 12	128.5	107.1	113	127	141	98	89	130	81	84	73	116	115	122	93	89	85	98	93	100	72																							
15. 12	113.3	94.4	98	91	109	84	79	121	74	71	65	99	101	112	84	76	69	94	67	95	79																							

(備考) *印は新指數を昭和15年以前の舊指數に接續せしめる爲め、昭和16年に於ける新舊指數の比を新指數に乗じたるもの。第23表東京卸賣物價指數も同じ。

(22) 各種債券及株式利週 (勸銀調) (單位%)

年月 (月平均)	公債					株式					當月新發行債券		
	國債	地方債	勸業債	銀行債	社債	平均	銀行	產業	平均	平均	最高	最低	平均
17. 7	3.787	4.210	4.218	4.300	4.356	4.174	5.030	5.190	5.190	9.380	4.316	3.657	4.231
8	3.781	4.211	4.219	4.300	4.350	4.172	5.110	5.240	5.210	9.410	4.200	3.318	4.242
9	3.769	4.212	4.219	4.291	4.350	4.168	5.040	5.160	5.140	9.410	4.320	3.657	4.253
10	3.763	4.209	4.220	4.291	4.351	4.167	4.930	5.180	5.130	9.410	4.287	3.657	4.108
11	3.763	4.209	4.221	4.291	4.352	4.167	4.980	5.190	5.150	9.410	4.309	3.840	4.146
12	3.763	4.210	4.222	4.292	4.352	4.168	5.040	5.330	5.280	9.270	4.263	3.658	4.028
16. 12	3.823	4.210	4.213	4.298	4.367	4.182	5.080	5.800	5.660	9.390	4.318	3.748	4.163
15. 12	3.868	4.180	4.169	4.263	4.355	4.167	5.280	5.890	5.770	9.550	4.286	3.658	4.118

(23) 東京卸賣物價指數 (東洋經濟調)(昭和6年平均=100)

月末	穀物	其他食品	織物	織物原料	金屬	石炭石油	工業藥品	肥料	建築材料	雜品	總平均	總平均 (大正2年 1月=100)
15年中	268.0	167.9	233.9	181.3	277.1	199.8	196.5	238.4	255.2	201.1	219.2	266.7
16	273.9	175.3	282.9	199.2	281.1	209.1	201.4	240.3	260.2	205.3	230.9	280.8
17. 9	273.2	183.9	339.3	217.0	302.7	235.1	214.1	240.0	268.4	207.5	247.0	300.4
10	273.2	183.9	344.6	217.3	302.7	235.1	214.1	240.0	268.4	207.5	247.5	301.0
11	273.0	184.7	344.6	217.7	302.7	235.1	214.1	240.0	268.4	207.5	247.7	301.2
12	273.0	184.7	344.6	218.8	302.7	235.1	220.0	240.5	268.4	207.5	248.5	302.1
16. 12	270.1	183.9	308.5	204.2	287.3	210.9	205.7	239.8	260.5	205.8	237.2	288.4
15. 12	270.1	173.9	233.2	183.0	277.8	203.6	199.1	240.4	255.5	204.3	221.7	269.6

(24) 東京給料生活者消費指數 (昭利12年=100) (内閣統計局調)

年月	總平均	飲食料	住居費	光熱費	被服費	其他費	年月	總平均	飲食料	住居費	光熱費	被服費	其他費
14年中	118.3	124.4	104.1	115.0	147.6	106.9	14年中	121.1	123.3	107.1	122.3	150.3	107.0
15	139.2	153.2	110.5	134.5	192.1	115.5	15	143.5	152.8	115.3	139.9	185.9	116.7
16	142.1	153.8	113.8	130.0	205.7	117.7	16	147.3	152.5	119.4	142.3	202.5	120.6
17. 8	148.7	159.7	115.7	132.0	222.6	127.1	17. 8	154.5	157.0	125.0	147.6	217.9	130.4
9	149.6	161.4	116.0	132.1	222.1	127.7	9	154.7	156.9	125.3	147.8	217.8	131.2
10	149.3	160.1	116.1	134.5	222.5	128.3	10	154.6	155.9	125.7	150.2	218.1	131.8
11	149.1	159.2	116.2	134.7	222.8	128.3	11	154.6	155.4	126.0	150.5	218.2	132.4
16. 11	142.0	151.5	114.1	131.9	213.1	117.3	16. 11	147.6	150.8	120.0	145.6	208.5	120.6
15. 11	138.8	148.4	112.0	134.8	198.5	117.4	15. 11	143.9	149.5	117.3	143.2	192.0	119.6

(25) 全國勞働者生活費指數 (昭和12年7月=100) (内閣統計局調)

(26) 農村物價分別指數 (帝國農會調)(昭和12年平均=100) (備考) 括弧内ハ米穀生産獎勵金ヲ加算セルモノ

年月	農 業												林 業												生 産 物												
	總平均	種苗	蠶種	家畜	無機質	有機質	肥料	飼料	光熱劑	農機具	其他資材	總平均	食料品	被服	家庭用品	家事衛生品	總平均	食料品	被服	家庭用品	家事衛生品	總平均	食料品	被服	家庭用品	家事衛生品											
15年平均	186.4	187	162	154	122	231	193	157	190	229	190.2	185	223	192	194	144	186.4	187	162	154	122	231	193	157	190	229	190.2	185	223	192	194	144					
16	180.8	171	159	193	123	216	179	159	199	177	200.7	184	245	240	174	150	164.8	162.0	137	150	136	160	145	186	199	208	214	165	198	166	170	184	185	223	192	194	144
17. 7	190.4	219	151	223	123	223	184	166	216	180	218.5	193	269	266	191	171	165.8(172.2)	141(157)	147(162)	138	161	143	179	146	205	248	175	168	198	198	194	—	—	—	172		
8	188.8	156	146	223	123	223	184	164	218	180	216.6	192	265	267	190	169	164.2(170.7)	141(157)	147(162)	140	161	142	179	131	202	213	156	172	187	196	196	194	—	—	—	171	
9	189.7	180	156	227	123	222	185	163	218	181	218.6	191	268	269	191	167	168.0(174.5)	141(157)	147(162)	141	161	142	174	129	190	238	200	187	196	201	201	201	165	167			
10	189.1	165	147	227	123	222	183	164	220	184	218.9	192	266	272	193	159	169.8(176.2)	141(157)	147(162)	141	161	142	178	129	196	261	201	187	198	195	195	165	159				
11	191.7	155	—	226	123	222	193	164	220	185	220.2	194	267	274	193	161	167.8(174.2)	141(157)	147(162)	142	161	142	199	129	161	237	203	198	198	198	165	161					
16. 11	162.9	138	138	146	136	161	140	176	123	263	170	184	178	188	207	180	162.9	159.7	137	146	142	159	140	176	123	201	175	173	263	241	157	184	207	180			
15. 11	159.7	137	137	149	142	159	140	212	201	241	157	—	179	190	217	191	159.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	180		

(27) 產業別勞働者數 (厚生省勞働局調) (單位人)

年月末	業													
	工						業			業				
	工場		瓦斯水道		土木建築		其他		鑛業		總計			
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
14. 6	2,819,706	1,329,272	4,148,978	66,361	2,859	69,220	328,042	22,265	350,307	205,188	114,063	423,187	51,137	474,324
14. 12	2,948,631	1,379,092	4,327,723	69,506	3,790	73,296	350,201	23,602	373,803	215,460	107,146	442,535	51,635	494,170
15. 6	3,107,687	1,365,908	4,473,595	68,169	3,840	72,009	370,624	26,444	397,068	221,694	103,880	457,361	56,378	513,739
15. 12	3,207,313	1,399,790	4,607,103	74,858	4,205	79,063	388,170	27,147	415,317	216,834	114,936	483,836	61,497	545,333
16. 6	3,354,398	1,481,745	4,836,143	78,969	4,268	83,237	426,696	30,995	457,951	224,590	111,447	504,189	65,291	569,480
16. 12	3,552,712	1,450,396	5,003,108	77,584	5,835	83,419	443,970	33,584	477,554	231,042	123,142	509,435	71,729	581,164
年月末	交通業		農林業		水產業		日傭勞働者		總計					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計					
	14. 6	452,913	59,507	512,420	390,919	264,956	655,875	218,426	41,045	259,471	949,710	311,253	5,854	452,219,635
14. 12	438,513	62,313	500,826	743,768	528,019	1,271,787	207,929	44,433	252,362	885,702	305,937	6,302	2,452,505,967	
15. 6	443,592	65,391	509,083	420,342	325,057	805,399	221,821	51,916	273,737	870,207	323,018	6,241	4,972,321,932	
15. 12	443,787	73,020	516,807	523,634	374,531	898,165	219,065	55,039	274,104	861,494	291,975	6,418,991	2,408,140	
16. 6	459,634	66,929	526,563	541,825	380,447	922,272	252,297	60,735	313,032	856,597	293,935	6,699	1,952,495,792	
16. 12	446,443	68,639	515,082	473,360	335,801	809,162	230,141	58,656	288,797	821,549	290,084	6,786	2,372,437,866	

(28) 日銀連結勞働人員及賃銀統計 (內閣統計局調)(大正15年=100)

年月	工場						礦業											
	人員		賃銀		總計		人員		賃銀		總計							
	總數	男	女	男	女	總數	男	女	男	女	總數	男	女					
17. 4	165.5	232.0	94.6	158.4	144.2	112.5	109.7	108.7	113.5	114.7	134.7	44.3	200.6	200.5	114.3	192.6	193.6	107.6
17. 5	167.6	236.2	94.3	158.7	144.0	114.3	109.2	108.1	113.5	114.1	133.8	44.9	201.1	201.6	116.3	191.9	193.5	109.0
17. 6	168.9	239.2	93.7	162.0	146.0	115.1	109.8	108.7	113.2	115.0	135.0	44.8	203.3	203.8	116.2	194.7	196.3	109.7
17. 7	169.7	241.1	93.2	164.2	145.3	117.8	110.6	109.4	114.1	116.3	136.5	45.2	199.2	201.1	117.9	191.5	194.5	111.4
17. 8	170.7	243.6	92.3	163.2	147.0	117.6	111.6	110.5	114.9	117.0	137.4	45.1	206.1	206.3	116.2	195.7	197.0	108.7
17. 9	171.7	245.6	92.0	164.1	147.9	118.8	112.0	110.9	115.1	118.1	138.9	44.9	206.8	206.8	116.5	197.0	198.1	109.3
17. 10	171.8	246.7	90.9	168.7	151.0	120.8	111.3	109.6	115.5	117.4	138.0	44.7	210.7	210.5	120.9	200.6	201.0	111.3
16. 10	150.7	209.4	88.5	155.5	141.0	110.9	106.4	105.1	109.8	112.1	132.1	41.6	195.2	194.4	113.0	188.3	188.4	107.8
15. 10	146.2	197.6	92.5	138.0	126.4	99.8	102.1	101.8	101.7	109.6	130.1	37.4	183.3	181.4	108.5	178.3	177.7	102.5

(29) 東京勞働賃銀指數 (東京商工會議所調)(昭和10年=100)

年月	賃銀指數										平均	
	纖維工業	金屬工業	機械器具工業	窯業	化學工業	食料品工業	被服及身軀品製造業	製材及家具類製造業	印刷業	土木建築業		仲仕及日傭夫
17. 4	156.3	150.5	143.7	178.5	170.6	158.1	190.8	169.3	120.5	178.6	176.2	162.9
17. 5	157.8	153.1	144.3	169.6	177.5	154.6	191.3	169.2	122.8	178.3	186.2	164.1
17. 6	159.4	152.5	140.6	167.8	174.7	154.4	196.7	172.5	115.2	178.3	186.2	163.8
17. 7	159.7	147.8	137.8	170.0	191.2	159.3	195.8	171.4	123.6	178.3	187.8	166.1
17. 8	161.1	150.8	137.0	169.9	190.4	162.2	186.7	169.7	122.0	177.2	190.6	166.0
17. 9	160.8	153.8	146.1	175.5	188.3	161.9	198.8	168.2	130.3	177.2	190.6	168.3
17. 10	165.9	156.2	150.6	181.9	188.0	163.1	199.4	169.9	125.8	179.1	191.2	170.9
16. 10	152.5	140.1	132.0	157.7	169.4	144.4	173.3	156.9	119.2	172.9	171.7	154.6
15. 10	138.9	129.5	122.8	150.1	150.2	132.4	155.3	148.5	106.4	166.5	166.4	142.9

(30) 勞働 爭 議 統 計 (厚生省勞働局調)										(31) 小作 爭 議 統 計 (厚生省勞働局調)									
年 月	参加人員 (人)	争議事件数 (件)	業 應 別 争 議 件 数 (單位件)			業 應 別 争 議 件 数 (單位件)	業 應 別 争 議 件 数 (單位件)	業 應 別 争 議 件 数 (單位件)	業 應 別 争 議 件 数 (單位件)	業 應 別 争 議 件 数 (單位件)	年 月	關 係 地 主・ 小 作 人 (人)			關 係 耕 地 面 積 (町)			計 (其他共)	
			金屬工業	機械器具工業	化學工業							瓦斯電氣水道業	紡績業	食料品工業	地主	小作人	田		畑
17. 7	414	15	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 6	41	114	66.69	2.12	68.81			
17. 8	950	25	4	4	2	—	—	—	—	—	17. 7	13	38	19.60	11.94	31.54			
17. 9	1,232	22	4	5	2	—	—	—	—	—	17. 8	16	460	112.71	2.24	114.95			
16. 9	790	23	3	2	—	—	—	—	—	16. 8	10	17	2.40	0.22	2.62				
16. 10	9,558	166	19	39	9	—	—	—	—	16. 9	3,302	10,857	6,935.66	1,100.48	8,213.77				
16. 11	13,320	300	25	54	29	—	—	—	—	15. 中	5,319	18,474.11	316.52	2,975.10	14,582.25				
17. 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 6	—	—	—	—	—	—			
17. 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 7	—	—	—	—	—	—			
17. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 8	—	—	—	—	—	—			
16. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16. 8	—	—	—	—	—	—			
16. 10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16. 9	—	—	—	—	—	—			
16. 11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15. 中	—	—	—	—	—	—			
17. 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 6	—	—	—	—	—	—			
17. 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 7	—	—	—	—	—	—			
17. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 8	—	—	—	—	—	—			
16. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16. 8	—	—	—	—	—	—			
16. 10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16. 9	—	—	—	—	—	—			
16. 11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15. 中	—	—	—	—	—	—			
17. 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 6	—	—	—	—	—	—			
17. 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 7	—	—	—	—	—	—			
17. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17. 8	—	—	—	—	—	—			
16. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16. 8	—	—	—	—	—	—			
16. 10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16. 9	—	—	—	—	—	—			
16. 11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15. 中	—	—	—	—	—	—			

(32) 朝 鮮 金 融 統 計 (朝鮮銀行調) (單位千圓)										(33) 臺 灣 金 融 統 計 (臺灣銀行調) (單位千圓)									
年 月	鮮銀券發行高	各銀行預金	各銀行出	各銀行所有有價證券	手形交換高	郵便貯金	各 銀 行 平 均 金 利			手形	年 月	臺 灣 銀 行 金 利			手形	年 月			
							定期預金	當座預金	手形貸付			定期預金	當座預金	手形貸付			定期預金	當座預金	手形貸付
17. 5	658,655	2,549,380	2,796,156	1,819,478	527,294	176,125	35.1	2.3	16.1	15.7	16. 10	—	—	—	—	—			
17. 6	667,715	2,651,736	2,786,195	1,968,413	560,128	181,688	35.1	2.3	15.8	15.7	16. 11	—	—	—	—	—			
17. 7	654,276	2,598,591	2,808,624	1,999,389	571,450	192,122	35.1	2.3	15.7	15.7	17. 1	—	—	—	—	—			
17. 8	678,059	2,591,719	2,844,418	2,023,132	508,033	193,635	35.1	2.3	15.7	15.7	17. 2	—	—	—	—	—			
17. 9	698,745	2,612,250	2,848,680	2,059,398	528,038	195,034	35.1	2.3	15.7	15.7	17. 3	—	—	—	—	—			
17. 10	729,351	2,612,741	2,901,295	2,101,325	553,227	197,277	35.1	2.3	15.7	15.7	17. 4	—	—	—	—	—			
16. 10	568,886	1,983,340	2,602,926	1,278,625	423,323	154,217	37.1	2.5	17.1	16.6	17. 5	—	—	—	—	—			
15. 10	462,636	1,514,452	2,292,650	839,004	363,830	125,209	36.3	2.3	17.6	17.5	17. 6	—	—	—	—	—			
16. 4	243,642	451,268	534,427	96,413	70,948	—	—	—	—	—	16. 9	—	—	—	—	—			
16. 5	239,600	461,643	523,733	88,549	72,679	—	—	—	—	—	16. 10	—	—	—	—	—			
16. 6	250,429	484,657	532,050	93,854	73,989	—	—	—	—	—	16. 11	—	—	—	—	—			
16. 7	253,423	481,686	557,024	120,889	76,835	—	—	—	—	—	17. 1	—	—	—	—	—			
16. 8	253,117	488,160	560,032	105,000	80,514	—	—	—	—	—	17. 2	—	—	—	—	—			
16. 9	249,697	499,333	560,126	89,705	81,736	—	—	—	—	—	17. 3	—	—	—	—	—			
16. 9	200,905	402,455	489,497	68,117	61,893	—	—	—	—	—	17. 4	—	—	—	—	—			
15. 9	181,174	353,642	411,387	74,356	49,688	—	—	—	—	—	17. 5	—	—	—	—	—			

(備考) 銀行券發行高、預金高、貸出高、所有有價證券、郵便貯金は各月末現在高を示す。* 印金利中定期預金のみ年利にして、他は日歩を示す。

(40) 滿洲國內(含關東州)銀行預金及貸出現在高 (滿洲中央銀行調) (單位千圓)

年月末	預						貸					
	滿洲中央銀行	滿洲興業銀行	內國通銀行	日本側銀行	中國側銀行	歐米側銀行	滿洲中央銀行	滿洲興業銀行	內國通銀行	日本側銀行	中國側銀行	歐米側銀行
1939年	719,179	568,691	101,901	202,674	17,068	20,114	1,629,627	871,055	98,730	509,722	14,874	11,154
1940年	525,255	739,411	1201,958	273,533	18,410	19,154	1,755,775	872,318	1,294,574	1,417,770	4,494	12,880
1942年	709,591	825,689	330,558	436,322	15,821	1,444	2,319,425	798,587	934,850	329,046	866,456	14,001
4	578,990	981,402	343,620	427,976	12,406	1,338	2,345,732	698,696	967,703	336,682	799,015	11,913
5	544,558	1,007,766	359,405	450,115	6,350	4,374	2,372,558	698,618	987,274	340,002	781,180	8,686
6	531,828	1,028,261	375,290	487,274	5,997	—	2,428,650	628,851	987,257	366,251	755,447	8,520
7	434,119	836,955	223,937	346,211	18,410	13,679	1,873,311	891,315	1,376,121	246,165	620,601	8,711
1941年	409,966	630,535	143,411	222,330	16,086	24,477	1,446,805	514,954	1,016,144	1,130,579	509,594	16,535
1940年	434,119	836,955	223,937	346,211	18,410	13,679	1,873,311	891,315	1,376,121	246,165	620,601	8,711

(41) 滿洲國主要都市手形(震據)交換高 (滿洲中央銀行調)(金額單位千圓)

年月末	新			奉			大			年月末	×合計				
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數		金額	金額			
1939年	157,015	458,469	311,406	602,173	509,668	3,077,163	1,970,585	7,436,272	1940年	419,332	1,364,773	676,132	1,322,598	2,615,601	8,702,912
1942年	46,680	182,564	107,954	254,348	58,457	355,577	342,319	1,125,813	1941年	45,704	186,372	113,390	280,773	303,633	1,056,869
8	49,296	191,593	102,117	340,787	61,644	395,718	395,718	1,056,869	1942年	50,577	210,267	122,867	362,029	296,037	979,444
9	50,577	210,267	122,867	362,029	56,634	418,609	418,609	979,444	1941年	43,469	177,351	130,877	244,571	306,579	1,004,994
10	43,469	177,351	130,877	244,571	55,750	309,662	309,662	1,004,994	1940年	36,660	130,464	56,720	156,036	305,535	1,140,873
11	36,660	130,464	56,720	156,036	55,195	344,510	344,510	1,140,873	1941年	43,469	177,351	130,877	244,571	305,535	1,140,873
1940年	43,469	177,351	130,877	244,571	55,750	309,662	309,662	1,004,994	1940年	36,660	130,464	56,720	156,036	305,535	1,140,873

(備考) * 印合計は、表揚三都市ノ外、哈爾濱、安東、營口、錦州、吉林、齊々哈爾、牡丹江の七都市を含む。

(42) 新京卸賣物價及生計費指數 (滿洲中央銀行調)

年月	新 京 卸 賣 物 價 指 數 (1933年=100)										新 京 生 計 費 指 數 (1936年=100)									
	特產	雜穀	食料品	紡織品	金物	建築材料	燃料	雜品	平均	總指數	飲食費	被服費	住房費	光熱費	雜費	飲食費	被服費	住房費	光熱費	雜費
1940年中	294.8	298.8	204.2	218.6	162.3	183.9	179.0	296.2	225.8	213.4	225.0	293.3	166.7	175.0	183.7	293.3	320.9	171.2	214.6	223.4
1941年中	342.0	235.1	204.3	209.1	174.0	198.3	227.7	210.9	248.2	249.8	268.6	320.9	171.2	214.6	223.4	268.6	320.9	171.2	214.6	223.4
1942年	387.9	262.1	270.7	249.9	194.5	213.5	277.4	301.1	269.7	282.8	309.5	345.7	172.3	283.8	209.5	309.5	345.7	172.3	283.8	209.5
9	387.9	262.1	270.7	249.9	194.5	213.5	277.4	301.1	269.7	282.8	309.5	345.7	172.3	283.8	209.5	309.5	345.7	172.3	283.8	209.5
10	387.9	262.1	270.7	249.9	194.5	213.5	277.4	301.1	269.7	282.8	309.5	345.7	172.3	283.8	209.5	309.5	345.7	172.3	283.8	209.5
11	389.2	286.1	276.3	259.8	194.5	213.5	340.7	301.1	279.3	285.9	313.3	347.1	172.3	283.8	272.3	313.3	347.1	172.3	283.8	272.3
12	435.0	286.7	295.5	262.2	194.5	213.5	340.7	306.3	288.7	293.9	319.4	347.1	172.3	285.7	289.5	319.4	347.1	172.3	285.7	289.5
1941年	387.9	262.1	265.3	249.8	174.0	203.1	244.7	295.3	259.1	268.7	297.3	335.3	169.2	250.5	247.2	297.3	335.3	169.2	250.5	247.2
1940年	331.4	233.9	226.2	227.3	254.5	194.5	205.8	316.7	246.7	232.9	249.2	319.4	171.7	202.4	202.2	249.2	319.4	171.7	202.4	202.2

(43) 滿洲國產業別勞働需給 (滿洲國統計處調)(單位人)

年月	調查事 業體數	勞					者					日備勞働者 使用延數
		前月末 現在	雇入	解雇	雇入超過 △解雇超過	本月末 現在	滿人	日內地人	朝鮮人	其ノ他		
1941年	5,668	900,795	116,588	108,552	8,036	908,831	846,384	29,177	28,363	4,907	5,112	6,388
2	5,880	912,900	157,495	136,857	20,638	933,538	872,160	27,154	28,964	5,260	5,383	6,443
3	6,152	929,189	205,227	127,195	77,232	1,006,421	940,850	31,558	28,302	5,711	5,702	6,888
4	6,615	1,021,430	184,538	120,957	63,581	1,085,011	1,014,196	32,215	20,716	7,884	5,313	8,699
5	225	49,747	6,675	5,980	695	50,442	41,564	1,660	6,706	512	368	710
林業	397	343,676	40,557	44,884	4,327	339,349	329,523	4,020	4,829	977	1,622	314
礦業	5,651	555,929	129,162	61,037	68,125	624,054	343,233	17,854	8,585	1,834	2,839	848
工業	12	791	32	39	7	784	234,572	5,553	8,484	3,939	527	527
交通	342	72,078	8,144	9,056	912	71,166	65,304	3,128	2,112	622	482	999

(44) 中國各種紙幣發行高 (單位百萬元)						(45) 中央儲備銀行券發行高及準備高 (單位千元)						
年月末	舊幣			新幣			年月末	發行額		× 發行指數	準備額	
	中聯券 (1)	中儲券 (2)	蒙銀券 (2)	中央券	中國券	交通券		中農券	國幣		合計	現金 準備
1940年中	715	..	93	..	1,562	..	1939年
1941年	966	261	114	1940年
1942. 7	94	2	390,655	22,566	413,222	2,146.06	413,322
8	99	3	572,349	28,141	600,489	3,118.63	600,489
9	98	4	633,370	27,229	660,599	3,430.81	660,599
10	103	5	796,125	24,202	820,327	4,260.35	820,327
1941. 5	..	155	107	1941. 5	42,157	2,944	45,101	234.23	44,981

(46) 天津卸賣物價指數 (1936年=100)										(47) 蒙疆卸賣物價指數 (1938年8月下旬=100)																						
年月	食糧		衣服及其原料		金屬		建築材料		燃料		雜項		總指數		年月	食糧		調味及嗜好品		紡織		獸毛類		燃料及燈火類		建築材料		雜品		總平均		
	食糧	其他食料	衣服及其原料	金屬	建築材料	燃料	雜項	總指數	食糧	其他食料	調味及嗜好品	紡織	獸毛類	燃料及燈火類		建築材料	雜品	總平均	食糧	其他食料	調味及嗜好品	紡織	獸毛類	燃料及燈火類	建築材料	雜品	總平均					
1940年中	366.5	448.0	665.4	337.1	290.3	396.4	399.7	1940年中	152.4	182.2	251.7	123.8	155.9	238.7	179.4	182.0	1941. 11	456.0	571.0	800.3	429.6	374.2	490.3	501.3	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	216.7	234.6
1941年	406.0	527.9	746.3	387.4	319.7	426.3	450.2	1941年	281.6	226.1	450.8	106.4	193.9	288.0	227.0	269.1	1940. 11	383.7	481.0	691.9	340.0	281.8	391.2	414.3	1940. 5	150.9	183.9	250.8	116.2	152.1	172.5	179.0
1942. 7	605.6	616.4	820.3	458.5	426.3	659.8	593.2	1942. 1	547.3	283.9	581.1	188.7	244.5	323.5	258.1	346.4	1941. 11	456.0	571.0	800.3	429.6	374.2	490.3	501.3	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	216.7	234.6
8	632.9	619.0	822.6	464.4	426.6	661.9	605.7	1942. 2	601.2	285.7	590.2	189.2	250.4	325.5	279.7	354.0	1941. 11	456.0	571.0	800.3	429.6	374.2	490.3	501.3	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	216.7	234.6
9	645.4	619.2	822.6	490.0	426.6	674.6	610.4	1942. 3	610.3	288.6	677.6	188.6	265.8	340.3	298.3	379.2	1941. 11	456.0	571.0	800.3	429.6	374.2	490.3	501.3	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	216.7	234.6
10	706.3	618.9	822.6	460.6	427.4	681.2	633.6	1942. 4	637.7	299.3	614.3	187.8	276.7	362.7	313.2	379.3	1941. 11	456.0	571.0	800.3	429.6	374.2	490.3	501.3	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	216.7	234.6
11	745.2	618.9	822.6	463.7	427.9	677.7	648.0	1942. 5	621.8	309.3	626.6	187.1	272.4	378.1	316.6	386.1	1941. 11	456.0	571.0	800.3	429.6	374.2	490.3	501.3	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	216.7	234.6
(備考)	456.0	571.0	800.3	429.6	374.2	490.3	501.3	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	216.7	234.6	1941. 5	168.9	206.1	397.3	182.7	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4	271.4

(48) 北京卸賣物價指數 (1936年=100)										(49) 天津工人生活費指數 (1936年=100)																	
年月	食糧		其他食料		衣服及其原料		金屬		燃料		建築材料		雜品		總指數		年月	食糧		衣服類		燃料及雜品		住家		總指數	
	食糧	其他食料	衣服及其原料	金屬	燃料	建築材料	雜品	總指數	食糧	衣服類	燃料及雜品	住家	總指數	食糧	衣服類	燃料及雜品		住家	總指數								
1940年中	416.7	337.2	441.4	643.1	250.9	345.0	403.1	395.3	1940年中	424.1	453.6	339.7	210.5	378.7	1941. 11	483.0	621.9	459.0	287.7	457.2							
1941年	552.3	414.1	535.9	762.9	276.3	363.7	408.5	451.1	1941年	421.0	555.3	434.1	274.6	407.2	1940. 11	397.9	490.4	424.6	262.5	385.8							
1942. 7	691.9	552.7	717.4	1,628.2	308.1	474.7	577.2	660.5	1942. 7	662.7	724.0	1,007.8	404.0	680.0	1941. 11	483.0	621.9	459.0	287.7	457.2							
8	733.7	571.5	637.1	454.2	324.1	635.0	555.0	605.0	1942. 8	713.8	742.9	966.9	404.0	707.9	1940. 11	397.9	490.4	424.6	262.5	385.8							
9	775.4	581.9	637.1	454.2	324.1	638.7	551.9	618.8	1942. 9	714.4	720.4	957.5	404.0	723.3	1941. 11	483.0	621.9	459.0	287.7	457.2							
10	918.2	595.2	637.4	454.2	324.1	640.3	551.9	661.5	1942. 10	803.3	738.0	956.8	404.0	764.8	1940. 11	397.9	490.4	424.6	262.5	385.8							
11	1,096.6	617.6	648.3	454.2	324.1	642.6	551.9	718.0	1942. 11	860.4	757.9	967.3	404.0	804.8	1941. 11	483.0	621.9	459.0	287.7	457.2							
1941. 11	498.0	468.0	591.3	907.4	298.0	371.3	433.4	498.7	1941. 11	483.0	621.9	459.0	287.7	457.2	1940. 11	397.9	490.4	424.6	262.5	385.8							
1940. 11	410.9	382.7	466.5	585.3	262.7	346.9	389.9	404.7	1940. 11	397.9	490.4	424.6	262.5	385.8	1940. 11	397.9	490.4	424.6	262.5	385.8							

(51) 倫敦及紐育市場外國爲替相場

年 月	倫 敦		紐 育		英 國		日 本		米 國		印 度		西 班 牙		加 拿 大		南 美 洲		
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
1940年中	4.04.0	4.02.5	4.02.5	4.02.5	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂
1941	4.02.5	4.02.5	4.02.5	4.02.5	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂
1942. 7	4.03.5	4.02.5	4.02.5	4.02.5	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂
8	4.03.5	4.03.5	4.03.5	4.03.5	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂
9	4.03.5	4.03.5	4.03.5	4.03.5	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂
10	4.03.5	4.03.5	4.03.5	4.03.5	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂
1941. 10	4.02.5	4.02.5	4.02.5	4.02.5	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂	1/-6 ³ / ₂

編輯後記

昨年敵機が始めて我が本土を襲つた四月十八日が再び廻つて来た。この頃は、我が本土空襲には最適の時季と云はれるが、今年もこの時季を迎へて、吾々は空襲に對する覺悟を眞剣に固めなければならぬ。米の宣傳によるまでもなく、今年こそは決して眞似事ではない本格的な空襲が企圖されてゐるからだ。

決戦下にあつて、本年報も益々國策的使命の遂行に邁進してゐる。刻々に生起する内外の問題は、出来るだけこれを網羅する心構へで編輯を進めてゐるが、遺憾乍ら紙幅の關係で割愛せねばならぬ事柄も少くない。従つて今後は、第三、第四部即ち世界情勢と國內政

治經濟情勢の頁を増して、これ等の問題の検討をより廣範に、より詳細に取扱ふ積りである。次輯への御期待を乞ふ。

日本經濟年報第五十二輯 禁無斷轉載

定價 貳圓 合計貳圓四錢
特別行爲稅 四錢 送料十二錢
相當額

編輯者 野澤義朗
發行所 東京市牛込區櫻町七
印刷所 大日本印刷櫻町工場 (東京一)
印刷者 堀修造
配給元 東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

出文協承認
110346号

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
東洋經濟新報社出版部
振替東京六五一八番
電話日本橋 八一三番、二七八五番

會員番號 一一〇五一〇番


次目刊既 報年濟經本日

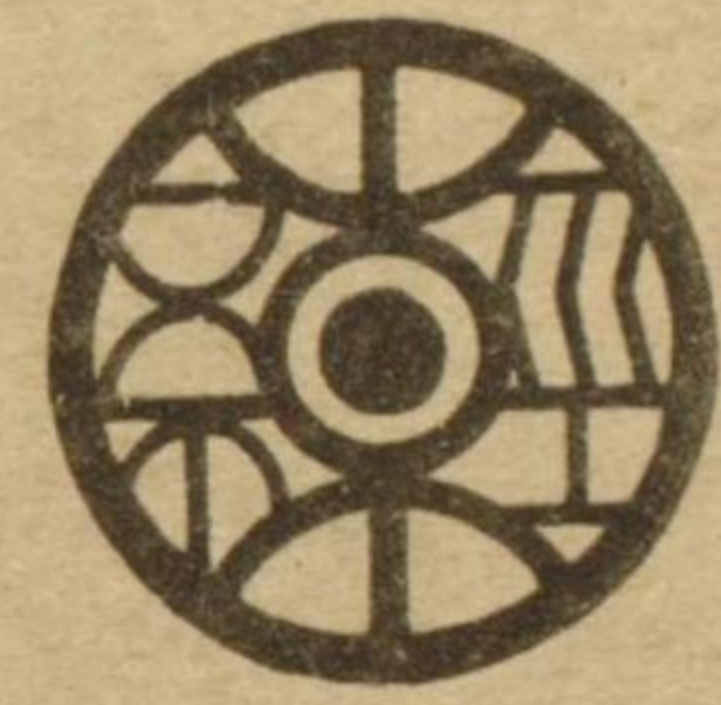
輯八十四第	輯九十四第	輯十五第	輯一十五第
第一部 大東亞戦争の現位地 第二部 南方諸國の民族運動 第三部 東亞共榮圈建設の基 第四部 大東亞戦争下の日本經濟 附録 大東亞戦争戦況發表表 特價一圓八十錢 送料十二錢	第一部 金融新體制の確立と背景 第二部 日本農業の現實と課題 第三部 樞軸新攻勢を繞る世界情勢 第四部 戦争と建設の日本政治經濟 附録 大東亞戦争戦況發表表(二) 定價一圓五十錢 送料十二錢	第一部 日本戦争經濟力の檢討 第二部 戦時經濟の發展過程と現状及び將來 第三部 世界戦の成熟と各國の動向 第三部 共榮圈建設の基底としての日本經濟 附録 大東亞戦争戦況發表表(三) 定價一圓二十錢 送料十二錢	第一部 高度勞務統制の現實と課題 第二部 米國戦争經濟の展開過程 第三部 世界戦勢の展望 第四部 日本政治經濟の現況分析 附録 大東亞戦争戦況發表表(四) 定價一圓二十錢 送料十二錢
輯四十四第	輯五十四第	輯六十四第	輯七十四第
第一部 長期戦體制と中小工業問題 第二部 参戦體制を整へる米國經濟 第三部 對立深化過程の國際情勢 第四部 國內政治經濟の分析 定價一圓三十錢 送料九錢	第一部 再燃せる物價問題とその歸趨 第二部 國共分裂の現状と將來 第三部 世界戦成熟過程の國際情勢 第四部 國內政治經濟の分析 特輯 獨ソ開戦とソ聯の抗戦力 定價一圓五十錢 送料九錢	第一部 戦時下國策會社の進出とその意義 第二部 米國の世界制覇政策 第三部 獨ソ開戦後の世界情勢 第四部 臨戦體制下の日本經濟 定價一圓五十錢 送料九錢	特輯 日・英米開戦と國民の覺悟 第一部 資産凍結後の日本經濟 第二部 新展開を孕む世界情勢 第三部 英獨米の戦時増税 定價一圓五十錢 送料九錢

振替 東一五八番 京番 八一五番
 社報新濟經洋東 橋本・京東 本三町二ノ橋

CL.

NO. 49231





賣價(税込) ¥ 2.04